

衆議院 科学技術委員会 議 録 第二 号

平成十二年十一月八日(水曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 古賀 一成君

理事 奥山 茂彦君 理事 塩崎 恭久君

理事 高市 早苗君 理事 水野 賢一君

理事 榎床 伸二君 理事 平野 博文君

理事 齊藤 鉄夫君 理事 菅原喜重郎君

理事 岩倉 博文君 理事 木村 隆秀君

田中眞紀子君 谷垣 禎一君

渡海紀三朗君 林 省之介君

松野 博一君 村上誠一郎君

近藤 昭一君 城島 正光君

津川 祥吾君 山谷えり子君

山名 靖英君 吉井 英勝君

北川れん子君 中村喜四郎君

議員 近藤 昭一君

議員 城島 正光君

議員 榎床 伸二君

議員 山谷えり子君

議員 大島 理森君

国務大臣 (科学技術庁長官)

科学技術政務次官 渡海紀三朗君

政府参考人 (科学技術庁研究開発局長)

結城 章夫君

政府参考人 (厚生省児童家庭局長)

眞野 章君

政府参考人 (農林水産技術会議事務局)

小林 新一君

科学技術委員会専門員 菅根 一雄君

本日の会議に付した案件

政府参考人出席要求に関する件
ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法

法律案(内閣提出第七号)

ヒト胚等の作成及び利用の規制に関する法律案
(近藤昭一君外三名提出、衆法第八号)

○古賀委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律案及び近藤昭一君外三名提出、ヒト胚等の作成及び利用の規制に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として科学技術庁研究開発局長結城章夫君、厚生省児童家庭局長眞野章君及び農林水産省農林水産技術会議事務局長小林新一君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○古賀委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○古賀委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。林省之介君。

○林(省)委員 私は、科学技術委員会のメンバーの一人といたしまして、このたび提出をされました法案に関し、幾つかの御質問をさせていただきます。

この問題につきましては、政府案についても随分と私も勉強をしてみましたつもりでございます。過日には、民主党案についての説明を、民主党の法案提出者の方が見えなくなっている承りましました。聞いておりますと、うんと、どちらを聞きましても、ある意味でわかると思いますか、またわかないかという印象が、実に微妙なところがあるわけでございます。

また、我々の方にもいろいろな方々から、主として宗教関係の方もいろいろございますけれども、この問題についての数々の御意見が寄せられております。その多くのところは、少なくともヒトクローンについては絶対に禁止だというような御意見が圧倒的であったと思います。

いずれにいたしましても、近年の生命に関する科学技術の驚嘆すべき進歩というのが、大変目を見張るような状況になってまいりました。一九九七年二月には、御案内のように、イギリスで羊のドリーが誕生する、こういうことで世間を驚かせたわけでございます。

このたびの法案につきましては、いろいろな御議論がなされて、そして前回の通常国会におきまして法案が提出されたというふうに聞いております。私もいただきました資料をいろいろと勉強いたしたわけでございますが、まず初めに、この法案が今回提出されました、あるいは前回の法案が廃案になったその経過をお聞かせいただきたいと思っております。ひとつよろしくお願いをいたします。

○大島国務大臣 まず、今までの経過を知りたいという林先生の質問であつたと思ひます。

この法案が前の国会に提出をされて、実は審議がされないままに衆議院選挙に相なりました。当時、私は議選委員長をやつておりまして、山口さんも一生懸命来て、早くやつてくだされ、こう言つたんですが、国会提出の時期そのものが実はちょっと遅かつたんですね。先生御存じのように、衆議院は、選挙となると、もう政治の力が選挙にどんどん向き始めまして、具体的な法案の審議に入れぬままに終わりました。しかし一方、委員会の皆様方の御努力で、参考人だけお呼びになられて、各界の人の御意見を聞いた。

そして、我々の方にもいろいろな方々から、主にクローンにかかわる世界は、技術的な議論と同時に研究開発がどんどん進んでいる。そして、多くの中であつて、ある団体のときは、クローンの人間をつくつてさしあげますよというふうな、いわば大変恐るべきといひましようか、衝撃的なそういうふうなパブリシティも行う。

そういう社会情勢、研究開発の進みぐあい、そして選挙前の国会の状況から見ても、何としてもこの法案は早急につくらなければならぬ、成立をせしめなければならぬということ、選挙を終えまして、そしてこの国会において御審議を願つてゐる。そういう意味での緊急性というものがあつて、そういう意味で、私はお願いをしております。

民主党さんの案も出されておりますので、国会の場において慎重に御議論いただきたいながらも、そういう大きな社会の動きに対して国会がどのように結論を出すか、世界じゅうの人々が注目していると云つても過言ではないほど大きな意味を持つた御審議あるいは法案である、このように思っております。

○林(省)委員 どうもありがとうございます。事の経緯はよくわかりましたし、今大臣がおつたように、世界じゅうが注目をするような、まさに大切な法案であるということも重々承知をいたしました。ただ、まだまだ国民の間には、このクローン技術というものがどこまで我々に貢献をしてくれるのか、時には大変な誤解もあるわけでございます。

そこで、私は、あくまでもこれはいろいろと我々の耳に入る一般の国民の皆様方の御意見を集約するような形で、素朴であらうと思ひます、あるいは幼稚であらうと思ひますけれども、私が知り得ましたところの皆様方の御意見をもとに、さ

らに幾つかの質問をさせていただこうと思ひます。

そこで、科学技術庁では、このクローン技術の問題について、特にヒトクローンについてのアンケートをおとりになったというふうについてお聞きします。反対だという御意見は九〇%以上の人たちが答えているということですが、こういう国民の声をどのようにお取り上げになっているのか、その点についてお伺いをいたしたいと思ひます。

○結城政府参考人 今回の政府案につきましては、科学技術会議の生命倫理委員会及びそのもとに設置されましたクローン小委員会並びにヒト胚研究小委員会の結論を忠実に反映して作成したものでございます。

この審議の過程におきましては、中間報告を取りまとめまして、これを公表し、関係学会、有識者、一般の方から広く意見を公募、いわゆるパブリックコメントを求めました。そういうことで、意見を公募するとともに、有識者及び国民へのアンケートを実施するなどによりまして、国民各界各層の多様な意見を取り入れて作成したものでございます。

○林(省)委員 一般の国民の御意見もお聞きになったというふうに今伺いをいたしました。そのアンケート自身の実際の回答の数というものはどれぐらいになっておるんでしょうか、お尋ねをいたします。

○結城政府参考人 有識者及び国民へのアンケートでございますけれども、ちょっと具体的な母数は今手元になんてございまして、その結果によりまして、回答者のうちの九割以上が、クローン技術を人に適用することについては好ましくないという認識でございました。

また、専門家ということで、この審議の過程では、日本産科婦人科学会、医師会などの関係学会とも意見交換を行ひまして、これらの学会、専門家の方でも、クローン人間産生に対しては懸念があるという認識を持たれておるということを確認

しておるところでございます。

○林(省)委員 それでは、民主党にお尋ねをいたします。

同じ質問でございますが、皆様方はどれだけ国民の御意見をお取り上げになったのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○山谷議員 私どももいたしまして、総理府内閣総理大臣官房広報室のアンケート調査あるいはまた科学技術庁の生命倫理に関するアンケート調査を参考にいたしまして、民主党としてよりよいヒト胚等の作成及び利用の規制に関する法律案をつくるために、本年十月三日から三十一日まで、電子メールで受け付けをいたしまして国民の皆様からアクセスをいただきました。

○林(省)委員 その件数はどれぐらいになるんでしょうか。また、賛成はどれぐらいあつたのでしょうか。いわゆる賛否に対する割合はどれぐらいになるのか、ちょっとお聞かせをください。

○山谷議員 具体的な度数はきょうは持つてきていないんですけれども、賛否という形ではなくて、私どもの理念を、政府案に欠落しております生命の萌芽であるヒト胚を保護し、人間の尊厳を守る、あるいは、クローン技術の規制というのはクローン個体等の産生のみを禁止するような場当たり的なものでいいのか、理念をどう考えているのかということ、いろいろな研究の対象範囲、取り扱ひのあり方とか、さまざまなことを投げかけまして、皆様の積極的な意見を求めたわけでございます。

結論を持つていらつしやるというよりも、むしろとにかく疑問があるというふうなことで、ヒト胚分割胚は許されるのかとか、他人への譲渡というのをどう考えるのかとか、ES細胞樹立、これはいい場合もあるけれども問題がある場合もある、それをどう考えたらいのかとか、すべての人の属性を有する胚の作成を禁止すべきだという意見とか、あるいは、私どもで審査委員会を設けることを記しておりますので、審査委員の構成が学識経験者では研究推進になるのではとか、本当にさ

まざまな質問、意見、提言というふうな形で集まつてきております。

○林(省)委員 アンケートというのは、どなたに對して、どのような形で、どのような質問でというふうなところを幾らでも操作ができるといういますか、私の経験でいへば、アンケートの操作は三〇%ぐらいにわたつて、質問の仕方、あるいは対象によつて変わつてくるということなんです。

○林(省)委員 アンケートというものは、少ななくとも、ヒト胚についてとやかくという議論というものは、私どももこうしていろいろと学んでおつても、まだまだ十分にわかりにくいところがある。恐らく、委員の先生方の中にも私と同じような立場の方もいらつしやるんじゃないか、こう思うわけでございます。

既に韓国あるいは中国あたりでは、人クローン胚が作成されている、つくられていっているというふうな一部報道も耳にするわけでございますけれども、現在の内外のいわゆるクローン技術の研究状況がどのようになっているのかということ、少し御説明いただけないでしょうか。

○結城政府参考人 動物に関する研究でございますけれども、既に存在している動物と全く同じ遺伝情報を持つ動物をつくる体細胞クローン技術につきましては、海外におきまして、平成九年のイギリスのドリーから始まつたわけでございますけれども、これまでに、羊、ヤギ、牛、マウス、豚などの哺乳類での成功例が報告されております。

我が国におきましては、家畜ということですが、私も、体細胞クローンの牛の作成に成功しているほか、非常に難しいと言われております豚につきましても、その作成に成功いたしております。

それから、今先生お話しになりましたように、韓国におきましては、再生医療につながる研究の一環として人クローン胚がつくられたという報道もなされたところでございます。

○林(省)委員 かなり研究が進んでいるというふうな理解していいかと思ひますが、それでは、今クローン人間をつくらうと思へば、もう比較的簡単にクローン人間をつくることのできるんでしょ

うか、どうなんでしょうか。お尋ねをいたします。

○結城政府参考人 科学技術会議の生命倫理委員会の報告によりますと、人クローン個体の産生には高度な施設設備や巨額な資金は必要でない、一定水準以上の技術を持つ医師や研究者であれば比較的容易に実施できるというふうにされております。また、この分野の研究者によりますと、半年間の訓練で、条件さえ整えば比較的容易にヒトのクローン胚は作成できるという見解が示されておるといふふうにも聞いております。

したがって、クローン胚が移植される母胎を提供する代理母が確保されれば、人クローン個体の産生は比較的容易に行われることが懸念されておるところでございます。

○林(省)委員 それでは、例えば大学のちよつとした研究設備のあるようなところで、それなりの知識を持った人がおれば、今おつしやつたように、簡単にそういうクローン人間をつくることのできるということに将来的にはなつていくわけでしょうか。お尋ねいたします。

○結城政府参考人 そのとおり、そういう懸念が非常に持たれております。

○林(省)委員 だとすれば、これは大変な事態を招くことにもなるわけでございまして、少なくともクローン人間を禁止しなさいいけない、そういう意味での政府の明快な御見解をぜひお聞かせ願ひたいと思ひます。

○大島国務大臣 先ほど先生が一番最初に、この法律の今までの経過をお伺いをされました。私はそのときに経過だけをお話ししたのでございますが、なぜクローン人間を禁止しなければならぬのか。今先生から、大学の教鞭をとられた御経験を持ちながら、いろいろな角度から御質問され、国民がよくわかつていないんだという率直な御質問をされ、まさにその率直な御質問が、今一番大事なことだと思ひます。

クローン人間にかかわる世界というのは、二つの側面があると私は思ひます。一つは、やはりラ

イフサイエンスという世界があつて、日々これが進展していく。そして、そういう中であつて人類、人間が、やはりその技術発展に伴つて人類の貢献にしていこうという、その合意が一つあるんである。しかし一方、だからといって科学技術の進展を野方図にしていけません。特に、クローンという問題につきましては、私も、まづ無性生殖を意味しております。つまりコピーでございます。

きのう、斉藤先生が本会議で御質問されて、とてもよくまとめられた論議であつたと私は思ふんです。そういうふうな無性生殖という意味でのクローン人間の技術というのは、まず、人の尊厳という観点からこれはいけません。それから、社会秩序の維持に重大な影響を及ぼします。したがつて、たとえどういふ国であつても、どういふ宗教観があつても、どういふ意見を持つても、ここはもう人類の共通した禁止しなければならぬところでございます。そして一方、技術だけは、今先生が質問されましたように、発展していつてゐる。そこはきちつと押さえておかなければなりません。

したがつて、私も、クローン人間の産生禁止ということについては人類の合意がある。だとすれば、我が国として、そのことを国会の中で、国の意思として早急にやらなければならぬということ、禁止をすべきだというのが私どもの意思でございますし、大臣の決意というふうな意味で今伺ひをされましたが、なればこそ、この国会でぜひ成立をさせていただきたい。

民主党さんのいろいろなものを読ませていただいておりますが、ざる法であるとかいろいろ書いておりますが、ざるではございません。我々は、クローンというところは、もう十年という非常に重い刑罰を規定して、そこで抑えますよ。そういう中で、研究開発という分野の間である意味ではバランスを考えなきゃなりませんという中で出した案であるということで、先ほども申し上げましたように、クローン禁止という意味での独立

した法律という意味では、世界で初めてなわけだと私は思つております。

それぞれの国々においては、宗教観あるいは文化観、そういうものがあるかと思ひます。できればこの成立を図り、そして世界に発信をし、そういう問題に世界じゅうで考えられるきっかけにもしてまいりたい、こんな思ひで、ぜひこの国会で成立を図つていただきたい、このように思つております。

○林省委員 今、人の尊厳にかかわる重大な問題であるということはよくわかつたわけでございます。

先般、我々科学技術委員会の方で北海道に視察に参りました。そして、北海道の畜産試験場に参りまして、クローンのかわいい子牛を見ていただきました。皆さんそのときに、中には声を出して、わあ、かわいとおつしやつて鼻面をなでたり、首筋をなでたりというようになをなでたりおられました。その後、バスに乗り込みまして、きょう牛が出たら食べぬなというふうな話も出たわけでございます。

まさに、無性生殖にしろ、ああして一つの個体として生まれてまいりますと、人格といひますか牛格と申しますか、それを我々はつさに認めてゐると言つてもいいわけですね。この子が大きくなつた肉を我々は食うわけにはいかない、そういう感情を我々は持つたわけでございます。

事ほどさうに、少なくとも、そういう形で個体が出てきたときには、それなりの人格を、人間の場合であれば当たり前のこととして人格を有していくということになつてゐるわけでございますが、その研究について、いろいろと法的な規制をしなければいけません。この子が大きくが今回の法案提出の御趣意であらう、こう思ひます。

それでは、ちよつと民主党さんにお尋ねをいたしますが、民主党案では、クローン個体の生産規制に加えて、ヒト胚の取り扱い全般にも規制を加えようというふうになつてゐるかと思ひます。

けれども、その件に関して、例えば科学者であるとか有識者であるとか、国民の合意は得られてゐるのでしょうか。お尋ねをいたします。

○城島議員 お尋ねの件にお答えをしたいと思います。

今いろいろな観点で御懸念を表明されておりますけれども、率直に同感でありますけれども、聞けば聞くほど、それであればぜひ民主党案の、ヒト胚についても何らかの規制が必要ではないかというふうに、結論はいかれるのじゃないかと思ひながら聞いてゐるんです。

私たちは、きのうの本会議でも申し上げましたけれども、まずとらえ方でありまして、このヒト胚をどういふふうにとらえてゐるかという、生命の萌芽であるというふうにとらえてゐるんです。

後ほどちよつと申し上げますが、これはいろいろなアンケート、あるいは先ほどもアンケートそのものに対する御懸念もありましたけれども、少なくとも生物学的にいつても、命、生命という流れからいいますと、受精というのはそのプログラムのスタートであるということについては、大体一致した見解なんだろうと思ふんですね。人工中絶が行われるようになってから、では人とは一体どこから言うのかという新たな論議が始まつてゐるんですけれども、少なくとも、命がどこからスタートするかということについては、受精がそのプログラムのスタートだという意味で、私たちは、人の生命の萌芽というのは、このヒト胚といふのはそこではないかというふうに極めて重要な問題としてとらえてゐる。

したがつて、生命の萌芽であるヒト胚を人為的に作成したりあるいは利用するということは、今大臣も述べられましたように、人の尊厳の保持、あるいは人の命や身体の安全の確保に極めて重大な影響を及ぼすおそれがあるというふうに判断しているというのが骨子であります。

一方で、一般の国民の皆さんも、先ほどもちよつと御質問ありましたけれども、科学技術会議の委

託で行われました生命倫理に関する世論調査の結果の中でも、全体と言へるかどうかわかりませんが、一応それによれば、いつの時点から人として絶対に侵してはならない存在と考えるかという質問に対しては、私が今申し上げましたように、生物学的な観点と同じように受精の瞬間からというふうな思はれてゐるのが一番多くて、三割に達しているということでもあります。また、ヒトの受精卵の研究利用の是非についても、約四割の方が、厳しい条件のもとでならばよい、すなわち厳しい条件が必要だということですし、二割の方は、そうであっても研究利用は認められない、そういう意見を出されてゐるわけでありまして、このように、我が国の国民の観点からしても、受精に始まるヒトの発生初期段階を、絶対侵してはならない人の尊厳のスタートであり源であるという条件を考へて、受精卵の研究利用全般に厳しい条件をつけることを望んでゐるのではないかと

いうふうにとらえております。

こうした観点も踏まえるならば、ヒト胚が生命そのものであるかどうかというのは論議があるかもしれませんが、少なくとも生命のプログラムのスタートであるということは間違ひありませんので、それに基づいた取り扱いをする法規制がやはり必要ではないかという観点でこういう案をとらえたわけでありまして。

○林省委員 おっしゃることはよくわかりますけれども、余りにも規制の網を大きくかけ過ぎますと、例えばES細胞の研究のような、医療にとつても大変有用な研究が滞るといひますか、あるいは他国に先を越されたいといひますか、我が国は科学技術立国を目指すところと今しているわけでございますから、法規制が余りにもきつ過ぎることによつて、そういう研究開発に支障を来すようなことになつてはいいないんじやないかというふうな懸念を持つものでございます。

この点に関しては、政府はどのようにお考えになつておられるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○大島国務大臣 先生御指摘のように、私も、無性生殖という世界と有性生殖という世界、この二つのあり方をやはりある意味では別次元で考えなきゃならぬ、この基本から立っているわけでございます。

民主党さんのお考えというのは、今お話しされていたように、ES細胞の研究、そこまで法規制の対象にしていくこと。初め私が民主党さんが御議論を始めていたあたりに伺ったときには、生殖補助医学研究まで対象にしようじゃないかという御議論があったように聞いておりますが、どうやらそこは御理解いただいて、対象外になっているようでございます。

ヒトのES細胞の研究というのは、まさに先生おっしゃったように、スタートをした時点でございまして、ES細胞そのものからすぐ個体になるということとはあり得ない。だとすれば、研究に対する柔軟性という環境をつくっておく必要があるであろう。しかし、野放しということではございません。

我々も、ガイドラインその他について、さまざまな議論を踏まえながら、そこはそれなりの自主的な規制も含めながら、我々としてのガイドラインというものが当然考えていくことになろうと思っておりますが、法律によつてそういうことを全部対象にして抑えていくということは、研究開発が日々に変化していく、こういう状況の中で、果たしていいのであろうか。

今なすべきことは、何回も繰り返しますけれども、無性生殖の問題というところをきちっと押さえていくということが大事でありますし、橋本内閣のときにつくったこの問題に対する委員会、もう約三年がかりで議論をしている経過の中で、やはり有性生殖という世界と無性生殖という世界は、倫理という観点からも違つたとらえ方をしなければならぬし、規制のあり方もある意味では違つた考えをとっていかねばならない。

そういう観点に立つて、我々は、ヒトのES細胞

胞のところについては今法律という世界からは除いていくということでございます。

○林省委員 おっしゃることはよくわかつたつもりでございます。よくわかりました。

いずれにいたしましても、科学技術の進歩を法によつて大きく妨げるようなことになつてはいけないうふうな気が私はいたします。

後に優秀な同志が控えておりますので、まだまだ質問したいことはあるのでございますけれども、これで終わらせていただくと思ひます。いずれにいたしましても、人間のつくり出した知恵ですとか、あるいは技術、科学が人間を不幸にするようなことがあつてはならないということだけは切に願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○古賀委員長 松野博一君。

○松野博委員 政府提出案、民主党案、両案に對しての質問をさせていただきたいというふうに思ひます。

急速なクローン技術の発展によりまして、国民世論の中に、ヒトクローンが現実化をしてしまうのじゃないか、そういう危惧がございまして、また一方で、次世代の主要な産業分野と言われておりますバイオテクノロジーを含んだクローン技術の中で、法整備が未整備であるために研究現場が混乱をして、研究の推進が阻害をされているという状況があるかと思ひます。

この二つの観点に基づきまして、一刻も早いヒトクローンの規制に関する法案の成立を望むものでありますけれども、政府案、民主党案、両案もクローン個体の産生の禁止という点に関しては統一した見解をお持ちだというふうに理解をしております。立場の違い、いわゆる争点というふうになつておりますのが幾つかありますけれども、その中でも、特にヒト胚の法的な問題、法的地位の問題を中心に質問をさせていただきたいというふうに考えております。

その前に、両法案の目的でありますけれども、両法案とも、大きく分類をいたしますと、二つの

目的をもつて規制をかけようということだというふうに理解をしております。

一つは、人の尊厳、また社会的秩序を守つていく、この観点。もう一つは、クローン技術が人に応用されることによつて、母体、胎児、そして、そこから生まれてくる子供たちの安全性が担保できないという点かと思ひます。

母体、胎児、子供たちに対する安全性が担保できないというのは、非常にわかりやすい合理的な論拠でありますし、このこと一つをもつてしてもヒトクローンに関する禁止が成立するものと思ひますけれども、一つ目の、人の尊厳、社会秩序の維持、このことに関しては、各種アンケート調査の中で多くの国民のコンセンサスを得ているという問題でありますけれども、一部、ヒトクローンの禁止に対する反対、また、条件をつけた上での限定的な使用の許可を訴える論拠として、子供を持つ自由、その権利、リプロダクシヨンの自由や、今、生殖補助医療が大変な発展を遂げておりますけれども、治療の自由、両点をもつて対抗しようというところがあるかに聞いております。

本法案は大変な重い刑罰を科す法案でありますから、ヒトクローンの禁止、個体産生の禁止という点と、リプロダクシヨンの自由、治療の自由、この二つの対抗する概念がどのような方向性の違いを持つのか、ここを明確にしておく必要があるかと思ひますし、具体的な線引きを提示する必要がありますかと思ひます。この点に関しまして、政府、民主、両方にお聞きをしたいと思ひます。

○大島国務大臣 今、松野委員がお話しされましたリプロダクシヨンの自由、大変国際的、世界的な一つの概念としてあるわけでございます。まさにそういうふうな問題を背景にして、ライフサイエンスあるいはまた生殖補助医学研究というものがあるんだと進んでいくというふうな関係があるのだらうと思ひます。なればこそ、私たちは、まず無性生殖という世界に対してきつちりとした国と

しての考え方を押さえておかないと、そういう研究が混乱をしていく可能性がある。

したがつて、子供を持つ、持たない、いわゆるリプロダクシヨンの権利や不妊治療を受ける権利は、国民にとつて、人間にとつて基本的な自由な権利だと私も思つておりますし、そういう意味で、無性生殖によるクローン人間の産生というものを抑えるということは、逆に、通常の生殖を補助する不妊治療という問題のところの研究を、ある意味ではきつちりといういろいろな形で議論できる、そういう意味合いを持つものであるし、リプロダクトライトというのですか、そういうものに違背するものではない。無性生殖のところだけはいいませんよ、そういうクローンはいいませんよ、だからそこは、十年という重い刑罰をもつて抑えます。

しかし、有性生殖の議論、先ほどもちよつとお話ししましたが、そのところは、ES細胞の研究も含めて、ある意味ではこれからどんどん発達していかなきゃならぬ、そういうふうな均衡ある考え方を私どもはとつておりますし、リプロダクトライトという概念に無性生殖の禁止、ヒトクローンの禁止というものには違背するものではない、不当に侵害することにはならない、このように思つております。

○近藤(昭)議員 お答えいたします。クローンの禁止そのものについては、私どもも政府・与党案と基本的には通じていると思うんです。とにかく個体クローン産生については禁止しなくてはならない、これは私どもも十分に踏まえております。

そういう中で、御質問のありましたリプロダクシヨンの自由ということでございますが、まずこれをどういうふうに解釈するか。私なりに今お聞きしておりますところから解釈しましたのは、子供を産み育てる権利、自由であると解しますと、それにつきましては、現在行われております生殖補助医療、いわゆる不妊治療等、足りるという表現がいいかどうかはわかりませんが、カバーされている

のではない、そういうふうに考えます。

ただ、例えば、もし幼いころに自分の子供が交通事故あるいは病気で亡くなってしまふ、一歳とか二歳とか。そういう子供を、やはりもう一人、子供が病気で死んだあるいは交通事故で亡くなった、だから子供が欲しい。そして、どうせという言葉はよくないのですが、亡くなった子供に対する思いが強い、できるならばその子供と同じ子供を産みたいというような、そういう権利と解しますと、それはやはり憲法で保障されている自由とは解せないと思えます。これは、個の権利というものであると思います。

そういう意味では、先ほど政府の方からお話がありましたように、無性生殖で生まれてくる、ある特定の目的、前に亡くなった子供と同じ子供を産むんだという本人の気持ち、いわゆる生まれてくる子供の尊厳、個の尊厳というものを無視して、親の気持ちでそういった子供を産む権利というものは認められていない、そういうふうに考えます。

また、治療の自由についてありますが、特定の病気の治療にクローン技術が大変に役立つという指摘があるわけでありです。もちろん、それを私どもは否定はいたしません。例えば、クローン胚を作成し、そこからES細胞をつくり、それをもとに臓器をつくることができれば、拒絶反応のない移植用の臓器ができるだろうと言われているわけでありです。また、ミトコンドリア異常症についても、そういった病気を持つ胚の核を他の除核胚に移植することでその病気を防ぐことができるのではない、そういうふうには言われております。

ただ、これにつきましても、拒絶反応のない臓器の作成については、マウスにおいて筋肉の幹細胞から血管細胞への転換が成功している。つまり、ほかの方法でもできると言われているわけであり、クローン技術でつくる方法が唯一の方法ではないわけでありです。また、ミトコンドリア症の予防につきましても、ミトコンドリアと

核内の遺伝子との相互作用には全くまだ不明なところが多いわけでありです。治療への応用には、十分な安全性の確保が必要だというふうに考えております。

そういった意味では、治療の自由といましようか、もちろんそういう権利もあるんだと思いますが、これについては、かわる方法があるときにはその方法を使う。クローン技術を使うことには本当に注意をしておかなくてはならない、こういうふうな考えをしておられるわけでありまして、別の方法がとれる場合、その場合にはクローン技術でない方法をとるべきだ、かように考えておられるわけでありです。

○松野(博)委員 両案とも一つの明確な線引きとして、無性生殖であるか有性生殖であるか、この点に基準を置くということだと思えますけれども、民主党提出の法案は、政府のクローン技術規制にプラスして、ヒト胚に対する規制を包括的に行わなければいけないという御意見だと思えます。

ヒト胚の取り扱いを法律で規制していくということ。ヒト胚自体に倫理的な意味での尊厳、敬意を表さなければいけないということは私も同意見でありますけれども、倫理と法律というのは明確に違う次元の問題でありまして、法律整備をするに当たりましては、反倫理性だけでなく、反社会性の十分な論理的な根拠、また国民世論の支持がなければいけないというふうに考えております。

民主党案の中でのヒト胚の法律による規制、これを作成するに当たりまして、どのような方法で国民の意見を調査し、それを集約していったのか。また、もしそのことを行われたということであれば、ぜひ客観的な数値を教えてくださいたいというふうに思います。

○山谷議員 林先生にお答えした部分と重なる部分があるのでございますけれども、それを前提にいたしまして、ヒト胚の取り扱いに関する意見集約の件でございます。

ES細胞の研究が始まりますと、ヒト胚を壊す

というか処理するというのが前提になっているわけでございますので、ヒト胚の取り扱いということが非常に懸念されるわけでございます。今は、女性の卵子の採取、使用は当人の生殖補助医療目的以外には行われないことになっておりますけれども、ES細胞樹立研究がスタートいたしました、たくさんさんの卵子が必要になってくる。極端な場合には売買などの懸念も出てくるわけでございます。

こういうようなことから、女性の間では、もちろん、現在余剰胚の取り扱いなどについて日本産科婦人科学会におけるガイドラインがございます。けれども、法律では規制されておられませんので、患者へのインフォームド・コンセントが十分に行われていない、医師の勝手な判断があるのではない、自分たちの余剰胚はどうなっているのかというような不安を女性たちが非常に訴えております。そのような声は、私どもも取材し、声を聞いたわけでございます。統計的に何人というような形ではございませんけれども、そのような不安、懸念が、政府案には全く視点が欠落しているというような声は、十分聞いたつもりでございます。

○松野(博)委員 各種アンケート調査による結果を踏まえてということでありまして、この場合、ヒト胚に関して倫理的に尊厳を認めるかどうかという問題と、法律的規制に関する同意を得るかというのは、かなりレベルの違う問題だと思えます。

その中で、法的な位置として、民主党案はヒト胚を生命の萌芽というふうに位置づけられております。ヒト胚をどういうふうな位置づけるかというのは、各国の宗教観、倫理観、歴史、風土等々によって変わってくるわけでありまして、例えば、ドイツにおいてはヒト胚はもう生命であるという位置づけをされております。生命であるというふうな位置づけであれば、かなり明確な、厳格な規定になると思うんですが、生命の萌芽というのを法的な地位、権利としてどう

いうふうに位置づけられているのか。

これは、ひいては生命の萌芽というのが、例えば民法上、刑法上に関してどういうような保護を受けるものなのかというところにも発展していく議論になると思えますので、このヒト胚の生命の萌芽というのを法的にどう権利を位置づけられるのかについて、ぜひお聞きをしたいと思います。

○城島議員 お答えいたします。御指摘のようにいろいろ難しい問題があると思えますが、少なくとも我が国においては、当然といえば当然でありますけれども、ヒト胚について、民法上の権利主体あるいは刑法上の保護の対象としての法的な位置づけはされておられません。

しかしながら、ヒト胚というのは、先ほども申し上げましたけれども、一たん子宮に着床すれば成長してヒトになるということでありまして、ヒトの発生のプロセスというのは受精以降、一連のプログラムとしてずっと進行していき、そして、受精に始まるヒトの発生を生物学的にどの段階でヒトなのかというのとは、生物学的意見があるところでありまして、特別、どこから明確に区分けするか、あるいは区分するかどうか、きちっとこの段階でという時期が確定されている状況ではない。

しかしながら、ヒト胚そのものは、ドイツのは端的でありますけれども、一般的に、世界的にも、先ほど申し上げましたように、少なくともヒト胚というのは、人あるいは人の生命そのものと言えらるかというのにはありますが、人の生命の萌芽ということはもう間違いなく位置づけられてはいるのではない、というふうに考えているわけでありです。

そうしますと、前段申し上げましたように、受精に始まるヒトの発生というものを生物学的に明確に区分ける特別な時期というものは、今のところない、あるいは時期はないという学説もありますが、そういう観点に立ちますと、ヒト胚を人為的に作成し、または利用するということは、人

の生命が軽く扱われるということにもつながっていく。また同時に、人の生命の尊重、保護という倫理ないし価値観が脅かされることにもなりまうし、さらには、ヒト胚が仮にヒトに成長するとすればそのものの尊厳を脅かすおそれがあるのではないかとこのふうにとらえているところでありまう。

○松野(博)委員 ただいまの御説明をお伺いしますと、概念としてヒト胚を生命の萌芽と位置づけるといふことに関しては理解できるのでありますけれども、それを法律をもって規制するといふレベルに至るまで国民世論が集約をされていらない、また議論としてまとまっていなかつた感じが受けるものであります。

例えば、民主党案の中でヒト胚というのを一括して規定しておりますけれども、同じヒト胚でありましても、胎内にあるヒト胚、自然交配によって胎内に生じ胎盤をまだ形成しない状況のヒト胚、もしくは人工授精によって胎内に移された胎内で胎盤を形成しない状況のヒト胚と、人工授精によって、いわゆる胎外で試験管の中にあつて受精をした状況のヒト胚、これは、それぞれに保護されるべき権利状況といふのはかなり違つてくるかと思ひます。

胎外におけるヒト胚というのは、独立して単体では生存をしないという状況でありますから、例えば、胎内におけるヒト胚と胎外におけるヒト胚、これを一括して同様の生命の萌芽として規定されるのか、またこれは別個に規定されるのか。現状においても胎内におけるヒト胚は堕胎に関する法律や優生保護法等々で保護されているものでありますけれども、この点に関して御説明をいただければというふうに思ひます。

○城島議員 民主党の我々の案では、胎外でのヒト胚の作成、利用の規制のみを基本的に考えておりまして、胎内のヒト胚につきましては、本案の想定外というふうに考えていたではないかと思ひます。

○松野(博)委員 それでは、もう明確に理解をい

たしました。

ただ、生命の萌芽といふのを法律において規制するに当たつては、確固たる国民世論の集約がないと、例えば民主党案の中で、ヒト胚の利用に関して、生殖補助医療もしくは生殖補助医療に係る医学研究に関しては認める、もしくはES細胞に関する研究に関しては認めるといふふうになつております。尊厳を守るべき生命の萌芽が、この運用に関しては認める、この運用に関しては認めないといふ、その線引きが非常に難しいことになるとかと思ひます。

そこまでの議論をある種確立しておきませんと、法律上の規制をかけるということ、私はヒト胚に関して何らかの法体系、法整備をもつて規制をするべきだと考えておりますけれども、この時点で、この法案の中においてそのヒト胚を含めた包括的な規制をするのは難しいのかなといふような考えを持つものであります。

今の、例えばヒト胚の萌芽の価値と、党提出法案の中の運用上の法的整合性、そこをどういふうに御理解をされていくのかに関して、御説明をいただきたいといふふうに思ひます。

○城島議員 お答えいたします。繰り返しておりますけれども、ヒト胚そのものといふのは、人の生命の萌芽として位置づけていゝる、また位置づけることができるのではないかと、いふことの中で、ヒトのほかの細胞とは異なつて、したがつて、倫理的に尊重されるべきものであるといふことから、ヒト胚を研究に用いることは可能な限り避けるべきだといふふうにとらえているわけでありまう。

しかし、先ほども申し上げましたように、ヒト胚は、人の生命そのものといふふうに完全に断定することは難しい状況だろうといふふうに思つております。また、ヒト胚を用いる研究には、ヒト胚性幹細胞の樹立のように、医療や科学技術の進展に極めて重要な成果を生み出すことが想定されるものも現実存在しているといふことも認識しているわけでありまう。

したがつて、我々の民主党案では、ヒト胚が人の生命の萌芽として尊重されるべきものであるとの要請を考慮した上で、余剰胚を、厳格な規制の枠組みのもとで研究に利用することを許容するといふことにしているわけでありまう。

○松野(博)委員 今回の議論をお聞きしても、法的規制をかけるに当たつては、もう少し議論を煮詰める必要があるのかなといふような意見を持ちまう。

民主党案に質問をさせていただきたいと思ひますが、民主党案は、ヒト胚の使用に関して、生殖補助医療もしくはそれに係る医学研究を除くといふふうにされておりますけれども、生殖補助医療といふのが一体どこまでのものを言うのか。特に、それに係る医学研究といふところからいゝ規定になるといふふうに思ひますし、結果として、これは生殖補助医療に関する研究だからといふことで、かなり無秩序に、かえつてこのヒト胚の使用現場、利用を混乱させるのではないかと、いふ危惧があらまう。

この生殖補助医療並びにそれに係る医学研究の範囲といふものに関して、どういふようなお考えを持つか、御説明をいただきたいといふふうに思ひまう。

○山谷議員 生殖補助医療の定義あるいは範囲あるいは混乱といふような御質問でございまうけれども、生殖補助医療については、「医療法第一条の二第二項に規定する医療提供施設において医療として行われる人の生殖の補助をいふ。」と定義があらまう。この定義は、現に病院等で実際に行われておりまして、一般に生殖補助医療として受け入れられていゝるものをとらえて定義したものでありまして、この定義自体によつて生殖補助医療の内容を示してゐるものではございまうせん。

生殖補助医療について、どのようなものが許されるのか、あるいはどのような規制がといふようなことでございまうけれども、この件に関しまうては、本当に先生御指摘のように、まだ議論が十分に行われていないかと考えております。代理の母

とか借り腹などという方法が許されるのか、あるいはまた、提供精子、提供卵子を使つて胚をつくること、それをまたさらにほかの人のために使うこと、それはどう考えるかなども含めまして、まだまだ十分な議論が行われておりません。早急に検討を行う必要があるかと考えております。

そこで、民主党としましては、この法律で三年以内に検討を行つて規制するといふ形をとつております。

○松野(博)委員 御説明のとおり、この分野に関しては法的な定義が確立をされていゝないといふこととあると思ひますが、民主党案の中で、このヒト胚の扱いに関して規制を設けるといふことになリまうと、例えば、現行の生殖補助医療で使用されるヒト胚、またこれに伴つて出る余剰胚の問題、こういったものにも当然のことながら規制をしていく必然性が出てくるといふふうに思ひまう。

その場合において、非常に難しい、まだ議論が集約をされていゝませんのは、例えば、人工授精に当たつてヒト胚を一回につき何個までつくることとが認められるのか、余剰胚といふものの廃棄がどういった経緯によつてなされるのか等々の問題は、まだ確立された議論がないところでありまうので、ここについてさらなる議論が必要であらうといふふうに思ひまう。

時間の関係がございまうので、政府案に関して御質問をさせていただきたいと思ひますけれども、現在またあるいは今後、この生殖補助医療に対する法整備といふものに関して検討が行われていゝるかどうか、この点に関してお聞きをしたいと思ひまう。

○眞野政府参考人 生殖補助医療のあり方につ

七

七

とができるかどうかということに対して、甚だ大きな危惧を持つものであります。

先ほど松野委員から、倫理と法、こういう話もありました。そして今、政務次官の方からも倫理という表現が出たと思えますけれども、先ほどからの議論の中で、倫理と法は別じゃないか、こういう視点も、岩倉委員も持ち出されてあるかも知れませんが、私も、まず倫理があつて、それから倫理が法に移っていくのではないかと考えている。私は個人的に持つておるわけでありまして。

当然、今生存しているあらゆる人が数万年前に生きていたとは考えられないわけでありまして、その当時、本当に人を殺してはいけないという倫理があつたのかどうかは、私もは知るよしもありません。しかし、モーゼの十戒のように、三千年前ぐらいですか、数千年前に、なんじ殺すなこれ、こういうものがやはり倫理として出てきて、それが法律になっていく。そういう中で、我々は今殺人罪というものを、これはだれしもが当たり前のこととして思っている、こういう実情があるわけでありまして。

そういうものもろの観点からいたしますと、ヒト胚というものについて、これを全くクローンと切り離してまず扱いますよということについては、我々はなかなか認めるわけにはいかない。でありますから、そういう理由の中で、当然のごとく、きちとした許可制という形で、厳しい、これでも十分かどうかはまたいろいろ議論があるところでありまして、そういう考え方に立つて、人の生命の萌芽であるヒト胚というものを非常に大事にしたい、こういう観点から許可制ということに至ったことをぜひとも御理解いただきたいと思ひます。

○岩倉委員 倫理観とかあるいは宗教観とか国家観というのは、非常に難しい議論なんですけれども、ただ今のお話で、政府案が全く区別しているというの、ちょっと飛躍しているのではないかと、許可制によってこれからその研究が、何

かしらの阻害、あるいは精神的なことも含めて、トーンダウンをしようというのではないかと懸念についてはどう思われますか。

〔平野委員長代理退席、委員長着席〕
○榊床議員 私どもは、阻害されるというふうな考え方には立っておりません。

まず、科学的な研究については、先ほどからもいろいろ議論がありますように、まだ人間以外の動物レベルから始めるべきものであろうというふうに考えます。個人的な意見をこの場で言っているのかどうかはわかりませんが、個人的には、私は人間と動物はどこが違うのかという根源的な疑問は持つておるわけでありまして、そのことを言ひ出すと切りがありませんから本日は横に置きますけれども、まずは人間以外の動物レベルから今始めるべき段階であらうというふうな認識をいたしております。

そういうことについて、胚の問題についても、そういう動物の胚で十分に研究を積んでからヒト胚を用いる研究をすべきである、こういう中で、まだまだ我々はそのような段階に至っていないから、非常に厳格な規制を課しても現在のところ、有益な研究が阻害されるということは今はないであらう、このように考えているところでありまして。

さらに付け加えて申し上げますと、科学の進歩というのは非常にスピードが速いわけでありまして、私どもも、三年というような期限を切つて、その時々々の社会の状況、科学の進歩にあわせて見直しをすることについてはやぶさかではない。やぶさかではないというの、どのように受けとめられるのかわかりませんが、私どもは、そういうことについてはきちきちと、その時代に合った、今右か左か、前か後ろかということは申し上げませんけれども、その段階に合った見直しを逐次していく中で、こういう問題にも対処していけるというふうに理解をいたしております。

○岩倉委員 科学技術の進歩は非常に速い、したがってフレキシブルな対応が必要である、そう

いった中での見解の違いが、恐らく両案にはあるんだらうというふうに思ひます。

時間がないので次に行きますが、罰則規定についてなんですけれども、政府案は、廃案となりまして前回の法案から罰則規定を引き上げておりますけれども、この罰則規定がクローン個体の産生防止ということに十分なものなのかどうかということ、政府案、そして民主党案、両方にお聞きをいたしたいと思います。

○結城政府参考人 政府案におきましては、十年以下の懲役または一千万円以下の罰金という罰則にいたしておりますが、これが抑止効果という面から十分かどうかという点の判断は、一概には断言しがたい難しい問題がありますけれども、我が国の刑罰体系の中で見てみますと、犯罪目的のサリン製造、あるいは流通食品への毒物混入といった社会を混乱に陥れる極めて重大な犯罪が、やはり十年以下の懲役というふうになっております。

そういうことを勘案いたしますと、このクローン個体の産生防止についての懲役十年という罰則は、十分な重さの刑罰ではないかと考えております。

○榊床議員 基本的に政府と余り変わりませんが、十年以下という今政府からの答弁がありましたが、刑罰としては大変重い刑罰であるというふうに考えておりますから、十分抑止効果は期待できるといふふうに考えております。

さらにもう一つ、先ほど政務次官からのお話にもありましたように、ちょっとそこら辺の、次の問題でトーンの違いのところについては、当然、先ほど政府からお話があったような観点も踏まえまして、少し重さが軽くなっている、こういうふうな御理解をいただきたい。ただ、ともに十分な抑止効果は持つというふうに考えておるところでございます。

○岩倉委員 政府にお尋ねしたいんですが、仮に我が国の国民が外国でクローン産生にかかわった場合の罰則に対する考え方について、御見解をお聞かせしたいと思います。

○結城政府参考人 我が国の刑罰の適用を定める第一義的な基準は、日本の領域の内か外かの区別でございます。したがって、日本の領域外での行為については、特別な場合を除いて刑罰法規の適用がないのが原則でございます。

したがって、先生御指摘の今の事例、日本人が外国で行った場合は、政府案第三条違反で処罰することはできない、当該外国の法令で処罰していただくことになるということでございます。

○岩倉委員 このことに対する世界の流れからいって、デンバー・サミットでの宣言、あるいはユネスコでのヒトクローン禁止条項を盛り込んだ宣言の採択というような流れもありますし、今後の検討課題として、いわゆる国民の国外犯としての扱いについてぜひ御検討いただければというふうに思ひます。

時間もないものですから次に行きますが、ちょっと周辺のことなんですけれども、ラエリアン・ムーブメントとヒューマン・クロニング財団という二つの組織が、前者の方については宗教団体のようでありまして、日本にも数千人の会員がいる。それで、クローン人間をつくる具体的な動きをしているということでもありますし、クロニング財団もそういったことをサポートするといふようなことが報道されている。

非常に不気味な感じがするんですけども、この団体について把握されていることをお聞きしておきたいと思ひます。

○結城政府参考人 報道やホームページの情報によりますと、ラエリアン・ムーブメントとは、イスラに本拠地を置く一種の国際的な宗教団体であります。その教義の一つとして、クローン人間を産生することを標榜しておりまして、クローン人間という関連会社をつくり、実際にクローン個体の産生をこの会社で行うということを公言いたしております。

このラエリアン・ムーブメントからは、このクローン技術規制法案をさきの通常国会に提出いた

しました際に、この法案には反対するという旨の意見書が科学技術庁あてに出されております。また、この法案の審議状況について問い合わせもあつたところでございます。

ことしの八月には、クローン技術の規制のないアメリカにおいて、人クローン個体の産生に着手するんだ、そのために既に代理の母として五十人の信者を確保しているという表明を行っているものでございます。

○岩倉委員 宗教団体による悲劇があつた国でありますから、ぜひウオッチングをしていただきたというふうに思います。

もう一つ、クローン技術というのはそもそも家畜の品種改良の中で育つてきた技術でありますけれども、その家畜クローンの現状と世界の中の日本の水準について、お聞きをしておきたいと思ひます。

○小林政府参考人 我が国では牛を中心といたしまして家畜クローンの研究が取り組まれております。

受精卵のクローン牛につきましては、平成二年の八月に誕生して以来、この九月末時点で三十六の試験研究機関などで五百五十七頭が誕生しております。

また、体細胞クローン牛でございますが、平成十年の七月に成体からの体細胞クローンの作出に世界で初めて成功したわけでございますが、それ以来、この九月末時点で、二十九の試験研究機関で合わせまして百八十九頭が誕生いたしております。

また、本年一月には、体細胞クローン牛から再び体細胞クローン牛を誕生させる、リクローンというところでございますが、これに成功いたしております。

また、牛以外でございますが、世界で二例目というところですが、豚の体細胞クローンがこの七月に農林水産省の畜産試験場で誕生しております。このように、私も、我が国の家畜クローン技術につきましては、世界的に見ても高い水準にあるというふうに考えております。

とこのように考えております。

○岩倉委員 いろいろ質問させていただきましたが、一日も早い成立が待たれている法案でありますので、十分な審議をして一日も早い成立を期待したいと思ひます。

最後に、ヒトクローンではないんですが、せっかく大臣がお見えですので、国際熱核融合、ITERの問題につきまして、現在、非公式政府間協議が継続されておりますけれども、ITERの現状と今後に向けての基本的な御姿勢について、せっかくなのでありますからお聞きをし、私の質問を終えさせていただきますと思ひます。

○大島国務大臣 岩倉委員のクローンに関する御質問を伺いながら、できるだけ早い成立を改めてお願い申し上げます。

さて、ITERの問題でございますが、御承知のように、今原子力委員会のITER懇談会、ここにおいて政府としての考え方を集約した議論をしているところでございます。ITER懇談会におきましてはいろいろな議論をしていただいておりますが、先般、懇談会の概要をいろいろ伺いましたら、一番その中で議論しているのは、資金的な圧迫に対する他の研究に対する懸念という議論が一つ非常に議論になっておりました。

したがって、そういう問題をどのように考えていくかということが、確かに我が国がITERについて取り組むときにきちっとしておかなければならない問題だということもございします。いずれにしても、来年の夏ごろを目途に各極とも国内誘致の是非を表明するものと思ひますし、国内誘致について、このようなタイミングを念頭に置きまして、そして判断してまいりたい、このように思ひます。

我が国においても、ITER誘致の国内における積極的な動きが見られる状況でございますので、まず国の方針をどのように決めるか、それと並行して、そういう観点に立つて国内をどのように考えていくかということとそれからスケジュール的に考えながら、きちっとさせながら、余裕を

持つて国としての結論を出さなきゃならぬ。今年中には、できればITER懇談会の結論をちょうだいし、その上に立つて調整を国内でして、そして公式の政府間協議、そういうものは多分いろいろな、夏ごろを目指してサイトのことと決めるが議論していかなくやなるまい、こう思っております。

どうぞ、各党におかれまして、このITERの問題にどのように処していくのか大いに議論していただながら、また私どもの方とも意見交換をさせていただければと思っております。

以上が今の現状でございます。

○岩倉委員 ありがとうございます。以上で質問を終わります。

○古賀委員長 山谷えり子君。

○山谷委員 ヒトに関するクローン技術のあり方ということである、生命倫理全般にわたる問題と私どもは考えているわけでございますけれども、政府案を策定するに当たりまして、科学技術庁主導の縦割り議論のプロセスに問題はなかったかということをお伺いしたいんです。

○大島国務大臣 民主党の提案者であられる山谷さんから、縦割りではなかったかという、その縦割りではなかったかという意味がよくわからないんです。どういうことをもって縦割りと言われるか。そのことをもうちょっとお話ししていただければ、お答えができるんじゃないかと思ひます。

○山谷委員 厚生省では、厚生科学審議会がクローン問題を含む生殖医療技術のあり方に関する審議などを行っておりますし、あるいはまた文部省学術審議会でも、クローン研究における新たな倫理的問題等に関するワーキンググループというのがあるわけでございますし、また、ずっと以前ですけれども、中曽根総理が、もっと大きな枠組みで随分研究というか、ああいうような会議を何回にもわたって開かれたわけです。いろいろなところでいろいろな審議、議論がありながら、何か今回、急ぐ余りにえいやとまとめてしまったのではないかなと。

○大島国務大臣 物事というのは、いつか結論を出さなければならぬものでございしますし、会議ばかり踊つてはいけなかつたと思っておりますが、私も、今先生御指摘いただいた部分については、平成九年、橋本内閣のときにおいて、科学技術会議の生命倫理委員会のもとに小委員会を中心に議論が始まりました。その審議のメンバーは、先生もメンバーを見れば御承知だと思いますし、各般にわたつて国民の皆さんの参加もいただき、そして、その審議はすべて公開をされております。

したがって、科学技術庁がいやとやつた話ではなくて、九年、十年、十一年、そういう時間をかけ、さまざまな議論をし、もちろん、厚生省も文部省もその審議会には主要なメンバーとして入っておりますし、あるいはやらないで、だれかがやり、それは科学技術が確かにその中核というか、そういうものをする役所としてやっておりますが、意見は国民各層の御意見を聞きまして、厚生省、文部省、またかわる多くの人々の意見も伺わしていただきました。そして、それが公開をされた中で議論である、こういうことが一番大事だと思っております。

そういうふうなプロセスを経て、縦割りではないかということに対して、私どもは、縦割りではないかと思ひます。

○山谷委員 生殖医療技術のあり方にも深く絡んでくる問題でございますし、倫理的問題なども絡むわけでございしますけれども、本日に科学技術庁一省庁の手に負える問題ではないと私は考えておりますので、生命科学に関する何か大きな提言機関などというものはやはり必要ではないかというふうに考えております。

次に、いつから人として絶対に侵してはならない存在かという平成十二年の科技庁のアンケートでございしますけれども、受精の瞬間からという人が三割、一方、わからないというのも三割いらつ

しやるわけでございます。大臣は、いつから人として絶対に侵してはならない存在というふうにお考えでございますか。

○大島国務大臣 大臣としてどう思うかというより、大島としてどう思うかという御質問であつたと思うんですが、非常に難しい話だなと思つております。

いずれにしても、人間の存在あるいは萌芽というお話がありました。胚は萌芽。生命はいつから始まるか、これは、私は個人としても今ここであ

あだこうだと言うことはなかなか答えづらいのでありますが、確かに、科技庁のアンケートという、三割は受精の瞬間からと答えになつていて、人があるというのが四割だ、私こういうふうに向つております。

大島理事としてどこからかと言われても、私が個人として答えることは大臣として答えることでございまして、なかなかこたえというところは言えませんが、この二つのデータを見ますと、その辺かなという感じもいたします。

○山谷委員 非常に悩ましい、国民も本当に悩んでいる状況だというふうに思います。

それでは、ヒト胚あるいは余剰胚の取り扱いについてはどのようにお考えになれますでしょうか。

○大島国務大臣 ヒト胚をどのように考えるかという、非常に漠然とした御質問でございますが、多分、人の生命とのかかり合ひでヒトの胚はどのようなものであるかということでございましょうか。要するに、ヒト胚はどう思われるかと言われましても、ヒト胚はヒト胚だと思ひます、こういうふう

に答へざるを得ないので、質問する項目がもう少し具体的であれば、何かさらにお答えをして、議論を重ねたいと思ひます。

○山谷委員 ヒト胚は生命の萌芽であるというふうに民主党は考えているわけですが、政府は、単なる細胞の蓄積と考えるのか、そのあたりなんです。

○大島国務大臣 法律的に、ちょっと民主党さんと私どもと言葉の概念の共通認識を持ちたいと思ふのでございまして、山谷先生たちがお出しになつていらっしゃるのを、私もヒト受精胚、このように申し上げております。これは、ある意味では共通した概念ではないかと思ひます。あるいは、我々が特定胚と言つてゐるのも、民主党さんは人の属性を有する胚というふうにも言葉として言つてゐる。言葉の違いはあるけれども、そういう意味が共通しているということを踏まえて、お答えをしたいと思ひます。

科学技術会議生命倫理委員会ヒト胚研究小委員会の報告書において、政府案に言うヒト受精胚の位置づけとして、人の生命の萌芽としての意味を持ち、ヒトの他の細胞とは異なり、倫理的に尊重されるべきである、このようにしておるところでございまして。

一方、その取り扱いにつきまして、現時点では、法的に規制することについてまだ国民の間で合意は得られていないのだ、ヒト胚研究全般の規制のあり方について、社会のヒト胚の扱いについての意見をくみ上げつつ、今後議論を深めるべきと。私も、この報告を尊重しながら今の法案をつくらせていただいた、こういうことでござい

ます。

○山谷委員 クローン技術の前提ともなる余剰胚の扱い方なんですけれども、上流における状況をそのままにしておいて、下の方の下流の問題のみを扱つてゐるという違和感は、やはり持たざるを得ないというふうな印象でございまして。

また、クローン技術といへば、ES細胞研究というのを無視することはできないわけではございませぬ。そのES細胞研究については、どのようにお考えでございましょうか。

○大島国務大臣 民主党さんの提案を分析して、そして研究させていただきまして、私は、本会議でも、最初のときよりは少しは近くなったのかなという感想を漏らした理由は、初めは、たしか生

殖補助医学研究ですら対象にしようという御議論があつたことを承知しております。それは、余剰胚といふものに対して、そこに使うのであればそこはいいよという、この余剰胚という問題についての研究への道筋を、ある意味では許容しておられる。しかし、同じ余剰胚であつても、ES細胞の部分だけは、これは許可にしないというふうな御主張だと思ふんです。

私も、ES細胞そのものについて、それだけでは個体にならないために、法規制が不可欠ではないということが一つでございまして。それから、ES細胞そのものの研究が本当にスタートしたばかりでございまして、これからどのような技術の進展が見られるのであろうか。したがって、そういうことから、柔軟な対応が望ましい。

何、野方図にしていって、野方図なんだということではなくて、むしろガイドラインという法律によらない規制が妥当だ。研究開発というもののこれからの進展というものと、しかし一方においては、ある一定のものをきちっと踏まえてもらわなきゃならぬという意味で、法律で国家がそこをきちっと押さえるというよりは、これから議論をさせていってガイドラインという中で規制をしていくという方が妥当だ、このように判断したところでございまして。

○山谷委員 報道によりまして、アメリカのワイセル研究所がES細胞を大学などに有償供給する事業を始めるという報道があつたわけですが、数十万個の細胞を含む容器二つをセットに、大学、研究所に五千ドルで、企業にも組み合わせて応じて十倍程度の価格で販売する、日本ともライセンス契約交渉中かなどということが報道されてゐるわけだ。

ES細胞研究スタートといふと、営利企業による商品化、学者の功名心、国際競争、本当にさまざまな競争の中、あるいは商業主義の中に入っていくわけではございまして。だからこそ、倫理の問題を不問にしてはいけないというふうにお

んでというの、何か納得できないものがあるわけではございまして。

○大島国務大臣 これはES細胞だけの議論というよりは、今先生がおっしゃる議論は、科学技術という問題における基本的な考え方としてとらえなければならぬ問題だと私は思ふんです。

あらゆる研究開発というものは、それが何のために使われるか、何のためにそれを使うか、そこを押さえないと、私は、科学技術というのは、それだけのために動いていくというところはあつてはならぬことだと思ふんです。したがって、極端な言い方をしますと、そこにいる研究者が、そういう覚悟を持つて事柄に当たっていくという姿勢がないと、ES細胞だけの問題ではなくて、今あらゆる科学技術、あるいは医療現場のさまざまな事故を見ましても、本当に根底的な、法律で幾ら科

しても最後に問われるのはその人の倫理だと。しかし、さはさりながら、そういうことを最低限押さえるためにも法律というものがあるわけではございまして、ES細胞の場合、今先生が御心配されるような、例えば売買でございまして、あるいはまたそのために受精胚をなにするとか、そういうものに対して、やはりそこはガイドラインできちつと対応も、率直に言つて、山谷先生も私も、どういふ姿がそこに今生まれてくるかという

のは余り技術的にはわからない部分があります。したがって、専門家の皆様方の意見を聞きながら、また押さえないければならないところは、そういうふうな意味ではもう少し議論をさせていただいて、そしてまずガイドラインでそこを押さえていくという方が、研究開発の進展性という観点から考えると、ガイドラインということではまずやつていこうというの方がいいと私は判断をした次第でございまして。

○山谷委員 ガイドラインでいろいろな変更とか中止とか立入検査などをやつていくの、そういうけれども、クローン技術の場合、本当に大したお金もなくて小さなところでできてしまうということ

で、やはりこの際、倫理の問題を不問にせず、包括的な、民主党のような法案でいくべきではないかというふうに考えているわけでございます。次に、特定胚の胎内への移植について、政府案では、法律で一部特定胚を禁止しているけれども、そのほかについてはガイドラインというふうな、この扱いが違うわけですね。矛盾を感じるわけでございますけれども、その辺は、なぜ法律で禁止する部分とガイドラインにゆだねる部分と分けたのでしょうか。例えば、動物性融合胚というのはガイドラインにゆだねるというふうな形になっているわけですが、いかがでしょうか。

○渡海政務次官 先ほどから、どういう分け方の整理かということは議論になっておりでございます。

ヒトクローンの個体産生ということに関して法律で禁止をする、この分け方の一つの基準は、もちろん倫理の問題もございしますが、一つ大事なことは、やはり非常に反社会性が強い、これが一つの基準になっておるわけでありまして。

もう一点は、私はこのように考えております。これも先ほどから議論になっておりますが、大変いろいろな意見がありまして、やはりその中で、まず緊急を要するもの、そしてコンセンサスがとれたものといえますか、とれるもの、こういう基準で、この四つを今、個体産生を禁止するという法律に政府案はなっておりますと承知いたしておるところであります。

一方、それ以外のものにつきましては、先ほど来これも議論になっておりますが、研究開発の問題とかは非常に進歩が速いわけでございます。科学的知見というものが、実はあるとき一瞬にして崩れてしまうというふうな分野であります。私は、もちろんきつちりとした議論もなきやいけな、きつちりとした規制をかけるべきものはかきなさいいけないと考えておりますが、しかし同時に、このことがこれから先のさまざまな新しい、例えば病氣治療であるとかそういう人間に

とつて非常に役に立つ、こういう研究開発につながるという部分もあるわけでございますから、その辺の見きわめというものをしっかりとやる。

しかし同時に、これはちよつと話が長く恐縮でございますが、おとといですか、ある方が非常にいいことを言っておられました。個人事で恐縮でございますけれども、理研が横浜にゲノム研究所というのをオープンいたしました、その開所式に行かせていただいたときに、元の文部大臣の有馬先生が、物理学者が犯した間違いをライフサイエンス、生物の皆さんに犯してほしくない、物理は、実は核というのは武器から始まった、これからライフサイエンスに従事する人はそのことを十分考えて研究をしてほしい、こんなことをおっしゃっておられました。私は大変いい言葉だなというふうに思いました。

そういう意味において、要は、非常に人類の役に立つ研究開発、そして同時に、そうでないものの見きわめをやはりその場その場、時代の流れの中できちつとつけていきながらやっていくということであれば、やはり指針というふうな方法でやればいいんじゃないか。

なお、余分でございますが、先ほど科学技術庁は縦割りというふうに言われたわけでありまして、これは決してそうではないと私は思います。そして、事実、先生もネクストキャビネットの大員でございますから御存じだと思いますが、来年の一月からは実は総合科学技術会議というのが内閣府というところへ移って、総合調整をやりながら、その下の機関として今回のまた倫理委員会というものを続けていくわけでありまして、そのことを考えていただければ、きつちりとした議論がしていただけるのではないかなというふうに思っております。

なお、動物性融合胚、これは質問がございましたけれども、ヒトの要素は持つておりますけれども動物の亜種というふうな位置づけられておりまして、基本的には動物であるということで、実はヒトクローンとは分けたというふうにお考えをい

ただきたいと思っております。

○山谷委員 動物性融合胚に関してなんですけれども、動物の細胞核を脱核したヒトの卵細胞に移植することにより作成される胚ということで、それを動物に移植すると、ヒトの細胞質を持った動物の誕生ということが実現する可能性がある。これは、いいのではないかとこのことなのでございましょうか。

○結城政府参考人 動物性融合胚という御質問に申し上げますが、人間の卵細胞から核を取り除く、つまり遺伝情報を取り除きまして細胞質だけにしましてしいます。そこに動物の核、つまり遺伝情報をいれるということでありまして、ここですでに入ります。動物の遺伝情報を持つて人間の細胞質、ミトコンドリアその他の細胞質を持ったそういう融合胚になるわけでございます。これを母胎、母胎といつても動物の母胎ということになると思ひますけれども、母胎に戻しまして、生まれてくるものは、これは遺伝的には動物でございまして、ただ人間の細胞質を持っているという意味で融合されておるといふことでございます。

そういう基本的な動物をつくることとございまして、これが人クローン胚と同じように十年以下の懲役に処すべき犯罪であるとは言えないのではないかとこの考え方でございまして。

○山谷委員 続きまして、ヒト集合胚の件なんです。これもガイドラインにということなのでございしますけれども、ヒト集合胚というのは、ヒトの胚にその胚と一体となつて分裂、成長することが可能でヒトの細胞を結合させることにより作成される胚ということで、これが進んでいきますと、体の一部が別人由来の細胞というような誕生も考えられるわけでございますけれども、これはよしとするということでしょうか。

○結城政府参考人 今お話ございましたように、ヒト集合胚といひますのはヒトとヒトのいわばキメラでございまして、一人の人の中に二つの遺伝子の部分があるということでございます。ただ、これはあくまでも外見は人でございまして。

これは、具体的には、例えば二卵性双生児が子宮の中で一方が他方に吸収されるというふうな場合に、自然にも起こつておるといふふうな聞いております。そういう二種類の遺伝子構造を持つた、それが集合した、混合したような形のヒトといひうのは現に生まれておりますし、もう一つ考えてみますと、臓器移植をした場合、ある人の中に他人の遺伝子を持った例えば肝臓が入るといふこと、これはヒト・ヒトキメラということになっております。こういうことも現にあるわけでございます。

したがひまして、そういう個体をつくることや、やはり十年以下の懲役に処すべき犯罪とまでは言えないのではないかとこの考え方でございまして。

○山谷委員 続きまして、ヒト胚核移植胚に關してなんですけれども、胚を分割したそれぞれの細胞の核を取り除いた未受精卵へ移植することにより胎児へと成長するというところで、これは人為的な一卵性多児も可能ということだと思ひますけれども、それはよしとするということでしょうか。

○結城政府参考人 ヒト胚核移植胚でございしますけれども、これは、ヒト胚がある程度分裂をしたヒト胚から核を抜き出して、それをやはりヒトの除核卵に入れていく、それを複数個つくるといふものでございします。したがひまして、これは生まれてくる赤ちゃんは当然人間でございまして、人間の要素しかございしません。動物の要素は入っておりません。

それで、これは既に存在する人のクローンができるわけではなくて、生まれてくる赤ちゃん同士がクローンの関係になつていくということとございまして、これは自然の一卵性双生児などでも見られる現象であります。したがひまして、こういう個体をつくることややはり十年以下の懲役に値する犯罪であるというわけにはいかないのじやないかというふうな思ひております。

そういうことでございしますけれども、やはり問題をやらんだ胚でございしますので、これを母胎に

戻すことは、十年以下の懲役にはしないわけですが、法律に基づく指針でこれは認めないということにしたいと思っております。

○山谷委員 ヒトクローンをつくつては、コピーをつくつてはいけないということは、本当に皆さんが一致することだというふうに思いますけれども、今申し上げました動物性融合胚、ヒトの細胞質を持った動物の誕生、あるいはまたヒト集合胚、体の一部が別人由来の細胞となるヒト、あるいはまたヒト胚核移植胚、人為的な一卵性多児も可能なものでございますけれども、このようなことに、やはり国民は、そのようなこともあるのかということを知らない状況であるというふうに考えております。

ですので、法律で禁止する部分あるいはガイドラインで禁止する部分というような分け方ではなくて、法律で禁止して解除要件を法律で定めて、個別審査で禁止を解除していくやり方というものもあるのではないかと思いますけれども、その辺はいかがでございましょうか。

○結城政府参考人 法律に基づく指針で禁止しておるものを解除するというところでございますけれども、政府案では指針で禁止しているものを法律で禁止するということは、それを行った場合は、それは犯罪として処罰するというところでございまして、したがって、犯罪行為ということになっておるものがある時点から犯罪ではなくなるということとは、それはそう簡単にできることではないというふうに思っております。

○山谷委員 ですので、最初から法律で禁止したらいけないかというふうに思いますけれども、つまり、人権侵害とか科学技術などの暴走を防ぐという基本を踏まえまして、例えば今三つを申し上げたわけでございますけれども、国民の意見を広く聞いたとは思えませんが、国民も、これに関してそういう形がいいのかということに疑問を持つ皆さんは多いのだらうというふうに思います。ですので、民主党案は、法律で禁止する、ただ

し、もちろん科学技術の物すごい進歩、スピードというのはわかつているつもりでございまして、十分に基礎研究をして、三年以内の見直しというのを上げていくわけでございます。そのような形にしないというのは、これはどういう意図のもとに、ですからその部分をざる法なんというふうな表現もさせていただいているわけでございますけれども、いかがでございましょうか。

○大島国務大臣 今先生が御指摘いただいたところは、いわゆる集合胚とかそういうものの、その部分だけをお話しされておられるのですけれども、それによってどういう胚研究の有用性、今後可能性として、国民の多くが悩んでいる、多くのと言葉はいいませんが、本当に例えば不妊で悩んでおられる、あるいは先天的にいろいろな障害を持つて悩んでおられる、そういう方々に対する可能性としての診療技術あるいは科学技術がどういう進展をするか。やはりそこもきちっと、それぞれの胚、あるいは将来そこから生まれる胚研究の有用性というものをバランスよく国民の前にお知らせした上で、判断してもらわなければならぬと思ひます。

したがって、できれば今局長の方から、それぞれにおいて、こういう胚にはこういう可能性がありまして、そういうことをやはり報告してもらった上で、そして総合的に判断していただかないと、その部分だけを見て倫理と生命ということだけでお話しされますと判断が間違つような気がいたしますので、局長からその辺を踏まえて答弁をさせていただきます。

○結城政府参考人 九種類の胚がございましてけれども、人クローン胚及びヒト性融合胚、この二つは核移植により作成される胚でございましてけれども、これは拒絶反応を起こさない細胞や組織を得ることが可能になるという指摘が生命倫理委員会の報告でなされております。それから、ヒト胚核移植胚でございましてけれども、先ほどの、人工的につくる双子でございましてけれども、これは細胞質に存在するミトコンドリア

の異常を原因とする疾病の発病予防のために核移植を応用することについて、可能性があるという指摘がなされております。

それから、動物性集合胚、動物の中に人間の部品が入っているものでございますけれども、これについては、近い将来、特定の組織のみにヒト由来の細胞を集める技術が開発されますと医療応用が可能となる、つまり、移植用の臓器を動物の体内でつくるということでございます。この技術によって拒絶反応のない臓器の作成ということが可能になることが期待されております。

○山谷委員 残念でございますけれども、時間が来ました。いろいろお話を伺いまして、やはり倫理的な問題も踏まえた包括的な法案というものが必要であらうというふうに考えます。なぜならば、基礎研究の部分が多すぎていて、その手前は、まだここまで進まないで基礎研究のところをきっちり固める必要があるのではないかと、ここで、法案を提出させていただいておりますので、その辺を考えていくことが大事ではないかと思ひます。

○古賀委員長 午後一時から再開することとし、この際、休憩いたします。

午後一時五十五分休憩

○古賀委員長 午後一時から再開することとし、この際、休憩いたします。

午後一時二分開議
○古賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。近藤昭一君。

○近藤昭一委員 民主党の近藤昭一でございます。今回のクローン技術の規制に関する法案についても、私たちはこう考えるということで対案を出させていただいたわけであります。私も、科学技術委員会にずっと所属をさせてい

ただいておりますが、さまざまな面で、技術の発展をとるか、あるいは一歩足をとめて、いろいろな情勢を勘案しながら、いろいろなバランスをとっていくべきかということではさまざまな悩むわけでありまして。

特にこの間、原子力の問題で、多くの事故といましようか、事件と呼んでもいいようなことも起こったわけであります。そういったときに、本当にこれから二十一世紀に向けて、確かに資源がない日本のようなこういう国で原子力発電の持つ有効性があるのかと思つたり、あるいは、先般のJCOの事故を見ましても、原子力、核の問題というものは本当に遺伝子にまで影響を及ぼすということ、一たん起こると大きな取り返しのつかない事故に発展する。科学そのものは信頼を寄せられるものかもしれないけれども、やはり科学の安全性、これには何とも予想できないような、避けられないような事故的なことが起きる。

そういうことを考えますと、もちろん我々が、日本という国が科学技術立国を目指していく、そういう中でさまざまな研究を促進していく、これは経済的なこととも絡んでくるわけでございまして、日本の今後のあり方については大変重要である、けれども慎重な上にも慎重な議論が必要だ。また、単純にそういった技術の安全性だけではなくて、そのことがさまざまな人間の精神に影響してくる。特に今回のクローン技術については、人間の精神的なことにも非常に大きな影響を与えるんではないかというふうに考えるわけであります。

そういった意味で、先ほど大臣からお話がありました。この法案の冒頭でお話があったと思いますが、ことしの通常国会で提案をされたけれども審議にまで至らなかったという経緯の中で、ヒトクローンができてはならない、だからこそ早く、お互いに協力してというメッセージもあるのかと思ひますが、成立させようではないかという御提案があつたんだと思ひます。そこで、幾つか、その法律の根本、理念につい

てお伺いをしたいと思います。

政府案では、特定の人と同一の遺伝子構造を有する人もしくは人と動物のいずれであるか明らかでない個体をつくるのが人の尊厳の保持に重大な影響を与えるとして、人クローン個体等の産生を禁止しているわけであります。

しかし、人の生命の尊厳の根拠とは、ここで言う、他の人のコピーでないこと、ヒトを他の動物とまぜないことだけなのであるか。これは私の感じるところだけかもしれませんが、政府案は人の尊厳をかなり狭く限定しているのではないかと。そして、大変失礼かと思いますが、人の生命の尊厳をかえって矮小化して、結果的にかえって損なうことになってしまっているのではないかと。ふうに考えるわけですが、いかがでありますでしょうか。

○大島国務大臣 近藤委員が冒頭にお話しされた原子力の問題も含めて、科学技術の発展と、そしてそれに伴ういろいろな問題、そういうことから、悩みながら判断をし、また考えてきているという、政治家として非常に率直な、良心に基づいた吐露をされました。私は、科学技術というのは、進歩すればするほどいわば専門的になっていく、そして、専門的な世界に入り込めば入り込むほど全体が見えなくなるという恐ろしさを持っているというのをわかって、今先生がまさに吐露された、悩みながらというこのポイントは、とても大事なことで、このように思います。

我々が科学技術政策を行うに当たり、選択、集中、重点ということを行いつつ、国家としての戦略性を持って進めていくという必要と同時、幅広い人間としての教養、そこにはモラルもあれば文化性もあれば、そういう上で科学技術政策というものを判断していかなければならないのであろう、そこにおいては同感をいたすところでございます。

さて、そういう意味で、政府案は人間の尊厳というものを狭めて考えていないだろうかという御指摘であったと思います。

私どもは、人間の尊厳であればあるほど、実はもう一方の、今多くの人々の中でさまざまな、病気がありますとか、あるいはまた先天的に持っている障害でございまして、そういうものを乗り越えることも、人間の尊厳を大事にするという視点からの我々のわざではないだろうかとも思うわけですが。

そういう状況の中で、人間の尊厳というものをまずきつちりと基礎的に大事にするために、私どもは、クローン人間等の産生を禁止する、ここだけは、どんな宗教を持つが、どんな文化の背景を持つが、あるいは国境が違おうが党派が違おうが、今共通する認識であります。だとすれば、そこをきつちりと、もう絶対やってはいけないことだ、そういう個体をつくってはいけないことだということで、内外に日本という国の意思を明らかにすることの緊急性をもって私どもは、今度の法律をつくらせていただいた、提案をさせていただいた。

一方、先ほど申し上げましたように、しかし、この技術から生み出されるであろうこれを取り巻くいろいろな可能性、先ほど局長もお話ししましたが、逆に人間の尊厳というものを大事に考えるがゆえに、そこから生まれるかもしれない科学技術的な有用性というものに可能性を与えておくということも必要である。そういうバランスを踏まえて、私どもは、生命科学の発展を期したいという意味でこの法案をつくり、ある意味ではどちらも人間の生命の尊厳という視点に立ったものだ、このように思っております。

○近藤昭委員 大臣おっしゃるとおり、ヒトクローンについては、あつてはならないということ、先ほど私も答弁の中でお話しさせていただいたように共通の認識だと思っております。

ただ、私が今質問の中で申し上げた、矮小化といいましようか、それは人によつては矮小化ととらない方もいらっしゃるかもしれないけれども、矮小化ととる人もいます。つまり、今大臣が答弁の中でおっしゃった、ヒトクローンを禁止するんだ

という日本の意思を、これは世界的な協調が必要ないち早く、ことしは日本でサミットも行われまして、かつてのデンバー・サミットでのクローン技術についての危惧が話し合われたわけでありまして、そういう意味では、沖縄サミットでもきちと日本の意思が示さればよかったのではないかと私どもも思います。

ただ、それには、私どもが今回法案を出させていただいたことで申し上げます、幾つかもつと議論をすべきところがあるのではないかと。今申し上げた矮小化がかえつてあるのではないかと、そこが心配であります。

つまり、ヒトクローンは確かに禁止をされた。しかしながら、人と動物、私も今回法案をつくるに当たつていろいろと勉強しても、ヒトと動物の集合胚とか融合胚とか、何か聞けば聞くほど、何となくそのときは納得をしても、後になると、いや待てよ、何だつたかなみたいな感じになってまいりまして、非常に難しい部分があるんです。先ほど午前中の質問の中にもあつたと思います。ヒトと動物をまぜ合わせるような実験、それは最終的には動物になるのだから、そういったものはヒトとはとらえられない、動物ととらえるんだというお答えであつたと思うんです。

ただ、そういったことが、実験については法では禁止されていない、たしか届け出制だつたと思ふんです。こういったことが、人の尊厳ということとでいいますと、確かに冒頭申し上げました科学技術の発達というものは大事であります。しかしながら、これは精神的にもさまざまな影響をしてくると思う。そうすると、ヒトと動物をかけ合わせるような実験が、私どもが政府の案に対して、この法という失礼な言い方をしているかもしれないが、そういった側面が出てくるものではな

いか。つまり、ヒトクローンだけはつくらないかもしれない、しかし、人の生命、人の尊厳というものをいじるような実験が幾つか抜け落ちていつてし

まうのではないかと。これを心配する。ですから、せっかく日本がヒトクローンは禁止するという意思は示せても、その周りの部分で日本は大丈夫だろうかという心配が出てきているわけでありまして。先ほどの質問と似ているところがあるわけでありまして、その辺はいかがでありますでしょうか。

○大島国務大臣 近藤委員の、情念的といいましようか、情念的というは大変誤解を与えるかもしれないが、ヒトと動物の胚、そういうもののもしできたとしても、我々の常識、倫理あるいは人間の尊厳という観点からどうであろうかというところだけを問われまして、それは、我々は、そんなことが堂々とまかり通つて変な個体が生まれるというところまで結びつけた上でのいろいろな判断をする場合でございます。

確かに、そういうふうなところだけを考えますと、いろいろな疑問を呈する方があらうかと思いますが、先ほど申し上げましたように、我々は、そういうふうな可能性の中にも、やはり胚研究の有用性というものが、それはすなわち、繰り返して恐縮でございますが、本当に生まれながらにして持っているいろいろな障害、病気というものがある、今なおいろいろな困難に立ち向かいながら一生懸命生活しておられる方々がおられる。もしそこを治すことができるならば、そこを乗り越える技術ができていならばという思いは、特にその家庭の人、御本人にすれば、もう毎日のように考える場合があるのだらう。

そういうところに研究の有用性が、可能性があるとすれば、法律で禁止するところと、もちろん今言ったように、どんなことがあつたって個体にする母胎への移植というのは禁止するということは、これは私どもも指針でそういう方向性を持つわけでございます。だとすれば、その管理をきちつとして、なおかつ、もしその管理規定あるいはそういう指針に違背した場合は、懲罰、罰則を設ける指針でございまして、そういうことで押さえながら、そして有用な研究に対する環境

をつくっていくというのが、先ほど来私が申し上げた、生命科学の発展を期することと人間の尊厳というものが、そういうものの調和であり、しかし、思想の根底はどちらも人間の尊厳でございますという、そういう中で考えた法案であります。

私も、決して狭隘な人間の尊厳論を持つていた次第でございます。先生と同じように、さまざまな議論、多くの議論をしながら、ある意味では議論をするということは、そこに悩みながら政府案を出して、国会の場で大いに議論をしていただく、こういうことで決まらせていただいた次第でございます。

○近藤(昭)委員 多分、これはかなり多分だと思ふんですけども、理念的な部分ではまさしく大臣と一致させていただけるのだと思ふんです。

ただ、その中でどういうふうな、最低限という言葉の方がいいのかわかりませんが、最低限とあえて申し上げますと、ヒトクローンの産生を禁止する、しかし、その関連のところをではどういうふうな絞っていくかということなのだろうと思ふわけであります。

先ほど来、大島大臣からちょっと話がありましたが、病気とか事故で片腕あるいは片足等々を失った、ちょっと考えるのは嫌なんです、例えば自分がそうなったとき、そういう欲求という自分の欲望から逃れられるのかなと思ったりします。

ただ、人間というのが、あたかも部品をかわていくように、手が悪くなったから手をかわていく、足がなくなったから足をつくってつける、あるいは胃が、肝臓がと、そういうふうにあたかも部品をかわていくようにかえる社会というのが、本当に、こういうものは一人だったらいという問題とは違うかもしれない、例えば自分だけだったそれは社会に影響はないかもしれない。環境問題などもそういうところがあるかもしれない。自分だけがごみを捨てるのだったら大したことないかもしれないけれども、何十万人、

何百万人の人がごみ箱でないところにごみを捨てていけば、物すごい影響が出てくる。

つまり、そういうことがどんどんと治療などで認められていって、どんどん進んでいく、そういったことがどんどん社会の中に大きくなっていくことの与える影響というのは、これは杞憂かもしれないけれども、僕は大変に心配をする。ですから、そういう意味では、私は、やはり最初のところはなるべく厳しくしておいていいのではないかと。

逆に言いますと、科学技術の進歩というのは物すごいスピードであります。ですからこそ、私どもは三年以内に見直しという期限を区切った。三年というのは割と短いのではないかなという感覚をしております。

逆に言うと、科学は、先ほど来からありましたように、予備的実験、さまざまな実験をやること、技術が進歩しているわけでありますから、いさなり人に適用しなくても、進歩しているがゆえにさまざまな実験が可能である。そして、そういうことをやることによって、かなりのことが知見できる、ということでしょうか確認できる。

だから、このことについては、もう完全に、私どもの法案でも合理性等々の言葉を使わせたのだいたいのわけですが、つまりそういう確認をきちっととることができるとは、科学の進歩というゆるゆるの測定物差しとしても、科学の進歩というものが大きなことになるとは、ないかなというふうに考えているわけであります。

ですから、私どもは基本的には、倫理的には大変に共通させていただいている。ところが、縛るところでいうと、もっと厳しく。そして、それについては、これだけ科学が発展しているのだから準備をしつかりやる。本当に安全なもので、さあ、人という方の方かというのではない、この辺がちょっと違うのかなというふうに思います。

先ほど大臣も私どもの議員からの質問に、生命が始まる、ところ、なかなかお答えにくそうだった。

た。それは多分、大臣としてのお立場だけではない、なかなかこれは一人の人間としても、私もさき私の悩みを申し上げましたが、自分がこういう技術の進展で何でも部品が取りかえられたら、やはり欲望としてという思い、でも、では聞かれて、生命がどこから始まるかと言われるば、早い受精卵の時期かなとか、悩むわけであります。

ところで、何度も何度も出てきているわけですが、生命の尊厳に関しては、科学技術庁からことし三月に出された生命倫理に関するアンケート調査を見ますと、やはり多くの方が、そやうやって聞かれると、受精の瞬間から人として絶対に侵してはいけない存在であると考えたと回答していらつしやる。また、四割が、ヒトの受精卵の研究利用は厳しい条件下で。だから、かなりの人が、まあ確かにそうだけれども、技術の進歩は大事だから、厳しい条件下のもとだったら認めてもいいのではないかと、非常に常識的なことを考えているのではないかと。しかしながら、二割の回答の方が、受精卵の研究利用は認めるべきではないという答えも出している。

ということ、本当に多くの方が、ヒト胚も人の生命の萌芽としての、明確な基準もないまま研究に使われるというのは、やはり人の生命の尊厳を損ない、人の生命の物化、また軽視につながるおそれがあるのだと考えているのだと思ふのです。

また、これはそういうアンケートだけではなく、政府の科学技術会議の生命倫理委員会ヒト胚研究小委員会における報告書にも、ヒト胚は生命の萌芽としての意味を持ち、倫理的に尊重されるべきだとあつたと思ふ。つまり、受精卵の段階から侵してはならないものである、また倫理的に尊重されなければならない。人の生命の始まりについて、こういった国民のアンケートだけではなく、審議会の考える倫理観もかなり厳しかったと思ふのです。

ところが、そういう意味では、ちょっと手前みそかもしれないが、私どもの法案の方がよりよいという感じが、先ほどの繰り返しになるかもしれない。

ういった感覚に近いのではないかと思ふのです。どうも政府がつくられた案には、こういったことが十分に取り入れられていないような気がいたすのですが、どのようにお考えでしょうか。

○渡海政務次官 今まさに近藤先生がおっしゃったような状況が、なかなか今の段階ではコンセンサスが生まれにくい部分なんだろうというふうに考えております。

そういう中で、いろいろな御議論もこの倫理委員会なりヒト胚小委員会なりでいただいたわけでございますけれども、最低限、このヒトクローンの個体産生という部分については、アンケートも含めて九割以上の国民のコンセンサスが得られるということ。

先ほど来、大臣の方からお答えになっておるわけでありまして、やはり早急にこのことを禁止しなければ、実は状況として、このクローンの個体産生をやる、というふうな宗教団体なり、またいろいろな動きが世界であらわれている。一言言われておりますのは、クローニングが一応意図された女性五十人のうち十人は日本人であるというふうな、これは確証は得ておられないわけでありまして、そういうふうな状況もある。

そういう中で、これだけは急いでおかなければいけない。そして、あとの部分についてはまだまだ議論が要る。急いでこれをやらなければいけないという認識のもとで、当面厳しく罰するべきものはきつちりとコンセンサスができた部分で縛っているという意味で、この法律をつくらせていただいております。意見がある意味分かれておるところに、現在政府の法律案はこういうふうになったという背景があるというふうには私は御説明を申し上げたいと思ふ。

○近藤(昭)委員 まさしく、なかなかコンセンサスが生まれにくい部分が非常にあるのだろうというふうに思います。

ただ、ここが、先ほどの繰り返しになるかもしれない。

政府案では、特定胚の母胎への移植についてすべて法律で禁止しているわけではない。一部の特定胚の母胎への移植の禁止について限定をしている。すなわち、人クローン胚、ヒト動物交雑胚、ヒト性融合胚、ヒト性集合胚、本当に何度聞いてもわからない言葉であります。聞いていても、これは何だったのかと思うわけでありますが、そういった分け方を政府の方ではとられて、母胎への移植をこれらについては禁止をしておられるわけでありますが、残りの特定胚については、法律を受けてつくられる指針で規制されると

つ申し上げますが、同じようなことになるのですけれども、実は科学技術会議生命倫理委員会クローン小委員会及び生命倫理委員会での答申で

る反社会性というものがあるかなしか。
倫理という問題はさまざまな議論があります。
そして、極端に言えば、胚の研究というのはこれ

りまして、いわゆる法律の段階で何かを恣意的に変えたとか、そういうことではないということをぜひ御理解いただきたいというふうに思います。

○近藤昭委員　今総括政務次官から御答弁がありまして、恣意的に分けたのではなくて、きちっとそういう答申もあったし、その答申に基づいて分けたというお答えであります。

なるほどと思う部分と、今大島大臣から御回答があった中で強烈な反社会性というお言葉がありました。その反社会性については何かという中で、無性生殖と人間の亜種というお言葉があった

わけでありまして、後ほどまた無性生殖のことに
ついてはお伺いをいたします。

私自身も、さつき自分で申し上げた幾つかの分
け方というのは、用意しました資料を見ないと二
度と言えないんじゃないか、そんなあれなんです
けれども、今大臣がおっしゃられた反社会性。そ
の中でも無性生殖、人間の亜種と、反社会性
の中身をおっしゃられたわけですから、繰り返
しになるのかもしれないけれども、繰り返しの部
分、今二つほど要素を挙げられましたが、この二
つの要素を挙げても、不勉強だからかもしれない
が、私はなかなか合点がいかないといましょ
うか、コンセンサスという理解が得られないわ
けであります。

もちろん、研究する方は専門家であるので、も
ともという言葉は専門家の中でも余りなかつ
たようではありますが、それでも専門家は、説明さ
れるようなのかということが理解できるのかも
しれません。ただ、技術開発の中で本当に社会的
な概念さえ変えていくような、大きないわゆる生
命医学に関する実験という分野であるわけであ
りまして、そういう意味では、私はやはり、そう
いうことが何かよくわからないけれども、その
はある種危険な思想かもしれないけれども、そ
ういうのがブレーキをかけていくことも注意はし
なくちゃいけないかもしれない。しかし、何
か、こういうようなものがどこか知らないところ
で実験をされている。

特に、私どもの法案をつくるに当たって危惧を
しましたのは、いわゆる余剰胚ですね。産婦人科
学会で指針等々自主規制みたいなことをされてい
ても、御承知のとおり、産婦人科学会に入ってい
ない産婦人科医が開業できないとか、いわゆる
強制的に参加させられているものではない。そう
すると、そういうところに入っていない方に入っ
ている方についても、いわゆる御自分たちのガイ
ドラインでありますから、破ったといって罰則が
あるわけではない。

そして、そういったなかなか目が届かない、あ
るいは規制が届かない中で、余剰胚というもの
が、いわゆる母体といましようか当人たちが、
幾つ余剰胚ができたのか、それがどういうふう
に、不妊治療の中で余剰胚が生まれてくる。結果
的に治療がうまくいって子供が生まれる。しか
し、知らないところで余剰胚が生まれていて、知
らないところでそれが実験に使われている。自分
の母胎に戻ってきたら、自分の体の中で子供に
育ったかもしれない余剰胚が、これは余剰胚です
から先ほどの実験とまたちよと違うのかもしれない
ませんが、冒頭の繰り返しの生命の倫理観とい
う、私どもはなるべく広く考えるべきだと思っ
ておりまして、そういう中で、そういったものが
知らないところで実験に利用されている。そし
て、そういう実験を聞くと、何が何でもよくわ
からない。だからこそ私は、まず法律でもっと厳し
くやるべきではないかというふうに考えたわけで
あります。

そこで、先ほど総括政務次官から、あるものは
法律だ、あるものは指針だ、最初からそういう答
申があったよという御答弁があったわけでありま
す。私も、多分多くの同僚議員も感じたこと
ではないかと思うのですが、法律と科学のこと
で、言えさえないから中身は随分と科学的なこと
で、言葉さえわからない、あるときは明確にイ
メージできないというような世界を法律で規制し
ていく難しさを感じたわけでありまして。

そうすると、多分この法案がつけられていく中
でも、科学技術庁と内閣法制局の間で先ほど申し
上げた言葉等のやりとりがあったのではないかと
思うのですが、その辺はどうだったか、お聞かせ
をいただければありがたいのであります。
○大島国務大臣 私は何つておりますところは、
やはり片仮名が非常に多いございますので、そ
ういふものを法律化するにどうしたらいいかとい
う議論が、法制局との間でそれはいろいろあつた
しいといふことは伺っております。ただ、根本的
な法理論体系として云々というのは、実は、前の

法案では量刑が五年でございました。その辺の議
論はやはりきちとあつたようでございます。

先生おっしゃる通りに、非常に専門的な分野で
はございませうけれども、法体系全体としての中
で、法制局との議論という中で思想的な違いと
かというものは、こういうことがありましたとい
うことはまだ何つておりませんが、片仮名とか、そ
ういふ専門的なものをどう解釈するかという、そ
こら辺のやりとりはあつたやに伺っております。

○渡海政務次官 御案内のように、大臣も私も、
実はこの法案のベースが策定されたときには所管
でございまして、そんなことで、細かいや
りとりまでは実は承知をいたしております。た
だ、先ほど来議論になっております、例えばわ
けがわからないというふうに今委員はおっしゃ
いまして、私も同じような印象を持っております。

名前のつけ方とかそういう点につきまして
は、法制局とのやりとりの中で、仕分けをするた
めにはこういうやりとりでなければいけないとか、そ
ういったやりとりがあったやに聞いております。
民主党さんもお出しでございまして、そ
ういふ点については、基本的な言葉の問題等で民
主党さんがやりとりをされたそのこととそんなに
大きく違わないのじゃないか。これは相手は衆議
院法制局でございまして、そういう法的な意味
での言葉遣い等のやりとりはあつたようでござ
います。内容は変えておりません。

○近藤(昭)委員 私どもも作成する段階で、そ
ういった科学技術の現場での部分と、それを法で規
制していく、法案に具体的な文案にしていける。本
当にその法律というものが、研究者の方にとつて
みれば自分がやっている日々の活動を規制してい
くわけでありまして、そういうことを規制して
いく文案は本当に大きな意味を持つわけであり
まして、そういう意味で、難しさと、きちとや
らなくてはいけないという責任を感じたわけで
あります。

ただ、そういうことで申し上げますと、先ほど
午前中の質問の中に、動物とヒトをまぜ合わせた
場合に基本的に動物であるという実験、それに
ついては、ヒトではなくて動物なので、その取り扱
いについての罰則を、ヒトではなくてそれはあく
まで動物なのに法律で禁止となると、余りにも量
刑が重過ぎるのではないかとというような御回答が
あつたと思うのです。

ただ、ここでやはり悩むのは、そういったある
種の法律、これは、本当に社会全体に及んでい
くので、法律がいいかげんなものであつたり、ある
いはこつちにある罰則とこつちにある罰則が余り
にもバランスが悪いと、やはりその法律の規制を
受けている国民としては納得できないところがあ
るんだらうという思いと、これは御答弁がなく
てもいいのですが、さつき申し上げた倫理観で考
える部分でいいますと、やはりかなり人と動物が、
それは最終的には動物なのかもしれないけれど
も、ヒトの核とかが利用されることの、言葉はよ
くないかもしれませんが、いかにわしと似たな
ところ、やはり心配だという気がいたします。

ところで、特定胚の作成についてお聞きをした
というふうに思います。

政府案では、特定胚の作成について届け出制を
採用され、広く特定胚の作成を認めておられるわ
けであります。中には動物の細胞核を移植して
ヒトの未受精卵に移植するなど、発生研究者がこ
れまで考えてもみなかったような研究も含まれて
いる。

確かに、特定胚の作成について指針を定められ
る、それに適合しないものについては改善命令等
を出す、変更させるといふ制度になつておるわけ
であります。それでは仮に、指針に適合するか
否かが六十日間審査し切れなかったような研
究、本当にいろいろな研究が出てくるんだと思
うのです。こういった想像だにしないかと思
う研究が仮にあつた場合、どんな対応をされるつ
もりなのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○渡海政務次官 この内容をもう既によく御存じ
だといふ前提でお話をさせていただきますが、届
け出をしていただいて六十日間審査をする、そ

の間に適当ではない部分があればちゃんと是正命令を出す、それに従わなければ罰則も伴う、こういうガイドラインの大体の枠組みになっておるわけであります。

基本的に、今のところ六十日ぐらいあれば判断ができるという前提のもとにおいてつくられていくことでありますけれども、そういう場合には、恐らく途中で、この部分が実はどうだとかああたとかいうことで、是正命令ではありませんが、不明快な部分についてもっとより詳しいデータを出していただくなり、そんなふうになるのではないかなと考えておるところでございます。

きょう御指摘がございましたので、超えたらどうかという話でございますから、超えないだろうという前提でございますので、そういうこともよく考えながら、指針をつくるときにもう一度そういうことをきっちりチェックさせていただきたい、こういうお答えにさせていただきたいと思っております。

○近藤(昭)委員 超えないだろうというお答えは、なかなかお答えにならないのではないかな。超えた場合にどうするのでしょうかということでございます。これがちよつと心配な、つまり、質問の中でちよつとお話をさせていただいたわけでありませうけれども。

そういうことでいいますと、お話の中にもあった独創的な研究もかなりいっぱい出てくるのだと思うのです。独創的な研究を抑制してはいけなから指針だということお答えだつたと思うのです。ですから、独創的なものがあつて出てきて、それはある種、いいものはやれるように指針なのだと、独創的なものと思うのですが、ただ、逆に言うとも、独創的なものという、なかなか判断が難しいものがいっぱいあるのではないかなということ、で危惧しておるわけでありませう。

○渡海政務次官 確かにおっしゃるとおりでございます。六十日以内に判断ができれば、これはやはり許可できないというふうに思います。それは科学的知見というもので予期できないわけ

でありますから、そういった意味で、着手してはいけないということになると思ひます。

○近藤(昭)委員 ただ、私が心配しますのは、六十日間審査し切れなかったというのは二つあるのかな。一つは、予見できないからということ。あとは、マンパワーのいいまいしょうか、もうどうん来で、そういうことになってできないときもあるかもしれない。それも六十日間たつてしまったのだということに対応される、それも許可できないということになってしまふのでしょうか。

○大島国務大臣 先生が一番御指摘いただきますように、この法案、この研究技術の一番の問題は、人間の尊厳ということを先生からもいろいろ御指摘いただきました。その視点に立つて判断すべきものだ。したがって、六十日間判断できないものは、我々がどうぞやってくださいというわけにはいかないというのは、人間の尊厳の観点からそうだと思います。

物理的な理由でどうだという場合は、その状況を見て人員をどう確保するかというのは我々の義務でありまして、いづれにしても、どういう結果であれ、六十日以内に判断できないものは、どうぞやってくださいというわけにはいきません。それは、まさに生命にかかわる、あるいは人間のモラルにかかわる問題ですから、そういうふうなことの観点から判断すべきもの、こう思っております。

○近藤(昭)委員 大島大臣がお答えになられたように、まさしく、判断できないようなものはそれは許可できないのだということだと思ひます。そして、今のお答えの中からすると、六十日間できちつとすべてを判断できるような人員を整えるのだということかなと思ひます。

ただ、判断できないものは許可できないのだということであれば、先ほど私の質問の中でもお話しさせていただいたように、逆に、かなり合理的で安全だというのは技術の進歩によってかえってわかつてきている。あるいは、その見直し期間

を短くすることによって、法律で厳しくやっておく中で三年の見直しということ、では今度はこんなことも許しましよということをした方が、はつきりするのではないかと思うのです。それを、とりあえずと言つと失礼かもしれませんが、出しなさい、六十日間審査しますと。ところが、どうもこれは六十日間審査し切れず、予見できない、だから許可できないというのは、ちよつと乱暴ではないかな。

そして、ここをちよつと今のことに関連してお伺ひしたいわけですが、そういうふうな判断をされる、許可できないものははつきりさせるのだ。では、この法案がこの臨時国会にかかった当初から、とにかくヒトクローンを禁止しなくてはいいけないのだから、きちつと法案は上げようよというお話がある反面、私が今のことで関連して心配しておりますのは、繰り返しになりますが、特定胚の作成の規制については法律でその内容をきちつと決めるべきであらうと思ひます。政府案は今申し上げたように、六十日間審査する。そしてその審査は、指針に適合するか否か、指針にゆだねられているわけでありませうが、この指針については、どういう機関で検討されていつできるのか、これについて疑問を感じておるわけでありませう。

○渡海政務次官 指針を作成するためには、一応法律に基づいた指針でございますから、法案が成立をすること、これが大前提でございます。政府案が成立した場合、附則第一条により、公布の日から一年以内に特定胚の取り扱いに関する指針を定めることというふうになっております。指針を策定するに当たっては、関係行政機関の長に協議すること、総合科学技術会議の意見などを聞くこととなっておりますが、これが今委員がおっしゃった部分でございます。これが今委員がおっしゃった部分でございます。これが今委員がおっしゃった部分でございます。

ただ一つ、余分なお話になるかもしれませんが

が、当然今、厚生省の方の生殖医療の研究会が進んでおります。この中で、生殖医療の問題のある程度の交通整理ができましたら、これはまだ予測でございます。私の勝手な言い分でございますが、今大変話題になっております余剰胚の問題等々についても新たな組上り多分上ってくるのではないかな。そういう状況を見ながら、時期というものをできるだけ早めていきたいというふうな考えておるところでございます。

○近藤(昭)委員 おっしゃるとおりでありまして、法律に基づく指針でありますので、法律がでないことにはその指針もつくられない、それは当たり前だと思ひます。

ただ、私が心配しますのは、そのところで、質問の冒頭でお話ししました、かえってクローンの技術の促進法になる危険性もあるのではないかと、そういうところ、その辺も関連しております。

つまり、確かに法律ができないと指針はつくれない。指針は一年以内。まあ一年以内というのは一日かもしれないけれども、でも一年以内だ。最長一年間かかってしまふ。そのできてきた指針がどういふものか、今の時点では、法律に基づくわけですから、法律の理念がどこで生きていくということでは想像はできても、やはり具体的な指針が明らかでない以上、指針で規制するから、指針で規制するからでは、あるいは、指針に適合するかどうか六十日間審査するのだ、そういう仕組みをつくつてある種安全性を確保しているという言い方だと思ひます。

法律では禁止してはいないけれども、きちつと指針でやっていると、指針はフレキシブルだからいいのだよ、指針に合うかどうか六十日間やるのだよ、六十日間判断できないものは、これは危険なのだという想像のもとに禁止するということでは、この法律を受けた現場の研究者の人が、もしかしたら、ある人は、なかなかあまいだからちよつとやめておこうと思ひます。あるいは、全部が全部ではないかもしれないけれども、ある人は、ではこの辺あまいだからどんど

んやつてしまつてもいいのではないかと。そういう危惧を諸外国は持っているのではないかと、あるいは私どもも持っているというところであります、いかがでしょうか。

○渡海政務次官 先ほど私、答弁しましたが少し間違つておりまして、ちょっと勘違いをしておりました部分がありました。

ガイドラインの問題でございますから、さまざまガイドラインがあるのですが、例えばES細胞等については、実は今後、科学技術会議でやっていたかどうかというようなこともございますし、少し混同いたしております。

ガイドラインは、既に午前中に研究開発局長の方から答弁がありましたように、例えば、インフォームド・コンセントをとるとか、こういう科学技術会議生命倫理委員会等のガイドライン、指針をつくるためのガイドラインが示されておりました、それに基づいてできるだけ早急に作業を進めたいというふうに思っております。そして、法律公布、施行の周知期間が六カ月ということでございますから、それぐらいの間には、当庁として、責任を持つてつくらせていただきたい、できるだけ早くつくるべく努力をさせていただきます、たいというふうに考えているところでございます。

○近藤(昭)委員 法律の周知期間である半年以内を目途にやるんだということですが、そうしますと、今の御回答の中にもあったと思うのですが、もう一度、その指針をどこできちっと策定していくのか。あるいは、想像であります、指針そのものは非公開の中でつくられていくのか。最終的にはやはり多くの人に影響を与えるので、例えば国会にもかかるのかどうか、それをお聞かせいただきたいと思うわけでありまして。

○渡海政務次官 要は、パブリックコメント等をちゃんといただくために、少し時間がかかるというふうに御理解をいただきたい。つくるのはもちろん、行政のガイドラインでございますから、科学技術会議に諮りながら、来年からちよつと組

織が変わりますが、役所の方でつくらせていただきたいというふうに思っております。

○近藤(昭)委員 質問時間が終了いたしましたのできょうはこれで終わりたいと思いますが、大臣とも政府の皆さんとも、理念的には本当に共通させていただいている。ですから、あとは本当にどういうふうな、科学技術というのは社会的な観念、倫理と社会に影響を及ぼしていくわけでありまして、慎重な上にも慎重に進めていきたい、そういうふうな考えです。

○古賀委員長 津川祥吾君。

○津川委員 民主党の津川祥吾でございます。私は、実は議員にさせていただいてから、各委員会での質問はトータルでまだ六十分かきさせていたいただいておりませんが、本日は、この科学技術委員会だけで六十分も長期に時間をいただきました、大変光栄に思っております。ありがとうございます。

時間をいただきましたので、まず、科学技術分野における研究に対して法律で規制をすることにしまして、若干私の考え方を述べさせていただきます、その後の方で大臣と山谷議員に、お考えをいまいましようか御感想をお伺いしたいと思っております。

私は、人クローン個体の産生に対して当然反対する立場でございますし、また、いかなる研究であつたとしても、ヒト胚を無制限に使用してはならないという立場を当然とっております。ただ、私は、この両法案のテーマでございますが、科学技術の分野に対して法律で研究開発に規制をかけるということにしましては、若干の抵抗感を感じます、矛盾あるいは違和感というものを感ずるものでございます。

そもそも科学の基礎研究というものにおいては、何をテーマとしてだれが研究をするのかというところについては、研究の自由あるいは研究者の自治というものがあつたはずであらうかと思いま

す。また、そういったものがあつたとしても国がその研究に介入することは現在においても当然ありますが、そういうことをする以上は、かなり合理的な理由がない限り許されるものではないというふうな考えであります。

例えば、倫理的な観点から考えて国がその研究に制限を加える。例えば人体実験というのに関して制限をするというのは、当然合理的な理由があらうかと思われま。また、先ほどどなたか指摘をされたことかと思いますが、例えば研究そのものが研究者自身に対して危険を及ぼすおそれがあるもの、その研究に対してある程度の資格が必要であるとか、あるいはその研究所に対してある一定の設備が必要であるとか、そういった制限がかかる場合も当然あらうかと思ひます。また、環境に対する負荷が非常に大きいような研究であれば、その研究そのものに対して規制がかかることもあり得るかと。

ただ、あくまでも科学における研究の目的は何かと問いますと、私は真理の探求ではないかというふうな考えです。つまり、その科学の研究の結果、どういった真理が見つかったか、どういった技術が生まれたか。その技術が善であるか悪であるか、あるいは、有用性があるかないかということでもつてその研究が善であるか悪であるかというふうな判断がなされることであつてはならない。そういう結果からの独立が必要ではないかというふうに考えております。

かつて、アインシュタインが相対性理論から導かれるエネルギーと質量の等価性の法則の中からE=mc²という法則を導き出した。非常に単純で美しい理論であるというふうに私は思つておるわけでありまして。例えば、仮に一グラムの質量のものがあつて、それを全部エネルギーに変えると、簡単な計算で出ますが、大体百万キロワットが発電所が一日に発生する全エネルギーに相当するということな法則でございます。原子力発電も当然こういう理論を用いておりますし、実際には質量の千分の一ぐらいだと思ひますが、そう

いったものをエネルギーに変えているというものを使つてゐるわけでありまして。

しかしながら、言うまでもなく、このアインシュタインが考え出したE=mc²という法則をもとにいたしまして、かの原子爆弾がつくられたわけでもあります、広島・長崎の悲劇が生れたというところもあるわけでございますが、だからといって、アインシュタインのこの研究、あるいはこの研究によつて導き出された法則が悪であると言えるか、私はとてもそういう言い方はできないというふうに思ひます。

つまり、研究開発そのものというのは結果の善悪からあくまでも独立であると同時に、また、その導き出された研究結果、法則、新しい技術をとどのようにこの社会の中で活用していくかということにこそ、むしろ十分に慎重な議論ないし規制が必要なのではないかというふうに考えるものでございます。

また、このクローン技術に関しましては、世界的な議論の流れといたしまして、人クローン個体の産生に関しては禁止するという方向で恐らく世界的に動いてゐるかと思ひます。また一方で、ヒト胚性幹細胞、いわゆる万能細胞、ES細胞と言われるものの研究に関しては、恐らく、世界的な流れから見ますと、この研究は推進するという方向に今流れてゐるのではないかなというふうに私は認識をしてゐるところでございます。

人クローン個体の産生及びそのための研究というものは、倫理的観点及び安全性の観点から、制限をされるに足り得る合理的な根拠があるというふうな判断できるかと思ひますが、そうであつたとしても、この研究そのものを絶対的に禁止する、全くやつてはいけないというふうな世界が判断してゐるとは私は考えておりません。危険性があるし、また倫理的な問題があるから慎重に議論しなければならないし、また無制限な研究をしてはならないというところが現状の判断ではないかというふうに思つております。

むしろ、倫理的な問題などを一つ一つクリアし

ていくことによりまして、研究の暴走を防ぐ、あるいは、ヒトゲノムの研究などと歩調を合わせながら慎重に研究を進めるといふことによりまして、この分野において真理の探求を推し進めていくべきであるというのが世界の流れではないかなというふうには私は考えておるところであります。また、ややもすれば万能細胞あるいはES細胞というものの有用性がかりが強調される問題がございますが、科学の基礎研究の本来の目的はやはり真理の探求であって、我が国も、科学技術立国を標榜する以上は研究の自由と研究者の自治というものを守つていかなければならないし、またそういう一つの観点をしっかりと持った上で、この問題に關しても有効性のある、実効性のある規制をしていく必要があるのではないかとこのように考えておりますが、大臣と山谷議員のお考えをお伺いできればと思います。

○大島国務大臣 津川委員の科学政策における規制論、規制のあり方、規制の考え方というものを今るお伺いいたしました。つまり、真理の探求とそこに得られた知見をどう利用するかというものは別ではないか、できるだけ真理の探求という世界は自由な世界にしておくべきではないか。しかし、そういう中であつて、いわば高い倫理性、あるいは反社会的なもののはやはり一応抑えなければならぬという中でも、できるだけ自由にするというのが基本的な考え方ではないかという御趣旨であつたと思います。私も基本的に同じ思いを持っております。

今原子力の話をされましたが、特に生命工学という世界は、確かに原子力や素材やITあるいはその他のさまざまな科学技術の世界と違って、生命そのものと直結する問題がございます。生命ということと直結するとなれば、その研究自体にある意味では、きょう午前中からいろいろな議論がありました、人間の尊厳とかあるいは倫理性というものが、他の研究分野以上に実は議論される世界であろうな。

先生がこのたび当選される前に、臓器移植の議

論がございました。臓器移植は議員立法でやりました。そして、我が党におきましてはノーバインドで、つまり拘束をしないでそれぞれの判断でしていこうということに相なりました。そのように、生命にかかわる議論というのは、尊厳とか倫理とかそういうものとかかわるものですから、その真理の探求との調和というんでしようか均衡というんでしようか、非常にそこに悩む問題があります。

ですから、私も私としては、法律でその世界に対して踏み込むという場合においては、少なくとも、先ほど来申し上げましたように、世界的にも、あるいはおおよそどういう宗教観を持つて言われようとも、あるいはどういう文化の違いを持つていようとも、してはならないという分野については厳しく法律で規制していかなければならないという姿勢をまずとりました。

一方、科学技術の真理の探求と同時に、やはり政策ということを見ると、有用性というものをだれでも今度は考えるわけですから、有用性という可能性があつた場合のことも考えると、この研究分野はできるだけ柔軟にしておいた方がいいねと。しかし、ある意味では、やつてはならないぎりぎりの問題については押さえておかなきゃならぬ、それはどのように変化するかわからないから、ここところはガイドラインという方向性を持つてやつていこうではないか。

ある意味では、津川委員がお話された研究の自立性あるいは自由性というものと倫理というものとのバランスを本当に議論しながら考えた結果として、今のような形で私どもは法案を出させていだいたということは御理解いただきたいと思ひます。

○樽床議員 山谷議員にという御指摘でございましたが、同じ提案者でありますので私の方からお答えをさせていただきます。

今、政府の方から答弁がございましたが、私も、基本的にさほど変わるものではないといひますか、根本のところではほぼ同じような考え方を

を持つていふことをまず申し上げたいと思ひます。

また、先ほど大臣の方からお話もありましたが、原爆の話は津川委員は引き合いに出されまして、もつと卑近な例でいいますと、我々が、もうどうしてもなくてはならないと多くの方が思つておられる自動車そのものも、これは科学技術の発展によつて我々は本当に、日々車がなければならぬ車社会になつております。しかして、車がなければ、年間、万という人が亡くならないわけでありまして。そういう、まさに科学技術と人類との共存をどのように図つていくのかというのは、これは永遠のテーマであるといふふうに思つております。

しかしながら、そういう中で、研究者の自由とか自治、そしてまた結果からの独立、こういうお話もよくわかるわけでありまして、事この我々の体の中の問題につきましましては、先ほど午前中の答弁でも申し上げましたように、人間も生物でありますから、自分たちの種の問題といふことであつて、これはもつと深刻な問題であらうといふふうに思つております。

人が猿から進化したのかどうか、これは大多数の方はそのように認識をしておりますが、一部ではそうではないとおっしゃる方もおられる。私は進化論を信じている方の人間でありますけれども、そうすると、当然、我々人類もこれからまだまだ進化していくであらうと考えるのが普通でありまして、そういうことの中で、遺伝子そのもの、またこのような胚といふもの、またES細胞、クローンといふものが、その進化の度合いに對して恐ろしくかなりのアクセスを踏むであらうといふ認識を私は持つわけでありまして、そういうような問題については、殊のほか慎重にしなければならぬといふふうに考えております。

今申し上げましたことは、ほとんど大臣の答弁と趣旨としては変わらないわけでありまして、ただ一点違うのは、一点というか大きく違うのは、ヒト胚とかES細胞また余剰胚等々の政府が今回

の法案で触れられていない分野について、政府は、まだ結論が出ていない、早急であるという意見。いろいろ考え方はあろうかと思ひますが、私どもは、あえてそこまで踏み込むべきだろつという判断をして、今回このような法案を出させていだいたといふことであります。

かなり私の私見もまじつておりまして、実は私は、先ほどありました臓器移植の法案につきまして反対の投票をした人間でありますから、そういうバイアスもかかつていふかもしれないといふことは御理解をいただきながらお聞きいただければ幸いであらう、このように思つております。

以上です。

○城島議員 追加して、民主党案の背景について、基本的な点でございまして説明させていただきます。

津川委員がおっしゃつた、一つの哲学に近いところだと思ひますが、それとも一方非常によくわかる話であります。いわゆる研究の自由あるいは研究の自治といふものと、まさに社会の要求、人権をどう守つていくかとか、あるいは公共の秩序をどう確保していくかといふことの両立をどう図つていくかといふことが、基本的なベースになる問題だと思ひます。それを、それぞれの地域あるいはそれぞれの国が、この問題をどう図つていくかといふことで、やはりその都度その都度明確にしてきていふんだらうと思ひます。

なかなか、こういつた今回の法案に關するような問題について見れば、特にこの問題が、この原則をどういふふうに考えていくのかといふことが問われるテーマであるといふふうに思ひます。

したが、いま、ある面というところ、いろいろな生命観とか倫理観みたいなもの、揺らぎといふんでは、午前中からあるように、国民的コンセンサスがあるのかといふ質問もありますけれども、それ以上に、僕は、今みたいな科学技術、特に科学技術をどう管理していくのかといふ社会の意思といふものがどの辺にあるのかといふところが、日本の場合には実は一番大きく揺らいでいて、

こういう問題については、特にまだ明確になっていないところが今の課題ではないかなというふう

に思うんですね。
そういう観点からすると、津川議員がおっしゃった一つの哲学みたいなものは、あえて申し上げますと、アメリカの中ではそれに近い考え方が一般的にある。すなわち、研究の自由あるいは研究の自治というのはどちらかというと個人の権利であるというウエートが非常に高い。

ただ一方で、ヨーロッパにおいては、それに對比してみますと、その研究の自由というのは、個人の権利というよりは社会の利益、いわゆる公益的な一つの成果としてウエートが高い。したがって、社会的なもう一方の何かの公益性がある

とすれば、それに対して研究の自由というのが制限を受けるというのが一般的にとられているヨーロッパの考え方だと思ふのです。
したがって、今回の置きかえてみますと、クローンとかあるいは生命にかかわるような問題についていうと、やはり人の尊厳あるいは生命の尊厳という公益というものが、研究の自由とか研究の自治というものに制限を加える価値の方が高い

んではないかという判断の中で、例えばヨーロッパでは、アメリカに比べるとこういう問題はかなり厳しく制限されているということだと思ふのです。
したがって、そういうものの中で我が国は一体どういう立場をとっていくのかということが、まさにこの法案をベースとして我々に課せられている一番大きな課題なんだと思ふから、この論議も含めて、そういう点を突っ込んで、現時点における我々の一つの見解というものをきちっと出していくというところは物すごく大きな意義があるというふうに思ふますけれども、少なくとも、民主党案という、今津川議員がおっしゃったような観点よりは、やはり社会的なそういう要請といったものも両立させるというところにウエートを置いた考え方に立っているということ

を申し上げたいと思ふます。

○津川委員 大変丁寧な答弁を、大臣も、榊床議員も城島議員もありがとうございます。

実は、私は、研究の自由ということと研究に対する規制、今回のような規制というものは、別に相反するものではないというふうに考えております。つまり、先ほど最初に申し上げましたが、規制をする以上は相当の合理的な根拠がなければならぬ。では、その合理的な根拠とは何かというところに、まさに国民のコンセンサスが必要である。そここの議論が、現在のところではまだ日本の国内では不足しているのではないかなというふうに考えております。

それでは、まず政府案について若干質問させていただきます。

今回の政府提出のヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律案というところで、まさに規制の法案でございますが、少し重複するお答えになるかもしれませんが、どのような理由で、つまりどのような合理的な根拠で、何を規制する目的としてある法律なのか、できれば、その科学的な根拠があればお答えをいただきたいと思ふます。
○大島国務大臣 お答えを申し上げますが、たびたび申し上げておりますけれども、今、科学的根拠というふうな津川さんの御質問でござい

ました。
まず第一に、私どもが十年という刑罰をもつて規制しているものは、反社会性という基準が一つござい

ます。
反社会性という根拠はしからば何か、こう言われま

すと、それはある意味では非常にすぐれて高い倫理性であると同時に、一つはそれによって人間社会の秩序が壊れるということが挙げられるだろうと思ふます。
そして、そのことがどういう胚の性質から想定されるのかと言われま

すと、一つは無性生殖による胚でありま

しょう。その胚を母胎へ移植するということは絶対にあつてはならぬことだ。第二は、人間の亜種による胚、これも母胎への移植とい

うものはあつてはならぬ。どんなことがあつてもならぬという状況の中で、十年という大変重い刑罰規定をそこに置いて、これは反社会性がある一連のものであるというふうな合理的な判断を私どもとしてしました。

他の胚、それは、有性生殖による胚は一体どうするの

か、今度は科学的にこの問題が一つ残っていますね。

今、日本の中に一万人もの人たちが、お子さんがなかなか生まれないことによつて、いわゆる体外受精をしながら一万人のお子さんが健やかに生まれ、そして喜び

になっているという実態を見ますと、それも広い観点からい

えば、いわば有性生殖によるものでござい

ます。
そういう大きな科学的な範囲の、いわば一つの日本の中に通用している常識、そういうものの世

界にぎりぎりあるいは迫るかもしれない規制というものを考えた場合に、やはりそこ

のところは、十年という重い罰則でやるということよりは、そこはガイドラインという手法でもって規制してい

く、またやってみようというところの方が、先ほど先生がお話された

いような科学的追求、そしてそこにおけるさまざまな有用性というものを予想され

ておられるならば、そういう形でそこは押さえていった方がいいのではない

か。
そういうふうなバランス上の考えと、いわば合理的な私どもの考え方

でこの法律をつくらせていただきました。

そして、その胚の性質としては、もちろん無性生殖と同時に、ヒトの要素を持つ動物になる胚も結果としてそういう範疇になっ

ているという分け方になっている、こういうふうにお考えいただければと思ふます。

○津川委員 確かに、今大臣お答えになったことは、私も合理的な根拠として挙げられるのかというふうには思ふます。

しかし、若干気になる点が幾つかあるわけですが、民主党の方から指摘がたびたびあるところではござい

ますが、若干範囲が狭過ぎるのではないかと、もう少し全体的、包括的な規制をしない限り、実効性において問題点があるのではないかと

思ふます。
確かに、クローン技術によつてつくられた胚を入または動物の胎内に移植することを禁止するとい

うのは、一つの非常にわかりやすいところでの禁止ではあります

が、言ってみれば、水際作戦といひま

しょうか、そういう規制だけでは、もしここが突破されてしまつたときにどうなるのか。そういう弊害の大きさを考えれば、もっと私は民

主党案のように、ヒト胚からの利用のあり方について議論をする、あるいは規制をするというよう

な方が有用性があるのではないかと

いうふうに考へます。
まず、政府案において、実効性について一点だけ懐疑的である部分を指摘させていただきますが、政府案で規制をしておりますのが、人クローン個体の産生というものを規制しているかと思

います。つまり、胎内に移植することを禁止しているわけであり

ますが、先ほど榊床議員が指摘をされたかと思ひますが、政府案の中には、例えばES細胞等の規制がどうも入っていない。例えばこちらの方の研究が仮に進んで、人工胎盤ですとかそういうものが可能であるならば、そこでヒトクローンの生成というものもあり得るのではないかと

いうふうには私に考へるわけであり

ますが、この点についてはどうでしょう。

○渡海政務次官 確かに、今委員おっしゃるような可能性というものは、ゼロというわけにはこれはいかないと思ひます。将来、これはやはりどうい

う時代が来るかも知れない。

しかしながら、現時点において、近い将来においてそういうことが起こるであろうとは科学的予見としてはないと思つております。人工子宮といった技術、将来的には考えられるものの、やはりそういう意味からすれば、なかなか今これは予見できないことでありまして、現在つくるべき法律としては、そこまでやらなくてもいいだろうという判断に立つて、この法律はつくらせていただい

もちろん、これは絶対ではございませんから当然見直し規定もございまして、また、将来、状況の変化に応じて対応して、技術の革新というものが行われた場合には、それはそのときの時代の社会背景ということももしかるとつかまえないといけないと思いますが、それに対応した法制度をそのときにつくらなければいけない、そんなふうを考えておるところでございまして。

○津川委員 現在の時点で予測される範囲では、人工子宮というものはなかなか難しいのではないかと、例えばお答えであつたかと思いますが、一方で、例えばクローン技術に関しては、私は、政府案では、規制をしているというよりは、指針の中で取り扱っているというの、むしろこの技術開発、研究に関して推進をしているのではないかと、いうふうにとらえられるところがあるかと思えます。また、新聞報道を見ましても、むしろこれは推進ではないかという判断をされているようでありまして、その点、どうでしょうか。

○渡海政務次官 科学技術を進めるという意味では、クローン技術そのものを否定しているものではないと、今、この法律の中にもさまざまな胚の種類というものが細かく分類をされておるわけでありまして、それぞれに胚の有用性というものがなり、将来の可能性、これは実はガイドラインの中では、今禁止はされておりますが、個体産生も、今回の法律で禁止されたもの以外については、実は科学的予見としては、いろいろな将来の有用性について今のところいろいろな意見があるわけでございます。

そして、今回の法律の中にもさまざまな胚の種類というものが細かく分類をされておるわけでありまして、それぞれに胚の有用性というものがなり、将来の可能性、これは実はガイドラインの中では、今禁止はされておりますが、個体産生も、今回の法律で禁止されたもの以外については、実は科学的予見としては、いろいろな将来の有用性について今のところいろいろな意見があるわけでございます。

者がたじろんでしまうような、そういうものはやはりつくべきではない、そんなふうにご考えております。

そういう中から、さまざまなクローン技術というものが将来人間が幸せになるために必要な技術として、これは先ほど津川議員が言われました、要はそれが社会にどう対応されるか、応用されるかということが大事だと思えますけれども、そのためには、こういう研究開発をやしやすい環境をつくっていくというの、またこれは国としての責任であるというふうにご考えているところでございます。

○津川委員 科学技術の振興という意味では、クローン技術の研究も推進するという話であつたかと思えますが、昨今、科学技術の進展の速さ、あるいはバイオテクノロジーの分野に関する技術の進展の速さはかなり速くなつてきている。実は、私もここでご制限、規制の法律の審議をしている最中にも、かなりの技術が進んでいるのではないかと、言われているところでございます。

そういう分野であるにもかかわらず、今のところ、その問題はなかなかクリアできないのでございまして、つまり人工胎盤の問題ですが、できないのではないかと、いうところで想定をしない。あるいはさらに、その技術の進展、あるいはその技術の進歩、進捗を推進する立場でありながら、この法案の見直しは五年後というのはいかがなものか。つまり、その間にどういったことが起こるか、わからない。

午前中の指摘の中にもございましたが、もしこの問題点を認識するのであるならば、まずは法律で規制をかける、その中でこの分野に関してはそれを除外するというようなやり方が、法律の適用の仕方としてはより実効性があり得るのではないかと。つまり、新しい技術が出てきて、これをよしとするか、あしとすることをその後に、この場で例えば議論するのでは、どうも遅過ぎるのではないかと。罰則規定があるというふうにおっしゃっていますが、もし例えばヒトクローン

が誕生してしまつたらどうするのか。これはまた別の議論ですからこの場では取り上げませんが、もしそうなつてしまつたらどうなるかというところを考えれば、やはりかなり厳密な、その前の段階での規制というものが必要になるかと思ひます。

技術がかなり速く進んでいく、しかもそれを推進するという立場であるならば、この見直しは政府案において五年後というのとはちよつと遅過ぎるのではないかと、いうふうに考えますが、いかがでしょうか。

○渡海政務次官 見直しの議論が五年がいいか、もつと短いのがいいかというのは、これは大変難しい議論だと思つております。

法律というのは、基本的に、現在の予見に基づいてこの程度であろうということで一応五年ということにしてあるわけでありまして、しかし、社会の状況が変わり、そしてその中で、やはり見直しが必要だということであれば、その時点で当然これは政府としても、また私は、大臣もそうでございますが立場を二つ持つておりますが、国政の場に参加する者としても、これは当然見直しの期日といひますか、これは法律で今とあえず五年ということを決めております。だけれども、そのときは、やはり早めればいんだらうと思ひます。法律も「以内」でございますから、幾ら遅くとも五年以内には見直すということでございますから、そのときの状況に応じて、そういうふうにご考えていったらいいのではないかと。

民主党さんの案が三年で見直すというのは、ある種の努力目標といひますか、後ろを切つたという意味では違つた意味があるんだらうなというふうには考えるわけでございますけれども、そういうふうには、やはり時代の要請に応じて対処していくということが一番大事であらうというふうにご考えておるところでございます。

○津川委員 ありがとうございます。それでは、若干その次の議論に進めたいと思ひますが、この技術に限らないことかと思ひます

が、科学技術の分野においては、一国内でのみ規制をしても余り実効性がないところで、国際協調というものが当然必要になつてくるかと思ひます。だからこそ、デンバー・サミットにおいてそういった合意がなされたのかなというふうにご認識をしております。当然、大臣もそのように認識をされていらつしやることと思ひます。

そうであるならば、現時点で欧州各国の状況を見ますと、例えば生殖補助医療も含めた包括的な規制があつて、その中でこのヒトクローンの議論がなされている。そういった海外の事例から見れば、国内においても包括的な規制というものを早急に進めるべきではないかと、いうふうにご考えますが、いかがでしょうか。

○大島国務大臣 ドイツあるいはイギリス、そういうところにおいて、有性生殖としてES細胞、そういうものを包括的に考えた法制度あるいはそういうものをつくっているではないかと。この問題に関しては、それぞれの国における文化的、宗教的背景というものが非常に影響する法律であらうと思ひます。

私は、今大事なことは、先ほどの先生の御議論、冒頭にお話された、真理の探求ということに国家権力が規制という網をかぶせて、あるいは国家の意思を、違つた方向に向けるために極端に介入していくとか、そういうことがあつてはならぬと先生が御主張されました。私は同感だと申し上げました。あとは、そこでいただいた知見あるいは真理をどのように有用にしていけるか。そこにすぐれて人類のモラル・ティーが問われる、それが科学技術の最も今問われるところだと私は思ひます。

そういうことから考えると、私も、まずクローン人間の産生という問題に対して、個体産生に対して、明確に十年という規制をまずここでどんと設けます、このアビール、この発信というのは非常に大きい。特にアメリカという国については、まだ依然としてこの問題に対して国家としての意思は決めておりません。したがって、確かに

イギリスあるいはドイツ等の今までのさまざまな歴史を踏まえた上での考え方が一つあるにしても、先ほど来申し上げましたように、この研究の必要性というものを私どもは認めます。

しかし、守るべき規制というものがありません。絶対許してはならぬのは、人間のコピーだけは許してはなりません。このことを世界に発信するためにも、まずこれを成立せしめて、やはり世界に呼びかけ、問いかけ、そういう中で、それぞれの国がそれぞれの判断でまずつくっていくというふうにするというのが一番いいのではないかと、こう思います。

何回も申し上げますように、倫理とかあるいは生命の尊厳というものの考え方の背景には、その国々、民族の文化、宗教観、それぞれがあつてでき上がつている部分がございます。世界的に、統一に、全部これと一緒にする、そこまで待つていなければいかぬといつたら、これはとても難しい話になるであろう。まずそれぞれの国がそれぞれの意思や判断できちつとつくっていく、そしてそういうことを積み重ねながら、結果として世界的なルールができるという道しかこの世界はないのかなと思つております。

なるがゆえに、この国会で成立せしめて、私も、世界じゅうの人々に日本としてはこうしましたよということを問いかけながら、それぞれの国の判断、結果を生んでいただくように、問いかけをしていくというきつかけにもしてまいりたい、こう思つております。

○津川委員 大臣が、世界に対して発信していきたいという考え、まことに私は評価をしていきたいなというふうに思うところでございます。

ただ、アメリカのお話が出ましたが、確かにアメリカもまさにこの規制がある意味でおくれいていると言われているところでございますが、これは先進国だけの問題ではなくて、他のアジアの諸国ですとか、他の国々も含めた世界的な規制というものがないければ、やはり有効性というものはなかなか生まれてこないのかなというふうに思います。

ので、ぜひ日本がこの分野において国際的にもイニシアチブがとれるように考えをいただきたいなというふうに思います。

それから、最近のイギリス、アメリカにおいても規制緩和が主に進んで、この分野においても進んでいるというふうな思われます。日本においても、中長期的には、またそういった規制のあり方も変わっていくということもあり得るのかというふうにも思いますが、まさに、この問題については、何度も出てきた話でありましたが、国民の同意というものが不可欠である。しかし、国民の同意を求めるときは、若干時間かかるし、すぐに返答が返ってくる、同意が形成されるものではないというふうな思われるものであります。

この科学技術の進化の速さから考えて、何か問題が発生したときに審議を開くですとか、あるいは委員会の中で取り扱うということだけではなくて、やはり常設の調査研究機関のようなものを設置して、その中で常に国民に対して情報を提供する、また国民の意識を把握するといったような研究機関、そういったものの設置が必要ではないかなというふうに私は考えるところでございいたします。

最後に、大臣にお伺いをしたいと思います。このクローン技術あるいはヒトゲノムあるいは再生医療市場というものは、今後急速な成長が予想される、ある意味で魅力的なマーケットであるというふうな言われておりますが、政府として、この分野に関してどのような戦略をお持ちかということをお伺いしたいと思います。

○大島国務大臣 実は先般、あれは一週間ぐらい、もつと前でございますでしたしょうか、あるホテルでライフサイエンスのフォーラムがございまして、こしは物すごい活況であつた。ゲノムを解明したアメリカの会社も参加していただきました。いかにもモラルサイエンスの今の動向を感ずるようになりまして、率直に申し上げますと、そこで、いや大臣、これが実はクローンの牛ですからぜひ食べてみてくださいと言われまして、いた

だきました。

そういう中で、いろいろな試算がございしますが、今私どもも、そういう意味では、二〇一〇年にはバイオテクノロジーの関連市場規模が二十五兆円になるのじゃないかという予測はしておるところでございますけれども、そういうふうな、国家戦略としてある意味では推進していくという意

味での政策をもうや国が持たなければならぬ。規制をして抑えるというのではなくて、国がこれから生きるためにどういうところに重点的に科学政策を進めるか。すぐれて、それは国家戦略だといふ思いで、きちつとやつていかなければならぬという政策を持つことが大事だ。その一つとしてバイオテクノロジーが挙げられるもの、私はこのように思つておるところでございます。

したがつて、私どもは関係五省庁でバイオテクノロジー産業の創造に向けた基本政策というものをつくらせていただきました。また科技厅として、そういうふうな観点から、バイオテクノロジーのいわば科学技術振興事業団の諸事業を通じて、育成を図つてまいらなければならぬと思つております。

来年からは、内閣府の中に、国家としての、国としての科学技術政策の総合的な戦略性を議論する場がつくられます。その中でも、むだのない金を使ひながら、集中的なバイオテクノロジーの研究あるいは産業の育成というものは日本のこれから行く末のかぎを握る一つだと認識して、政府として取り組んでおるところでございます。

○津川委員 まさにそのとおりだらうなというふうな思つております。

森首相がITだITだというふうにおっしゃつていますが、世界のマーケットは、もうITというよりも、むしろその次に来る大きな波でありまして、バイオテクノロジーのマーケットの方にこそ注目をしていると言つていいかと思ひます。国内においても、恐らく、政治の場を除けばかもしれませんが、市場の方はそちらの方に今向かつているのかなというふうに思います。

だからこそ、今の段階で十分な議論と、また適正な実効性のある規制をしなければならぬ。緊急にこのヒトゲノム産生だけを規制すればよいというところでは若干不足があるのではないかと、この点から、私は、民主党の方がすぐれているというふうな考へておるところでございます。

次に、その民主党案についても質問をさせていただきます。

まず、先ほどの政府案と同様になりますが、このヒト胚等の作成及び利用の規制に関する法律案というところで、この法律そのものが何を規制しているのか。それから、その規制をする理由は何か、その規制の目的は何かというところをお答えいただければと思います。

○山谷議員 民主党もヒトクローン、人のコピーというのは禁止しなければいけないというふうな考へております。だからこそ、またそれは緊急を要するものだと考へておりますので、対案を出したわけでございます。

先ほどからいろいろ議論があつたわけでございます。枠組みを大きくし過ぎて、むしろ研究阻害になるのではないかと、研究の自由はどうとばなければならぬとか、それはそのとおりなでございますけれども、研究阻害に關しましては、まだまだ基礎的な分野が確立してないところでございますので、科学的研究というのは、実証、臨床など、いかなる段階においても、まず人間以外の動物レベルから始動させるのが当然ではないかということ、このような形になつていくわけでございます。

民主党案は、国民生活と、それから生態系、科学の健全な発展を、やはりどうしても今の時点、入れなければいけないのではないかと。ヨーロッパでは、二十年ぐらいいろいろな議論があつて、そして生命倫理も含めた包括的なものをつくつて、むしろアメリカでは、まだ態度を決めかねていて、むしろ国際機関などを設けて、アメリカのものしかしたら暴走するかもしれないその部分について、日本も歯どめを考へていかなければならない

ということもあり得るのではないかとこのように考えているわけでございます。

民主党案は、そのような生態系あるいは科学の発展とともに、とにかく安全を考えなければいけないということ、ヒトクローンの禁止、もちろん法律で禁止します。ヒトと動物のハイブリッド、ヒトと動物のキメラ、それから動物とヒトのキメラ、例えばヒトの臓器を持った豚などというのはいけないのではないかと考えております。それから、人為的な一卵性多児、これも法律で禁止しております。政府案に比べて、例えば政府案では、動物とヒトのキメラ、つまりヒトの臓器を持った豚というのは指針で規制という形になっているわけでございますけれども、民主党案では法律で規制というふうになっている。あるいは、午前中にも出たわけですが、人為的な一卵性多児、これも指針で規制している政府案に対して、民主党案は法律で規制しているわけでございます。

研究阻害ということではなくて、本当に安全性を考え、そして生命倫理を考えて、スピードに合わせて考えていきたいということで三年ということを見直してやっておりますので、科学技術の発展、真理の追求、研究阻害ということとは当たらないというふうに考えております。

○津川委員 今回の民主党案の中に最初にあったというお話もございましたが、生殖補助医療の規制についてであります。

今回は見送る、しかし、この部分についても近いうちに規制をかけていくべきではないかというお話だろうかと思いますが、その中で当然出てくる大きな問題であります。余剰胚について、どのような問題意識を持ち、またどのように規制していくか考えなかつたところをお答えいただければと思います。

○山谷議員 余剰胚についてでございますけれども、余剰胚というのは、御存じのように、生殖補助医療で余った胚のことでございます。確かに、今一万人ぐらい体外受精で赤ちゃんが誕生しているということ、この余剰胚の問題というのは大

きな問題でありますし、またクローン技術とは切っても切れないということで非常に重要だということに考えております。

この余剰胚の扱いにつきまして、現状においては、日本産科婦人科学会によるガイドラインによつて自主規制というふうな形でございます。しかしながら、この余剰胚の扱いについて、患者へのインフォームド・コンセントが行われず、医師の勝手な判断により、余剰胚を患者が知らぬ間に廃棄または不妊治療研究に利用されているなどの事態が発生するおそれがある。これは女性たちが心配して不安に思っていることなのでございませうけれども、私たちも多くの女性たちにいろいろな声を聞いてまいりました。国民の目から見ても、余剰胚の扱いが不透明、不明確という不安の声がございませう。

これらの現状を考えまして、昨今は、日本においてもヒトES細胞樹立研究等のヒト胚を利用した研究実施を望む声が大きいわけでございます。確かに、神経細胞でパーキンソンが治るんじゃないかと、あるいは糖尿病にも非常に有効なものができるのではないかと、人類の福祉の向上という観点から見たら、一体どこまでどう考えたらいのかというの、本当にまだみんなが悩んでいる状況だということに思ふんです。

そういうふうな形で、研究実施あるいは研究の進展というものが望まれる、そういう声も聞かれるわけですが、人の生命の萌芽であるヒト胚が科学的な合理性及び必要を持たない研究に利用されないように適正な取り扱いを確保する、これはまた別問題でございまして、確保するということは急務であるというふうに考えております。

○津川委員 余剰胚ということで、当然ヒト胚の研究というものに使われるということになろうかと思いますが、その研究そのものを民主党案では認めているのか。積極的に認めるのか、少なくともこの余剰胚のみに関して認めるのか、その辺をお願いいたします。

○山谷議員 ヒト胚の研究でございますけれども

も、ヒト胚の研究は、許可制という条件のもとで余剰胚については認めていくということでございませう。

○津川委員 あと、民主党案の中で特に目立つところといたしまして、ヒト胚は生命の萌芽であるという表現がございませう。これが、ある意味で民主党案の中で一番注目されるべきところなのかなというふうにも思ふわけでありませう。そういう観点から、ヒト胚の扱いに関して今回規制をされるということでございますが、その前の段階の生殖細胞の段階から規制しないというのはなぜかということをお伺いします。

○近藤(昭)議員 お答えいたします。

生殖細胞の段階からなぜ規制しないのか。先ほど樺床議員もちよつと話をされましたが、人と動物の区別というか、今回、私どもは、とにかく人の生命の萌芽ということで大事にしていきたい。しかし、動物は動物で、もちろん大事にしないといけないということがある。あるいは、人間の祖先が猿なのか。今回の法案を作成するに当たつていろいろ研究しておりますと、必ずしもそうではないという考え方もある。ミトコンドリアが細胞の中にあるということは、すべて同じ起源から発するんではないか。

そんなようなこともありまして、まさしく、逆に言うと科学が発達することによつて、人というのをどこで区別するのか、人の祖先が何なのかわからないようなところもある。かえつて、人間が持っている倫理的なもの、あるいはある種の常識みたいなことの方が、それは時代によつて変わるかもしれないが、非常に社会的に通用しているという意味では正しいのかなと思つたりしたわけでありませう。

ちよつと話がそれたかもしれませんが、生殖細胞については、生命の萌芽であるヒト胚を適切に取り扱うことが今回の法案の主目的でありまして、ヒト胚は生命の萌芽でありますけれども、生殖細胞については人の生命の萌芽であるとはやはり言い切れないだろうということでありませう。

す。そういう意味で規制はしない。しかしながら、胚の作成において、ヒトの生殖細胞や体細胞を利用する場合もあるわけでありまして、そのような場合においては、十分にその生殖細胞の提供者の同意をとる等の措置を講ずることとしていくということでございます。

(委員長退席、平野委員長代理着席)

○津川委員 生殖細胞の段階では規制をしないというところで、アメリカでも精子バンクといったものがかなりありますし、有性生殖の話になりますが、そういった部分ではかなり自由奔放といひましようか、そういうような状況になつておるわけでありませう。日本においても、規制をしないのに、ではその提供者に対して同意をとるといふのはどういうことでありましようか。

○近藤(昭)議員 お答えいたします。

繰り返すになりますが、この法案の目的は、生命の萌芽であるヒト胚を適切に取り扱うために講ずるものである。その中で、生殖細胞は人の生命の萌芽であるとは位置づけられないだろう。ですから対象外とする。

ただし、それは、非常に考え方もいろいろあるのかもしれないが、やはり人間の体の一部であるということ、そして、その生殖細胞を扱うことが重大な影響を及ぼすだろう。人間の体の一部である以上、きちつと提供者の同意をとることはやはり必要であるという考え方でございませう。

○津川委員 ありがとうございます。

次の点を質問させていただきますが、民主党案におきましては、ES細胞の樹立にかかわる研究というものは許可をされているようでありませうが、ほかにも有益あるいは有用な研究もあるのではないかと思います。その辺はどうでしょうか。

○城島議員 お答えいたします。

確かに、御指摘のとおり、民主党案ではヒトES細胞の樹立にかかわる研究ということについては、許可というか、そういう方向でしているわけでありませうが、それは、御承知のように、この研

究は、拒絶反応がない移植用の細胞とか臓器ですとか、あるいは組織の作成といった面において極めて有用な成果を生む可能性がある研究である。しかも、この研究については、どうしてもヒト胚を使用する以外に今のところ方法がない。

また、御指摘のように、それ以外のヒト胚を使った有用な研究ということも数多く存在するというふうには思いますけれども、先ほどから議論になっておりますけれども、ヒト胚は人の生命の萌芽であるという観点から、みだりに使うべきじゃないんじゃないかというふうに我々は思っているわけでありまして。

先ほど生殖細胞の話もありましたけれども、あえて我々が厳密に言うところ、生命の萌芽というところというところ、まさに、生殖細胞というよりは受精した直後というんですか、受精卵以降というのか、あえて細かく言えば、それが生命の萌芽ということだと思っております。そういう点からいっても、このヒト胚そのものというのは、みだりに使うべきじゃないんじゃないか。したがって、動物の胚ですとかあるいは試験管段階とか、そういった段階で十分研究を積んでからヒト胚を用いた研究をすべきではないかな。

私も、実は以前、民間企業のまさにバイオサイエンス研究所というところでこの周辺の研究を一時期したことがあるわけでありまして、もう、そういう観点からも、あえて言うところと現段階ではまだ、かなり重要な研究がありそうでありまして、けれども、どうしてもヒト胚を使わなければならない段階に今あるというふうには、現段階では判断していないということでありまして。

〔平野委員長代理退席、委員長着席〕

○津川委員 最後に一点、国内における生命倫理に関する国民的議論がまだ未成熟ではないかという点をちょっと述べさせていただきますかと思ひます。

今のお話の中にもございましたが、人はいづから人であつたが人か。先ほどの大臣のお話の中にもございましたが、例えば、脳死は人の死かど

うかというところで、何年か前に議論があつたところではございましたが、実は私は、科学技術という観点から見ると、日本が出した答えというのは残念ながら非常に非科学的な答えであつたというふうには思っております。

つまり、脳死、大脳死とするか、脳幹死とするか、あるいは人の死かどうかという議論をして、専門家が煮詰めていったときに、なかなか結論が出なかつた。最終的に出した結論は何だつたかといひますと、その脳死の方の体を臓器移植に使える場合に限つて脳死と認める。これはとてもない話です。これは一番やつてはいけない判断をやつてしまつたというふうに私は思つております。

また、それゆゑに、臓器移植の技術等々すべてを私は否定しているわけではございませんが、最も重要でかつ慎重に議論しなければならぬポイントで、その段階においては国民的な議論が最終的にはなされなかつたというふうに私は思つております。

このクローン技術においても、人の始まりはどこか、人の尊厳とは何かというところがまさに重要なところでございますから、いま一度、国民全体の議論を喚起する必要があるのではないかと。我々国会議員も含めて、政府の皆様方もそういった努力をさらに重ねていただきたいというふうにかゝるところでございます。

また、よく言われるところでございますが、人クローン個体の誕生がだれの不利益になるんだ、あるいはだれが被害を受けるんだというふうなことを言われたときにも、明確な答えを我々は用意しなければならぬというふうに思つております。

また、先ほども申し上げましたが、将来の再生医療市場が、十年後には二十五兆円あるいは二十年後には五十兆円と言われておりますが、だからこそ、この有用性ばかりを強調して、有用性があるからこそ何をやっていいというふうな議論に走らないように、十分な合意を求めるための議論

を国民に対して最大限に呼びかけていかなければならないということを改めて要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○古賀委員長 山名靖英君。

○山名委員 公明党の山名靖英でございます。朝からの四時間にわたる議論が展開されたわけでございますが、相当の事細かな議論がございましたし、私の用意をいたしました質問も、かなり今まで皆さんと答へる部分があるかと思ひますが、確認の意味も込めて質問をさせていただきますので、御答弁のほどをよろしくお願いいたします。

もう言わずもがなとは思ひますが、クローンをめぐる議論は、本年五月に当委員会参考人質疑が行われまして、事の重要性から一刻も早い成立を求められたわけでありまして、いまだ少し検討期間が欲しいという野党側のお話もございまして、廃案となつたわけでございます。

近年の遺伝子あるいはバイオテク等の生命科学の目覚ましい進展というものは、我々人類にとりまして、人間とは何か、生命とは何か、科学はどこまで人間の生命にかかわつていいのか、こういった生命倫理ともいへば重大な命題を突きつけたわけでございます。大変重要な課題を背負つておるわけでございます。

ともかく、今世紀、人類は哺乳類の体細胞クローンをつくり出すことに成功をしたわけでございます。いまして、イギリスのドリー、その後、中国や韓国でのヒトの体細胞クローン胚の作成の成功、我が国にあつても、難しいと言われた豚の体細胞クローン個体の産生に成功した、こういうふうな報告がされてまいつたわけでございます。これは、言いかえれば、クローン人間作成の可能性が、コピ人間作成の可能性がすぐ目の前に来ている、こういうことでありまして、まさに衝撃的な事態を目の前にしている。

したがつて、そういった意味でのきちつとした法規制、これはもう待たなすではないかという

ふうに認識をしているところでございますが、今、クローン人間をつくり出すことに積極的な団体も出ておるようでございます。そういうことを踏まえながら、改めて私は大臣に、この人クローン個体産生の法規制の緊急性及び重要性について御見解をお伺ひしたい。

とともに、今クローン技術が、先ほど豚の体細胞クローン作成と言ひましたが、海外におけるその後の発達ぶりというんですか進展ぶり、及び我が国のクローン技術のレベルが今どこまで来ているのか、これについてあわせてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○大島国務大臣 今、山名先生から、ことし五月の参考人招致以来さまざまな議論を経て今日まで参りましたこと、委員の一人としてそういう経過を踏まえながら、改めてその緊急性、重要性というもののお尋ねがございました。

私も、臓器移植の議論のときに、私の所感としてこのように思つたんです。ライフサイエンスという世界、あるいは人間が生きていくことに對するさまざまな、言葉は適当かどうかわかりませんが執着、きれいな言葉で言えば希望というふうなございまして。しかし、これはだれも否定することができないわけなんです。人間はいつか死ぬという宿命を持ちながら、その日を一生懸命生きていくというまた宿命を背負いながら、頑張つておるわけでございますから。

それで、例えば臓器移植という問題に、あのときに結論を出し得ない。その中身は先ほど御指摘がありました。そういう必要性、あるいはどうしてもやりたいという人々が国内にいたときに、日本ではそういうふうな環境にないといふれば、今、国際化の時代に、世界に行く。やつてくれるところに行く。その国際化という現状が、医療の世界あるいはそういう世界にもどんどん行つていふんだ。だとすれば、その技術を使うか使わなはいかは、高度技術産業時代だからこそ改めてそれぞれの主体性によつてそのことを判断するにしても、国としては、受けるチャンスがあるという、

そういう場をつくっておくことが大事なんじゃないだろうかと思いました。

今、クローンの法律を皆さんに議論していただくときに、やはりライフサイエンスという世界が、ゲノムの解明から始まり、今度はたんぱく質の解明の時代に入り、一方、クローン技術と及ぼすものが生まれて、そこから生まれる人類に及ぼす有用性というものも、かなり明らかになってきた。だとすれば、先ほどからいろいろ議論していましたが、もし極端に、一切こういう研究はだめだといって、だれもそういうふうには主張していないにしてもだめだといって規制した場合には、必ずこういう問題についてやってくれるところに人々が行って、日本人としてそういうところに行って、自分のいろいろな治療をやったりする場合があるかもしれない。

そういうこと等々も考えれば、クローン技術という問題について、絶対に許されない分野は今すぐに抑えておきながら、しかし、そこから、さまざまな研究開発によって人間にとって、人類にとって有用な可能性があるところもこれからあるとするならば、そのバランスを考えながら、抑える法律はきちっとしなきゃならぬ。

だとすれば、そのだめだという根拠は一体どこにあるかというと、ただ一点、反社会性だ。反社会性というのは何かといいますと、先ほど来申し上げましたように、一つは、人間を道具として使うとか、あるいは多様性をなくするとか、その他いろいろあるわけですが、要するに、秩序を壊していく。人間が人間としての社会の秩序を壊す。

そういう観点から、絶対これだけはやっちゃいけないというものを今早速につくらないと、先生お話しされたように、もうある団体では、アメリカをベースにして、私どもはクローンの子供をつくってさしあげますとか、一方ではそういうことがどんどん進んでいく。そういうことの中から緊急性というものがあるとい意味で、私どもは、今回の無性生殖を意味するクローン、これは国内外で禁止されるべきとの合意が存在しています。

そして、そういうクローン人間誕生の危険性は高まっております。

そういう観点から、緊急性というものがあ、また反社会性というものがあ、そこはしっかりと十年という刑罰規定を設けて、だめです。その他のところは、もちろんきちっとしたルールをつくりますけれども、さはさりながら研究開発の有用性を認めて、ガイドライン等で押さえて、そういう世界をつくっていかうというのが今次の我々の法律であります。

海外のクローン技術のありよう、日本の技術実態については、総括の方からお答えをさせていただきます。

○渡海政務次官 今もう既にお話しになった内容でございます。従来型の受精卵クローンというのは十年前ぐらいから盛んに行われております。先ほどおっしゃってございましたクローン牛などがそうでございますし、最近では、よく言われております平成九年の羊のドリーから始まって、これまでに海外では羊、ヤギ、牛、マウス、豚、哺乳類を中心としてこれだけの成功例が報告をされておるところでございます。

日本も、これも先生御承知のように、農林省の研究だと思っておりますが、なかなか難しいと言われておったわけですが、豚が既に成功をいたしておりました。かなり進んでいるというふうに出ていただいているのじゃないかというふうに思っております。

なお、韓国におきましては、再生医療につながる研究の一環として、既に人クローン胚がつくられていて、こういう情報も、これは報道でございませうけれどもあるところでございます。

○山名委員 そこで、事の緊急性、反社会性を重んじての重要性を今お述べになったわけでございますが、民主党さんの案もそういう起点に基づいて出されたかという認識はありますが、ともかく、こういった問題に対して、これは世界共通のテーマだと思えますし、そういう意味では、イギリスやドイツ等におきましては、一定の法規制を

持っております。

ただ、アメリカにおいては、合衆国全体としての法規制がとれていない。アメリカのこれが一つの文化かなとは思ってすけれども、なぜアメリカがそういう態度なのか、理解に苦しむわけでございますが、一方でアメリカ等は、市民が議論に参加できるように、情報公開あるいは教育の機会の提供等を行っているというふうにも聞いております。

そういう意味でも、我が国でも今後の課題として、こういった議論や中身についてITを使った情報公開、こういったことも、手だてとして国民の理解を深めるという意味からも私は大事じゃないかと思っております。

さきのアンケート調査の結果がございまして、大体三割の人がだめだ、ところが、残る七割の人が、よくわからない人を含めて七割の人がもうひとつ乗り気ではない。これも結局は、国民の皆さんにこういったたぐいのテーマが与えられていないし、そういった情報がきちっと伝わっていない、それを判断する手段に欠けている、こういうふうに思うわけですね。

まさに生命の倫理にかかわるこういう大事な問題について、もともと開かれた議論にするためにも、もう既に政府はホームページ等で開いていると思うんですけども、今後のそういった意味での取り組みについて、決意のほどをお聞かせいただきたいと思います。

○渡海政務次官 先ほどのアメリカの件はもうよろしゅうございますか。(山名委員「結構です」と呼ぶ。なかなか複雑な事情があるようでございまして、きょう大統領がどっちが勝ったか、まだわかりませんが)

日本のパブリックアドレスの件でございます。当然、生命倫理委員会などの詳細な議事録とか、そういったものはインターネットで公開をされておりますし、また、パブリックコメントを実施するという意味で、シンポジウムを開催させていただいたり、さまざまなアンケート調査をやっ

ておるところでございます。

ただ、先生御指摘のように、この件に関していえば、私も、これは十分国民に理解が行き渡っているかなといえ、まだまだ努力をしなければいけないな、そんな思いがいたします。

生命倫理に関する社会的なさまざまな問題に関しては、現在一つの案としては、市民みずからが提言をまとめていくということで、コンセンサス会議というのをひとつ試したいと思っております。ヒトゲノムの研究に関してやっておりますところでございます。

今後、こういった手法を通じて、さらにわかりやすい情報公開、また情報の発信、そしてパブリックコメントといったようなことを求めている、国民の合意形成に資したいというふうに考えておるところでございます。

○山名委員 そこで、クローン技術が人類に及ぼす影響というものは、功罪含めてはかり知れないと思えます。ある面で、未来に対して限りない可能性、夢ともいうべきものもあるわけでございますが、現在では、人クローン胚を含む特定胚については、生殖医療の分野で有用性を持っている、有している、こういうふうには言われておりました。その研究に対する一方での期待も大きい、こういうふうには承知をしております。

したがって、先ほど言われましたような、絶対あつてはならない、そのために絶対禁止しなければならぬ、こういうものと、将来的に有用性の認められるものについては厳格な管理のもとに、禁止すべきものは禁止をしていく、こういう二つの方途というものが当然あつてしかるべしだ。そういう意味では、何でもかんでもすべてを規制するというのは、将来のそういう有用性の部分なり、人類のためにまた生かせる部分を殺してしまふ、こういうこととも思えます。

そこで重要なのは、今現在におけるこの部分の線引きをどこにするか、こういうことだと思っております。政府案では、特定胚を二つのグループに分けてまして、法律による胎内移植の禁止と、指針に

よる胎内移植の規制という二つの方法をとつておるわけでございまして、すべての特定胚については法的に禁止の網をかぶせていない、こういったことになっているかと思うのですが、この辺の線引きの根拠、これについてわかりやすくお教えいただきたい。

○渡海政務次官 午前中からの議論もこの部分に随分集中をしておるわけでございしますが、政府案の根拠というのは、先ほども大臣がお話しになりましたように、やはり反社会性という、このところで線引きをいたしておるわけでございします。

その部分に着目をいたしまして、個体産生が行われれば、倫理的にはもちろんでございしますけれども、社会的に非常に大きな混乱を起こす。そういったことで、四つの胚に限定をして個体産生を禁止いたしているという点が一つ特徴としてございします。

その他の胚については、当然これも野放しということではありませんが、今先生がおっしゃいましたように、社会的に有用な研究というものを、やはりそれでもやってはいけないことと、どんなんやった方がいいということがあるわけでございしますから、そういった観点から、ガイドラインで指針を示し、禁止すべきものは当面禁止をする。

これも先ほどから議論が出ておりますように、今のライフサイエンス分野での研究開発の進展というのは、大変スピードが速うございします。ですから、さまざまな状況変化に応じて柔軟に対応しながら、研究開発という意味では、実は先ほど民主党の津川議員からも御指摘がございましたように、やはり自由な研究が守られるということも守りながら、しかしだめなこととはだめということに対応していくというのが、より今のこの状況になじむであろう。

これは、科学技術会議の生命倫理委員会からしてもそのような報告をいただいておりますので、政府案ではそこできちっとした線引きをして、反社会性の非常に強いというものの個体産生について、国民のコンセンサスも九割以上は得られてお

るわけでありますから、法的に十年という非常に重い刑罰を科して禁止をする、あとのものについてはガイドラインでもついているところと規制をしていく、こういう考え方をさせていただいておるところでございします。

○山名委員 特定胚の取り扱いに関する指針についてであります、この特定胚の規制を政府案は法律上、五年後の見直しということにしております。対して民主党案は、すべての特定胚を規制する法律が三年後の見直し、こういうことになっていくわけでございします。

政府案につきまして、日進月歩といいますが、目覚ましく進展するクローンの分野に果たして即応し得るのか、こういう疑問を持っているわけですが、いかがでしょうか。

○大島国務大臣 先ほども御議論がありました、我が方は五年以内、以内ということをおっしゃっております。そして、ガイドラインということで指針を示して、法律規定を設けることをガイドラインでやっていく、むしろそういうことによつて柔軟に対応してもらおうということとございします。

先生がお話しされたように、もしすべてを民主党さんのようにがちつと刑罰規定をもつて禁止すると、それを見直したときに、より一層強くするときはある意味では案かもしません。社会的ないろいろな知見の結果、ある程度そこは緩めな三やならぬといったときに、例えば五年の刑罰を三年にするとか、そうしたときに本当に国民の理解を得るのに大変な努力が必要なんじゃないだろうか。

そういうこと等々を考えたときに、私どもは、むしろガイドラインという手法を用いて柔軟に対応するべきをつくりました。一方、五年以内に、必要であればそのときに、多くの国会での議論等を通じ、また必要であれば見直すことについて何らやぶさかではない、こう思っております。

○山名委員 政府案に対する質問の最後ですが、指針の適合性に対する届け出の問題ですね。届け

出で判断していく、こういうことでありますが、例えば何か不正ともいいますか、これに反する、こういった事態が起きたときに、立入検査、こういうことをつたっているわけですね。この立入検査の有効性といいますが、常にしよつちゅうやるわけではないでしようし、人数もやはり職員の方々の限りは限られていくわけですから、そういった意味での検査体制というものが今後問題になるんじゃないか、このように思っております。

そういった意味での有効性、実効性の問題と、立入検査というのは、こういうことで問題があつて立入検査をしたということを周知する必要もあると思うのです。こつそりとやるというケースもあるかわかりませんが、それよりも、そういった意味での情報公開が必要じゃないか、そういうように思っております。

そのチェック体制について十分な体制がとれるのか。立入検査の中の最も主体となるような、例えば、実験ノートなんかは克明に毎日毎日、時間刻みで書くようですけれども、決め手になるようなそういう資料というものはどこに見出すのか。その辺の立入検査の体制について、お伺いをしたいと思ひます。

○結城政府参考人 届け出をしていただきました、その書類を見て判断ができない、不十分だと思えば報告徴収を行い、必要があれば立入検査に行きたいと思っております。それで、立入検査であります、文部科学大臣がその職員、文部科学省の職員をして行わしめるわけでございまして、具体的には、研究振興局ライフサイエンス課の職員が中心となつて行うこととなっております。

実際の立入検査のやり方でございますけれども、関係者へ質問をする、あるいは書類の検査を行うというようなことができることになっておりまして、実際の検査をいたしましては、実験のノートであるとか、いろいろな発注伝票、装置の運転記録といったものを調べるといふことで、かなりの実効性が確保されるものと思っております。

それで、検査の結果の透明性ということでございしますけれども、立入検査の結果も含めまして、この法律の施行状況を積極的に国民に伝えるということとは必要だと考えておりますので、透明性のある法律の運用を心がけていきたいと思っております。

○山名委員 それでは次に、民主党さんの案について、何点か御質問をさせていただきたいと思ひます。

さきの本会議でも我が党の斉藤理事が質問をさせていただきましたが、民主党案によりまして、規制の対象をヒトの受精卵、受精卵という有性生殖まで範囲を拡大しているわけですね。

クローン人間というのが許されないのは、まさに男女のかかわりのないヒトのコピーを産生する、そういう意味の無性生殖、こういうところに根本的な問題があるんじゃないか。そういうことからいえば、有性生殖の問題と土俵の違う無性生殖の問題を一つにくつちやつて論議して、同じ法律で規制をするというところに、いささかどこから見ても無理があるんじゃないかな、私はこういう気がいたしまして、斉藤理事も論理に飛躍があるという指摘をしたところでございしますが、改めて御見解をお聞きしたい。

○近藤(昭)議員 お答えをいたしたいと思ひます。

委員御指摘のことではありますが、私どもが今回この法案でクローン個体の産生を禁止する理由といたしましては、特定の目的のために特定の形質を持ったヒトを意図的につくり出そうとする人間の育種、あるいは人間を特定の目的のための手段、道具とみなすことに道を開くことであること、また無性生殖であることなどを挙げておるわけでありまして、無性生殖だからということだけではなくて、幾つかの理由の中に無性生殖がある。したがって、無性生殖を禁止しなければならぬということについては論をまたないわけでありまして、無性生殖であることはクローン個体の産生を禁止する理由のあくまで一つとして挙げていると

いうことでございまして、民主党案においては、有性生殖、無性生殖を、法規制するしないとの基準とは考えていないわけでありまして。ですから、有性生殖だからといって何でもやっていいというわけではないですし、例えば代理母も考えられないということでございます。

○山名委員 その部分がいま一つ、全体的な網をかけている以上は結局そういう論理になつてしまふわけでありまして、わかりづらい部分だと私は思います。

もう一つ言いますならば、民主党案では、表面きと言つたら失礼かも知れませんが、ヒト胚の作成及び利用を法律で原則禁止する、こうなつておるわけですね。その法律を見ますと、先ほどからもずっと話が出ていますが、生殖補助医療及び生殖補助医学研究、これについては法律の適用外として除外をしておるわけですよ。

問題は、ヒト胚の作成及び利用から生殖補助医療等の分野を除いてしまうと、そのほとんどは規制の範囲外となつてしまふ、これはもう当然だと思ふんですね。生殖補助の名のもとに行われる研究であれば何をやってもいいという、むしろ何か法律がお墨つきまで与えてしまふ、こういうような嫌いが私はするんですが、いかがですか。

○山谷議員 生殖補助医療も、人の生命の萌芽であるヒト胚を人為的に作成、利用するものであるもので、その方法等によっては人の尊厳に反するものと考えられる。また、もし十分に安全性を確立していない技術を用いるようなことがあつたとすれば、生まれてくる子供の生命及び身体の安全にも重大な懸念が生じます。したがって、生殖補助医療だからといって自由に行つていいものではなく、その方法等について規制を行うことは必要であるというふうに考えております。

ただ、生殖補助医療は、子供を持つことを望む不妊の夫婦にとって非常に有益なものでありまして、現在実際に広く行われているわけです。この議論を大分やつたわけでございますけれども、生殖補助医療または生殖補助医学研究というのは、

そうした夫婦あるいは本人の幸福追求権として現行行われているものは、個人の選択権として認めるということがよいのではないかと結論に至りました。

○山名委員 その場合、先ほど出ていました研究利用した後の余剰胚、これを人の胎内に戻すことを禁止していないわけですが、民主党案では、胎内に戻しても問題ない、こういうふうにご考えているわけですか。

○山谷議員 規制のあり方についてなんですけれども、今厚生省の審議会が検討が大詰めを迎えていますけれども、その結果を待つて整合性を持たせるように配慮しまして、またさらに時間をかけて一貫した総合的な政策形成を行うべきというふうにご考えております。

そこで、民主党案では、生殖補助医療については、研究も含めて、その規制のあり方について総合科学技術会議での多様な観点からの議論を踏まえ早急に検討を行ひまして、三年以内に規制を行うこととし、現段階では生殖補助医療及び生殖補助医学研究にかかわるヒト胚の作成、利用については許可の対象とはしないこととしています。

○山名委員 では、ちよつと観点を変えまして、民主党さんの法案につきましては、いわゆるES細胞樹立の研究も法規制の対象に含めていたわけですが、それはなぜですか。

○近藤(昭)議員 御質問であります。私どもの法案では、ES細胞を規制対象にしているというよりは、余剰胚の研究、利用について規制対象としているわけでありまして。そして、一定条件のもとで、許可制でES細胞の樹立の研究のためにはヒト胚を用いてもよいということでありまして。

なぜ余剰胚の利用が規制されなければならないのかにつきましては、これは何度も繰り返しているわけですが、ヒト胚は生命の萌芽である位置づけられることができ、倫理的に尊重されるべきであるため、みだりに研究に用いることは可能な限り避けるべきだと考えております。しかし、一方では、ヒト胚は人の生命そのものとは異なる、

また、ヒト胚を用いる研究には、ES細胞の樹立のように医療や科学技術の進展に極めて重要な成果を生み出すことが想定されるものがある。したがって、ヒト胚が人の生命の萌芽として尊重されるべきとの要請を考慮した上で、余剰胚を厳格な規制の枠組みのもとで研究に利用するとしているわけでありまして。

○山名委員 ということは、ES細胞もヒト胚を使うわけですね。そういうことになりますね。

ES細胞の樹立の研究といいますが、これは当然ヒト胚の存在というものが大前提になるわけなんです。民主党案というのはヒト胚の保護を目的とした法案だ、こういうふうにおっしゃつておられますが、ES細胞樹立のためであればヒト胚の使用が結果的に許可される、こういうことになつてしまつて、何か自己矛盾じゃないかという気がするんだけれども、いかがでございますか。

○近藤(昭)議員 ですから、私も同様にしましては、ES細胞の樹立については許可をする。しかしながら、厳しい一定の条件のもと、ES細胞を使つて実験をせざるを得ないといひましようか、ある程度動物的な実験をしてきた、安全性が確認された、そしてそれをいよいよ実用化といひましようか、安全性を確認した上で最後はES細胞を使わざるを得ないというような一定の条件のもとではES細胞を使つていいということでありまして。

○山名委員 私も専門家じゃないからよくわかりませんが、ES細胞それだけでは個体産生にはつながらないらしいですね。したがって、やはりそういう意味ではクローン個体産生とES細胞というのは分けて、別途指針としてこれは確立すべきだ、そういうたぐひの問題である。さつきから有性、無性をごっちゃにしているというところを言ひましたけれども、この点からも、その辺のもうひとつわかりづらさといひ、大まかさというものを私は指摘したいと思ひます。

それから、民主党の法案は見直し規定が三年、こういうふうになつております。生殖補助医療等

に名をかりた研究が行われた場合、罰則はどういう扱いをされるんでしょうか。生殖補助医療等のためにこれは研究しているんです、やるんではないながら、それに違反をした場合の罰則はあのかという意味です。

○樽床議員 それはうそをついているわけでありまして、当然我々が規定いたしております罰則に該当するといふふうに私どもは考えております。

それから、先ほどからいろいろ山名委員の方からお話がございますが、私どもは、クローンのものにはヒト胚がある、そのヒト胚からクローンにもなるし、ES細胞も出てくる。こういうことから考えると、有性、無性という分け方もあるけれども、その川上はヒト胚ではないか。そういうところもしつかりと包括して見なければ、結局は、私が先ほどから何度もこの席で答弁をいたしておりますように、よかれと思つていても、科学技術の進歩に対して人類は大きな希望を持っておりまして、それが善悪ということとは別にしまして、やはり暴走する可能性はあるということ、非常に厳しい管理のもとできちつと運用していくという趣旨の発言を委員が先ほどされましたが、私もそういう観点を立つてこの法案をつくつていふということをお断りいたしたいと思ひます。

○山名委員 第二十二条でしたか、胎外におけるヒト胚の作成ということに限定をされております。これは、言ひかえれば、通常の性行為による胎内でのヒト胚作成についても配偶子提供者の同意を得なければならぬ、こういうことになるわけでありまして、これはいささかどうかな、こういう感じがいたします。

第三条第一項にも、「ヒト胚は、人の生命の萌芽であつて、何人も、みだりにこれを作成し、又は利用してはならない。」という規定がございます。そういうことから読みますと、通常の性行為により女性の胎内でヒト胚を作成することも、そういう意味では、みだりにこれを作成し、利用するということに当たらないのか、こういった率

直な疑問を持ったわけですが、御見解をお伺いしたいと思います。

○榊床議員 ちよつと私の理解力が乏しいせい
か、確実に御質問の趣旨を把握していないで答えるかもわかりませんが、二十二条の問題は、結局、余剰胚というのはヒト胚の中で不妊治療に使つて余つた部分ということですね。余つた部分がそのまま残つてゐる。それを使うには、当然それのもとなる男性と女性がおられるわけでありまして、これは俗に夫婦であらうとは思つておりますが、そういう方の許可をちゃんと得ないで使つてはいけません。

当たり前の話なんです、今はそこら辺が非常にあいまいな形で、いろいろな形でぐちゃぐちゃになつてゐるのではないかと以前に立つて我々はこの二十二条を設けてゐるということとで、全然前項等々の条文とは矛盾しないというふうに考えております。

○山名委員 さつき私が申しましたような読み方ができるわけですよ。だから、その辺が条文としてちよつと舌足らずじゃないかなという気はしております。

時間が来ましたので最後になりますが、今回の民主党案の中で、特に五条、許可制をとつてゐるわけですが、研究に逐一許可を必要とする、こういうことになりまして、人類のためになるような研究、いわば夢ともいふべきもので、そういった研究を阻害、阻止をしていくのではないかと、こういうふうに思います。その点についての御見解を最後にお聞かせいただきたいと思ひます。

○榊床議員 先ほどの御質問にちよつと答えていなかったように思います。委員がおつしやつておられる通常の性行為に基づくものについては、これは提供者というものは全く当たらないわけでありまして、それは通常の行為、通常の行為というの何となくあれなんです、普通の行為であるということ、当然この二十二条には該当しないといふに我々は考えております。

それから、なぜ許可制にするのかということ

ありますが、それは先ほどから申し上げておりますように、ヒト胚というものの保護、それは人の尊厳の萌芽であるという大前提で、ヒト胚とクローン、ES細胞を分けて考えることはできないという前提の中で、条文に書いてございますよなきちつとした許可が必要であるということを考へて、この法案を提出させていただいたところでございます。

○山名委員 余り時間がありませんので十分論議できなかったのですが、総括して申し上げて、民主党案はやはりちよつと早急な、失礼ながらばたばたの中の作業という印象をぬぐえないわけ

です。政府案で提案してゐるように、やはりクローン技術の規制ということに對象を絞つて、そして個別法という形で我が国が世界に発信する。後進国と言つてはまた失礼かも知れませんが、そういう生殖医療関係の問題で悩んでゐる国も多いわけですから、やはりそういうところへの指針にもつなげる大変意義あることだ、私はこういうふう

に思つております。そういう意味でも、今国会でぜひとも政府案を通して、世界に向けて、また将来に向けての発信を願ひまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○古賀委員長 菅原喜重郎君。

○菅原委員 自由党の菅原喜重郎でございます。まず、閣法に関連して質問をしていきたいと思ひます。

平成九年二月、イギリスのロスリン研究所が体細胞クローン羊ドリーの誕生を報道し、クローン技術が人に用いられるのではないかと、の危険が世界じゅうを駆けめぐりました。その後三年以上の歳月が経過し、この法律案が国会の審議に付されてゐるわけでありまして。生命科学に関する我が国で最初の規制法ということですから、慎重な検討が行われてきたものと考えています。

そこで、クローン羊ドリーの誕生が明らかに

のか、またなつてゐるのかをお伺いします。

○結城政府参考人 平成九年二月のクローン羊ドリーの誕生直後でございますが、同年三月には、科学技術会議の政策委員会におきまして、ヒトクローンに関する研究に政府資金の配分を差し控えるという決定がなされております。

その年の九月には、当時の橋本総理の御指示によりまして科学技術会議に生命倫理委員会が設置され、さらにその下にクローン小委員会などが設置されました。それで、すべて公開のもとに議論が進められまして、昨年の十二月には、生命倫理委員会において、人クローン個体の産生に対し罰則を伴う法規制を行うべきとの結論が得られたところでございます。

一方、大学などに対しましては、文部省が平成十年の八月に人クローン個体の産生につながる研究を禁止する旨の告示を発出したしております。この間、関係の学会、有識者、一般から広く意見を公募するとともに、有識者及び一般へのアンケートを実施いたしまして、その九割強がクローン人間の産生禁止を支持していることを確認いたしました。

こういうことを踏まえまして、さまざまな議論を踏まえてこの政府案ができておりました。前回の通常国会に出ささせていただきましたけれども、廃案になりましたので、再度この国会に出させていただきますところでございます。

○菅原委員 それで、このドリー報道の後、デンバー・サミットにおいては、ヒトの体細胞クローン産生を禁止するために適切な国内措置と緊密な国際協力が必要とされました。その後、WHOやユネスコ、欧州評議会なども次々とクローン

個体産生の防止がうたわれ、それが国際的なコンセンサスであることは疑う余地がないものになつたと私は考えています。

この問題は、世界各国が責任ある対応をとらなければ、どこかの国に優生思想的な発想からクローン人間を誕生させられることによつて、それにおくれをとれないと考える国が次々にあらわれ

ては、もはや歯どめがきかなくなるおそれのある大変危険なものではないかと思つております。それで、このクローン羊ドリーの誕生が明らかになつた後の諸外国の対応はどうなつてい

か、お尋ねします。

○結城政府参考人 クローン羊ドリーの誕生は、クローン人間の可能性を開くものとして世界に大変大きな衝撃を与えました。これを受けまして、ユネスコ、WHOそれからデンバー・サミット、欧州評議会などのさまざまな国際的な場で、クローン人間禁止の方針が決議されるなど、国際社会において規制の方針が打ち出されてきております。

個々の国を見てもみると、従来から生殖医療の規制の枠組みを持つておりましたイギリス、フランス、ドイツにつきましては、その既存の法規の枠組みの中で、法文の解釈あるいは明文によつてヒトクローンの禁止措置が既にとられております。一方、アメリカ、ロシア、韓国、イスラエルといった生殖医療の規制の枠組みを持っていない国々におきましては、クローンを規制する単独法によつてヒトクローンを規制する方針で検討が進んでおります。

このように、人クローン個体の産生を禁止することは国際的なコンセンサスであり、各国の状況に応じたそれぞれの措置がとられてゐるところでございます。

○菅原委員 私は、各国においての法整備が、必ずしも一線を画して進捗してゐないような状況もあると思つておるわけでありまして。そういうような考えから、逆を言えば、世界の動向に先んじて今我が国が法整備を行う必要がある、そういうふう

に今回の法案提出を考えております。

しかし、もう一度確認しておきたいと思ひますが、諸外国で必ずしも一斉にこの規制がとられていない、そういう中で我が国がクローン技術に関する規制を急ぐ理由は何か。また、これについて国際的における役割いかんということについて、大臣にお聞きしたいと思ひます。

○大島国務大臣 菅原先生はもう全部承知の上でいろいろなお尋ねをしておられるのだらうと思いますが、先ほど政府参考人としての発言がありましたように、今日までいろいろな経過を踏んでまいりました。

特に本年になりまして、例えば、日本ラエリアン・ムーブメントの動きというものが一つございまして、その中に、プレスリリースで、生命の尊厳を失わせるヒトクローン法、つまり、ヒトクローン法の規制をすることは人類の大罪だ、こういうふうなことがそこに訴えられたり、また、そういうふうなことから、クロネイドという請負会社、赤ちゃんをつくってやりますよということ、インターネットで公表したりしている。

この世界は、多分一度でも起こったりいたしますと、先ほど菅原先生がお話しされた、道具として人類を使う、あるいは優生思想、そういうふうなもの、つまり私は、人類の秩序が乱れる、こう申し上げたいのですが、もうそういう危険性が今ここに来ている。そういう意味で緊急性が非常にございます。

さらに、世界がまだ共通したルールがないのに日本だけがそのことをいうふうなことですが、御理解の上でお話しされていると思っておりますけれども、この問題で、世界じゅうが同じルールをつくらうと云う国連を中心になにか考えていくとすれば、これは各国のいろいろな社会、文化の違い等々によって、定まってくることは私はなかなか困難ではないかと思えます。

むしろ、そういう緊急性、重要性というものがあつたらば、日本が、日本の国会、政府が、意思としてそこをきつちりと定めて、日本はこういたしました、皆さんの国々でも考えていただくのいいのではないのでしょうかと云うて、世界じゅうの人々に発信をしていくという意義もまた大いにあるのではないかと云うように思っております。

○菅原委員 クローンの産生は、唯一無二の人間存在の尊厳性というものにもかかわってくる問題

でございますので、今大臣の答弁を聞きまして、私もやはりクローンの技術規制については速やかに法律を整備し、世界に規範を示していくべきであり、この委員会でもそのための建設的な議論を行っていききたいと思っているわけでございます。

最近の新聞を見ると、イギリスの政府諮問機関が、人クローン胚の研究を認めるべきとの勧告をし、お隣の韓国や中国でも人クローン胚やそれに類する胚を作成したとの報道がありました。これだけクローン技術の規制について声高になつていくなかに、一方ではクローン胚絡みの研究はどんどん活発になつていく感があります。これをどのように受けとめればよいのか。人クローン胚等の研究に有用なものがどのようにあるのか、また考えられるのか、このことをお尋ねいたします。

○結城政府参考人 問題をやらんでいる規制対象としております特定胚の中には、九種類あるわけでございます。

そのうちの人クローン胚及びヒト性融合胚につきましては、科学技術会議の生命倫理委員会の報告におきまして、拒絶反応を起こさない細胞や組織を得ることが可能になると指摘がなされております。

それから、ヒト胚核移植胚でございますけれども、これにつきましては、細胞質に存在するミトコンドリア異常を原因とする疾病の発症予防のために核移植を応用することについての可能性が指摘されております。

また、動物性集合胚でございますが、これにつきましては、近い将来、特定の組織のみにヒト由来の細胞を集める技術が開発され、医療応用が可能となると予測されております。この技術に応用いたしますと、例えば、動物の体内にヒトへ移植可能な拒絶反応のない臓器を作成することも可能になるわけでございます。

以上の人クローン胚などは、現時点で有用性が顕著なものとして生命倫理委員会が認められたも

のでございますが、これ以外のものにつきましても、技術の進展等に伴い新たな有用性が生ずる可能性があります。でございます。

○菅原委員 ちょっと質問を飛ばさせていただきます。

包括的な規制がある方が安心であるような気はしますが、科学技術に対する規制については、もちろん迅速さも求められますが、それがもたらしてくれる恩恵をできる限り明らかにした上で、国民がどのように考えるかを把握し、その技術がもたらす負の側面をやはり国民がどうとらえるかについて、十分過ぎるほどよく考えて対応するということが国として正しい姿勢であると思います。

そこで、民主党の法案について再三指摘されているところがありますが、私からも衆法についてお尋ねします。

クローン技術の規制については国民的な合意があると私は考えていますが、ヒト胚を生命の萌芽として尊重し法律による保護を与えることについての国民的合意があるのかという点で、どのようにお調べになっているのか、このことをお聞きいたします。

○城島議員 お答えいたします。

まず、何度も繰り返して恐縮な場合がございますけれども、我々民主党案の場合の基本的なベースとなる考え方というのが、ヒト胚を人の生命の萌芽であるというふうにとらえるということが基本中の基本でありまして、そのために、生命の萌芽であるヒト胚をまさしく人為的に作成したり利用するということは、人の尊厳の保持並びに人の生命及び身体の安全の確保に重大な影響を及ぼすおそれがあるという判断の中でこの案をつくったわけでありまして。

今御指摘ありましたように、クローン技術の規制、特にヒトクローンについては、もうほとんど国民的合意が規制についてあるんだらう。しかし、このヒト胚までそうすることについてはどうなんだということでもあります。

我々、そう考えた中で、午前中も申し上げまし

たけれども、総合科学技術会議の委託で行われた生命倫理に関する世論調査、その結果の中でも、例えば、いつの時点から人として絶対に侵してはならない存在と考えるかという質問に対しましては、受精の瞬間からであるという回答をされた方が最も多くて、三割を占めているわけでありまして。また、ヒトの受精卵の研究利用の是非というところについての質問につきましては、四割の方が厳しい条件のもとで行われるべきだ、二割は研究利用は認められない。どちらかというと六割の方が、この面については厳しい対応ということを国民の皆さんから要望されているのではないかと云うこともあるというふうになっております。

したがしまして、我が国の国民の中では、どれだけの合意かというのは確かに難しい判断ではございますが、今までの中において言いますと、受精に始まるヒトの発生初期段階を、絶対侵してはならない人の尊厳の源であるというふうな考えで、受精卵の利用研究全般に厳しい条件をつけることを望んでいるのではないかと云うふうに思っております。

したがしまして、こうした世論調査の結果も踏まえるならば、ヒト胚を、生命そのものと言うことについてはいろいろな見解がございますけれども、生命になり得る可能性を有したものであり、生命の萌芽ということに位置づけて、それにふさわしい取り扱いをすることについては、一定の合意があるのではないかと云うふうに思っております。

○菅原委員 今質問させていただきましたが、どの程度のコンセンサスがあれば法律として規制を考えてよいかわかりかという点は、これは明確な基準はないわけですね。本日に緊急な問題であるときは、コンセンサス確認に頼らないこともないとは言えないわけですね。ただ、クローン技術の規制とヒト胚の取り扱いに関する規制とは、国民的理解とコンセンサスの程度がかなり異なっているのではないかと云うので、質問した次第でありました。

またイギリスとドイツでは規制の対象、厳しさ、仕組みも全く異なり、一口にヒト胚の取り扱いを規制するといっても、それぞれの国の文化、社会的状況に応じた規制が必要であり、そのためには相当の議論が必要と考えています。

○城島議員 御指摘の点は、基本的な状況というのはそういうことなんだろうというふうに思います。

それはいろいろな理由があるのでしようけれども、確かに、こういった問題についてかなり歴史的に政府も、そしてまた国民的な関心度の歴史に

しか、先ほどの論議にもありましたけれども、あえて申し上げると、法体系としては今の民主党案のように、ある程度包括した中でヒトクローンに対しての規制をかけていくという、法体系としては一般的にはヨーロッパにはそういう体系が多いんじゃないかというふうに思っております。

○菅原委員　以上でもつて、質問を終わらせていただきます。

午前からの議論を聞いておりまして、世界に先駆けて日本が禁止法をつくったということを発信したいという御答弁があり、またイギリス、ドイツのような法体系にならないのは民族の文化や宗教の違いがあるという御答弁を聞いております。

では、まず、生殖補助技術でヒトの胚を扱うということは同じなんですが、ある分野は科学技術

今問題になっているクローン、そして新たに出てきたES細胞、これは受精後一週間目ぐらいの胚というふう聞いておりまして、移植用臓器がつくられるかもしれないという細胞、そして生殖医療という、三つの分野があると思うんですが、今回の法律は、この規制を分けていらつしやるようにお見受けするんですが、どういう理由でこのように区分けされたのか、お伺いしたいと思います。

○大島國務大臣 基本的には、おっしゃるよう
に、区別をした考え方に基づいてやっておるわけ
です。それは、我々が今緊急に、そして国家の意
思として、やつてはならないことを抑えておく。
それは何かといいますと、まさに人クローン個体
を絶対につくつてはいいかぬ、こういうところがま
ず一点ございます。

うのはやはり無理があるんじゃないだろうか。だから、私どもとしては、有性生殖の世界というものについては、さまざまな手法をもって秩序ある規制をしていくことは大事だと思っておりますが、何せ、子供のいない方の産みたいという希望

○北川委員　ちよつと角度を変えて聞いたつもり
だったんですが、前段でいろいろな委員の方が

次の質問なんです。この法案が成立すればES細胞の研究の道が開かれていきます。ES細胞の研究は、ヒトの細胞や臓器に関してオーダーメイドの医療、再生医療という言い方もしておりますが、それを行う企業が、利益追求のためにそれを利用、利用というのはまず初めに特許をとる、特許をとって情報技術を囲い込むということ、考えられると思うんです。ここです、臓器と命

胚や細胞の提供が無償、今は無償の場合しか考えられないわけですが、けれども、それを逆に用いたES細胞研究や事業化において得られる特許の取得や商品化による利益というものは、お認めになっていくという立場なのでしょうか、お伺いします。

私どもは、先ほど申し上げましたように、ES細胞の研究というものについては否定しているものではないです。やはり、いろいろな、病気を治すのには、いろいろな細胞を持ってもらって悩んでおられる皆さん、あるいは遺伝的に生まれながらにして持っているさまざまな

その一つとして、ヒトのES細胞からの研究と

いうのは、まさにスタートしたばかりです。技術が確定してから、あるいは研究体制が確定してからそれをオープンにしたらいいんじゃないかとかというの、これは研究ではないような気がするんですね。まさにそこを、先ほどの議論もありましたが、真理を追求し、研究し、そういう中でES細胞の実態を知り、どうしたらそれが人類にとっていいことになるかという研究をすることは、私はあつてしかるべきだろうと。

ただ、そこまづわるいろいろな問題があることは承知いたしておりますし、そのことについて、例えば小委員会においても、生殖医療の余剰胚に限ることであるとか、インフォームド・コンセントを大事にしないとか、あるいは余剰胚の提供が無償で行われるべきだとか、あるいは売買を行ってはいかぬとか、そういうふうな、研究を進めるに当たってのきちとした規則、そういうものを指針としてこれからつくって、いずれにしても、余剰胚の商業化につながらないような厳格な取り扱いを確保していくことが必要であろうと思います。

その結果として、それぞれの民間の皆様方が、そういうことによつて得られた知見、研究成果を人類のために役立てたいということであれば、当然、広い意味でライフサイエンスのマーケットの中でそれは生きていくかもしれない。そのことを否定しては相ならぬと思いますが、そういうことがあつても、人類としての倫理性だとか、そういうものは持たなきゃならぬことは当然だと思ひます。

○北川委員 人類の発展のためへの寄与という面は、まだ技術が確立されていないES細胞について、いかにも寄与するという形で雰囲気、御発言の部分が多いんですが、わからないだけに、私は、デメリットの部分を今具体的な言葉で、特許とか商品化につながるのではないかとという形でお話ししたんです。その以前に生命倫理の確立が必要なのではないかということをお伺いしたくて、先ほどの質問をさせていただきました。

次は、ES細胞の研究については、ガイドラインという話が午前中からもずっと出ておりました。二〇〇〇年三月の科学技術会議生命倫理委員会ヒト胚研究小委員会発表ですか、ヒト胚性幹細胞というのがES細胞というらしいんですが、「ヒト胚性幹細胞を中心としたヒト胚研究に関する基本的考え方」に、第三章というのが既にできているらしいんですが、この第三章がガイドラインのもとになるというような話を漏れ聞いたんです。

既に、もう幾ばくか、早急につくるというお話があつたんですが、具体的な面を持ち合わせていらっしゃるのではないかとこの点をお伺いしたいんです。

○結城政府参考人 ただいまのお話のとおりでございます。まして、ことしの三月のヒト胚研究小委員会の報告書におきまして、これから政府がつくるべき、これは法律に基づかない行政上のガイドラインでございますけれども、ES細胞の取り扱いに関するガイドラインの考え方が書き込まれておるわけでございます。それが先ほど大臣から御説明申し上げました、生殖医療の余剰胚に限るとかそういう点を書き込まれておまして、それに基づいて具体的なガイドラインをつくる作業を今進めておるところでございます。

○北川委員 どうもありがとうございます。

では、午前中に一番あつたお話の中に、クロン小委員会の去年の十一月十七日に出た報告に沿つて今回法律ができたというお話をお伺いしたんですが、ちよつとさかのほつて、九八年六月十五日にクロン小委員会の中間報告というのが出ています。この中間報告と九九年の報告との違いを、私も勉強しているうちにふと気づいたものから、そこからお伺いしたいと思ひます。

例えば、委員会の命題自身も違うんですね。九八年は「クロン技術に関する基本的考え方について」となつています。九九年は「クロン技術による人個体の産生等に関する基本的考え方」となつています。第二章は「クロン技術の可能性に

関する評価」で、九九年は、この「可能性」が「クロン技術の有用性に関する評価」というふうになつています。字句というのがとても大事だと思つて今伺ひしているわけです。

そして、二の(一)では、「クロン技術による人個体の産生」というのが、「クロン技術によるヒト胚の作成及び人個体の産生」、きつとこら辺で、九八年以降に出てきたES細胞、新たな細胞、これは九七年のドリーにもなかつたものですね。少し変わったんじゃないかなというのを、素人の私でも変わつていくのを見たということなんです。例えば二の(二)でも、「人個体を産み出さないクロン技術の適用」が「細胞培養」という言葉に変わつています。

そこで、お伺ひしたいんですけれども、クロンの定義なんです。私もここを読み込むのがとても大変だつたんですが、確かに、体細胞クロンは子宮へ戻すことは禁止、受精卵クロンに関してはちよつとあいまい、でも研究や治療では将来マル、そういう感じになつていく法律ではないかというふうに思つておるんです。このクロンの定義なんです。中間報告では、核移植及びES細胞作成技術を含めてクロン技術とみなしているというふうになつておるんですが、今回、九九年のをもとにされたと言われているので、その辺、クロンの定義についてお答えください。

〔平野委員長代理退席、委員長着席〕

○結城政府参考人 生命倫理委員会のクロン小委員会でございますけれども、まず中間報告を取りまとめまして、公表し、パブリックコメントを求めたわけでございます。これが平成十年の六月から八月にかけてございました。その間にコメントは百五件ほど寄せられました。それも踏まえて検討をさらに引き続き進め、最終報告ができました。その最終報告が去年の十一月でございます。

それで、その間に、いろいろなパブリックコメントそのもの、審議の状況を踏まえていろいろな手直しがされたわけでございますけれども、そ

の最終報告に、クロンの定義といひますが、用語の定義というのが参考についておまして、ちよつと読み上げさせていただきますと、「一般に「核遺伝子が同一である個体」をクロンと呼ぶ」というふう書いてあるわけでございます。これがこの報告書の最終的な定義だと了解しております。

○北川委員 そうしましたら、体細胞クロンと初期胚からのクロンでは、同じなんではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○結城政府参考人 体細胞クロンも受精胚クロンも、これはクロンでございます。

体細胞クロンの方は、これはこの法律で言う人クロン胚でございます。法律で、この人クロン胚を産生することは犯罪行為として十年の処罰を受けることとございます。

一方、受精胚クロン、これは二種類ございまして、ヒト胚分割胚とヒト胚核移植胚でございますけれども、これはその十年の犯罪というには適当ではなくて、指針でもつて産生を禁止するという方にカテゴライズしてございます。

○北川委員 そちら辺が素人にはすぐわかりにくくて、体細胞クロンも受精卵クロンも、一般の人たちがクロン人間をつくることに關して、皆さんが言つていらつした各界各層の識者のアンケートの中にはその区分けというのはいふに思ひます。そして、中間報告にも区分けはなかつたものが、ES細胞が出てから区分けができたように思ひますが、それは違いますでしょうか。

○結城政府参考人 体細胞クロンは、既に今存在しておりますと全く同一の遺伝子構造を持つた別の人をコピーする、つくることでございます。これは非常に反社会的性が強くて、決してやってはいけないことという整理になつております。

一方、受精卵クロンの方、これは二種類ございまして、ヒト胚分割胚、ヒト胚核移植胚でございますけれども、こちらの方は、生まれてくる子供同士が同じ遺伝子構造を持つておるといふこと

でございまして、そういう意味では、もともと有性生殖でございまして。先ほどの体細胞クローンは無性生殖ですが、ヒト胚分割胚、ヒト胚核移植胚の方は有性生殖から出てくるものでございまして、生まれてくる子供同士が同じ遺伝子構造になつてゐるということで、意味合いが相当に違ひまして、その反社会的性の程度が体細胞クローンとは違ふということで、このような規制の仕方の仕分けをしたわけでございまして。

○北川委員 何かまたもとに戻つた答えになつてしまつて、ちよつと何か違うような感じがするんですけれども、核の遺伝子が同一の個体あるいは細胞というふうにくローンの定義を、もう一度改めて聞きますが、ここに押さえておいていいでしょうか。核の遺伝子が同一の個体あるいは細胞。

○大島国務大臣 今私どもが禁止している人クローン胚というのは、皮膚などから細胞をとつて、そこから核を取り出して、そしてヒトの未受精卵の中に埋め込んで、それでヒトのクローン胚ができていくというのが、まず絶対やってはいかぬ、そしてそれを胎内に入れることは絶対やってはいかぬという一つの規制でございまして。

先生がおっしゃつたのは、例えばヒト胚分割胚、そういうものは、男性と女性の間で体外受精して有性生殖をした、つまり、これは体外受精でございまして。そこから生まれたヒト受精胚を分割したものを胎内に入れるというのは、いわば男性と女性の体外受精、有性生殖したものであるわけですから。例えば次のヒト胚核移植胚、これは逆に、やはり体外受精をしたものから核を取り出して、そしてヒト未受精卵にその核を埋め込んで、そして同じような子供が何人もつくれる、そういうふうなもの、これもまたある意味では有性生殖から生まれたものなわけですね。

だから、有性が無性か、そこに大きな違いがありますよということを申し上げたんですが、結果として、クローンとしては、ある意味では同じかもしれない。しかし、その経過の中で、無性と

いうのは、自分の皮膚あたりからとつてそういうコピーが生まれる。有性の場合には、男性と女性のそういう体外受精の中から生まれた胚を分割したり、あるいはそこから核を取り出してたくさんつくつたりという意味での、子供のコピーというものでしょうか、そういうものが生まれる。しかし、その源は有性である。そういう意味で、そこは違つた思想、違つた考え方が結果としてでき上がりますよということ、一生懸命説明しているということとでございまして。

○北川委員 ちよつとまだ、先ほどのクローンの定義でお答えをいただいたというふうには、今の分では思われないうです。ですから、その辺は、今の大臣のお答えと私の質問とはちよつと違ふような。今は、特定胚についてのいろいろな御指摘はいただいたと思うんですが、クローンの定義

○結城政府参考人 ちよつと突然のお尋ねで、よく調べないとお答えできませんので、少し検討させていただきますので後ほど御報告させていただきますと思います。

○北川委員 先ほどから何人も委員もおっしゃつていたし、私自身もそうなんですが、クローンとは何を指すか。例えば胚の定義も、民主党の案と政府の案も違ふ。このときの中間報告でも微妙に違ふ。イギリスなどでも、今、九〇年の法案から、修正を出して、胚の定義を変えればヒトクローンの問題は解消できる部分があるんじゃないかということ。胚の定義さえも、今技術の進歩がずつと成つていくので、なぜ定義にこだわつたかという、残念なんです。素人だからそこが読み込めないんです。それであえてお伺いしましたので、ぜひ後日御答弁をいただきたいと思ひます。

次の質問なんですけれども、クローンに関する有識者アンケート調査、これは九八年八月二十六日から九月十六日に出されているんですね。ですから、ちよつとドリーの話が話題になつて、まだ情報として熱い時期にされたアンケートなんです。

す。

ここで一つおもしろいのが、生命倫理の問題について特に関心の高いものを挙げてくださうと言つていまして、確かに、クローンの作成というのは高い部分に入つてゐるんですが、逆に低いのが体外受精、代理母、それから妊娠中絶、こうなつていまして、生殖補助医療、これに關しては、同じ生命倫理の問題であつても、多くの人が、自分とは關係のない問題ということも含めて、なかなか関心を持ち得ない分野であるわけなんです。

先ほどの質問の中で、私が、クローン、ES細胞、生殖補助医療と合同で論議をするという空気をつくつていくのは必要じゃないかというふうにお伺ひしたのは、ここの中のアンケートからも推察できる部分があるんですが、その点、いかがでしょうか。

○大島国務大臣 広い意味で、ライフサイエンスという意味では、私は共通の生命倫理観というもの議論することは決して悪いことではないと思ひます。生命科学というものと倫理というのは本當に難い問題であり、率直に申し上げますと、悩まながらこの問題に絶えず対処していくという謙虚な姿勢が私は必要だと思ひます。

一方、先ほどから議論があつた、人クローン個体を禁止するという点においては、今喫緊にその必要性和重要性があります。だからそうさせてくださいという法案をつくつたということとでございまして、そのように、研究のあり方ということとを考えると、無性生殖という世界と有性生殖という違いをすべて同じ土台にのせて議論することは果たしてどんなものか。共通の部分はもちろんございまして。それは、先ほど言つた生命倫理という意味では、私は、これだけではなくて臓器移植の問題もあるかもしれないし、さまざまに、生きるということ、それから医療、科学というものの倫理というものは、本當に絶えず考えていかなきゃならぬ。

ですから、同じ土台で生命倫理という問題をと

もに議論したり考えたりすることは悪いことじゃないし、大いに議論していいと思ひます。ただ、法体系その他を考えたときに、一方、そういう土台にあつても、やはり共通にできない部分というのがあるんだろうという思ひで、今のような法律にいたしました。

ですから、今ES細胞の研究といつても、これは本當に始まつたばかりでございまして、これからどういふ態様が出てくるのか、成果が出てくるのかわかりませんが、押さえることだけはきちつと押さえておこう。しかし、それを法律といつてがちゃんとやることによつて、かえつて柔軟な研究体制ができませんか、こういうふうなこと。

民主党さんにおいても、生殖補助医学研究については、最初のときは対象にしようかという議論があつたようですが、今除いたというの、ある意味では私どもとほとんど同じ考え方に立つての結果であつたろうと思ひます。

○北川委員 確かに、大臣の御答弁いただきましたように、謙虚に振り返るときが必要だということをお伺ひしまして、次の質問をいたしたいと思ひます。

この小委員会の中でも、小委員会は十六名で全員男性なんです。小委員会が持たれてゐる中で、一部やはり、不妊治療と言われる生殖技術に携わつた女性たちとか障害を抱えた女性たち、またDNAやゲノムの問題に関心のある人たちが、さまざまな方面から女性委員を入れてほしいという意見も行つてゐたと思ひますが、中で、ある委員が、女性委員を入れたらどうだという意見からいいますと、もとに戻つてしまふから、最終報告の九九年のときにもやはり男性でまゝまつてしまつた、十六名男性になりました。

そこで、次にお伺ひしたいのが、公聴会なんです。そういうことで、女性の意見の反映というものが、この中間報告であれ、まよめの報告であれ、反映されてないという面があります。そこで、ぜひ公聴会を各地で持つていただきたいというふうに思ひますが、この意見などにはいかがお考

えでしょうか。
○大島国務大臣 法案審議における公聴会というのは、政府が、こうあるべきだとかなんとかは言えないと思います。

少なくとも、今までのこの案を出すまでのいろいろな審議会は、パブリックコメントも求めておりますし、オープンにしております。そういう中で我々は多様な意見を聞いてきたつもりでございますが、公聴会をやるかやらないかは、すぐれて委員会の皆さんの御判断と思っております。

○北川委員 では、今、科学技術委員の判断というお答えをいただきましたので、この後いろいろ議論を尽くした中で委員の方からも意見が出てくれば、私は、この最終的な九九年の報告の中に女性の意見が、パブリックコメントをとられたと言うけれども、反映されたようには思えない。反映した箇所があったのであれば後でまた具体的に教えていただきたいんですが、ぜひ公聴会の方は、委員の方で考えていく時間を委員長とも御討議していきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○古賀委員長 理事会においてお諮りいたします。

○北川委員 ありがとうございます。

○古賀委員長 北川れん子君の質疑を終わりました。

先ほどのクローンの件は、そういうことで、はつきりと次回よろしくお願いを申し上げます。

吉井英勝君。
○吉井委員 日本共産党の吉井英勝でございます。

きょうは、私は、最初の質問ですから、政府のお考え、それから民主党提案者の皆さんのお考えというものを、既にいろいろ議論されておりますが、少し確認をする意味での質問から始めていきたいと思っております。

まず一つは、人クローン個体の産生を禁止する理由は何かということですね。これについて、政府はどういうお考えか、民主党提案者はどうい

うお考えか、まずこのことを最初に伺いたいと思

○大島国務大臣 禁止する理由はいかん、こういうことでございますが、たびたび答弁を申し上げておりますが、改めて、やはりクローン人間の産生は人間の尊厳、社会秩序の維持等に重大な影響を及ぼす。したがって、科学技術の、クローン技術の進展を見ますと、あるいはそこまづわるいろいろな報道を見ますと、この法規制は喫緊の課題である、このように思っております。私どもは禁止をさせていただいた次第でございます。

○近藤(昭)議員 委員にお答えいたします。

大変に基本的な、大切なところでありますので、少し丁寧に申し上げます。

クローン個体の産生を禁止する理由につきましては、大きく二つあると考えております。人間の尊厳の侵害という問題、そしてまた、その技術を用いて生まれてきた個体の、ヒトの安全性の問題。

人間の尊厳の侵害につきましては、動植物の育種と同様、クローン技術の特色である予見可能性、こういうふうな育つだろうという可能性を用いて、特定の目的のために特定の性質を持った人を意図的につくり出すこと、こういう人間的育種、ヒトの育種や、また人間を特定の目的のための手段、道具とみなすこと、例えば、スポーツの優秀な人あるいはIQが高い人、そういう人を生み出す目的、つまり人の手段、道具化に道を開くものである、これは大変に問題であるだろう。

また、人クローン個体に固有の問題として、既に存在する特定の個人の遺伝子が複製された人を産生することにより、体細胞の提供者とは別人格を有するにもかかわらず、常にその人との関係が意識され、実際に生まれてきた子供やまたその体細胞を提供した人に対する人権の侵害、それが大変に大きな現実として明白化してくるだろうということでもあります。これは本当に、私どもの国の憲法の個人の尊厳ということに対しても著しく反

する、かように考えております。

そしてまた、これも繰り返して述べられておりますが、遺伝子があらかじめ決定されているということ、無性生殖であるということ。受精という男女のかかりの中、子供の遺伝子が偶然的に定められる、決められるという人間の命の創造に関する基本認識から著しく逸脱しているものと考えます。こういったことによつて、人間の生殖に関する基本認識から大きく逸脱し、かつ親子関係等の家族秩序に混乱が予想される、かようなこと。

そして、先ほど申し上げたもう一つ、安全性についてであります。生まれてくるヒト個体が、正常の受精に比較して安全性に関する問題が生じる可能性を否定できない状態では、生まれてくるヒトの安全性の確保は保証できず、このような状況下でクローン技術を適用することは大変に大きな問題があるということ。

また、この辺が先ほどからもいろいろと論議されておるところであります。ハイブリッド、キメラにつきましても、私どもの法案は、この個体の産生を禁止しております。

ヒトと動物のキメラ胚につきましては、個体が発生した場合に、ヒトと動物の細胞がまじり合った生物を生み出す。人の種としてのアイデンティティー、人間とは何かということ、アイデンティティーを損なう生物を生じさせる可能性があると

いう点で重大な問題がある。

また、ヒトとヒトとのキメラ胚についても、二系統以上の遺伝子を有する細胞がまじり合った個体の生成につながるものである。人の生命の萌芽たるヒト胚を用いて研究を行う具体的な必要性があるのだろうか。現段階では、具体的な効果がある、意義があるというふうには想定されないと考えます。

また、ハイブリッド胚につきましても、ヒトと動物の配偶子を受精させて得られるハイブリッド胚、これを母胎に移植して個体産生に至った場合、まさしくこれもヒトの種としてのアイデンティティーを損なう生物を生み出す可能性があると

大変に大きな問題ということで、私どもは禁止をしております。

以上です。

○吉井委員 この点では、政府案、民主党案ともに、人の尊厳の保持、人の生命及び身体上の安全の確保並びに社会秩序の維持という問題などにかんがみ禁止ということで、若干の違いはあるかもしれませんが、基本的にはそういうところかなというふうに、今のお答えを聞いておりました。私自身は認識しているわけです。

そうすると、次に、これは政府参考人の方からお答えいただいても結構なんですが、一般に、クローン人間あるいはクローン動物の産生について、生まれてくる個体の安全性の問題についてどういうふうな考えを持っているか、あるいは現状の研究はどういう到達段階かということについて伺いたいと思っております。

○結城政府参考人 クローン個体の安全性ということでございますけれども、過大児ができるとか、いろいろな問題が生ずるというふう聞いております。したがって、それが、生まれてくる赤ちゃん自身の安全性の問題もございまして、母体にも安全上の問題を生ずる可能性があるというふうな承知しております。

○吉井委員 私自身は、さらにいろいろな条件が重なったときの、突然変異とか、そういうさまざまな条件によつて、本当に人間あるいは生物の安全や安定性そのものが揺るがされてしまう、恐らくそういう問題があるだろうというふうな思っております。

次に、これは両方の法案の中に入っているのですが、クローン人間の産生について、人間の尊厳という問題です。

人間の尊厳をどう考えるか。ここには、そもそも人間はどうかあるべきかという問題とか、あるいは人類が多様な発展を行っていく上での可能性の角度からとか、いろいろな角度から人間の尊厳というものについての考え方があろうかと思っておりますが、これは政府の方からと、また民主党提案者の

方から、それぞれに人間の尊厳という言葉を使文上使っておられるのですが、どういう考え方で言っておられるかを少し伺っておきたいと思ひます。

○大島国務大臣 一番の根幹は、大島理森という人間が一人しかいない、そこが原点であろうとは思ひます。それは、どの人間もそういうことである、なるがゆゑに互いに尊重していく。その生命、思想、あるいはその存在、そういうものを認め合う、それだと思ひます。

○榊床議員 吉井委員から大変難しい御質問をいただきました。少し戸惑つております。

人の尊厳とは、我々が生まれるに至る過程の中で、どれほど多くの、多くといひますか、非常に小さい可能性の中で我々は一人間としてこの世に生まれてくる。当然、父親、母親の出会ひの確率、さらにそれ以上に最も確率が低いのは、精子と卵子の、どの精子と卵子が合体するのかわからぬ、気が遠くなるような確率の本当に乏しい中で我々はこの世に生まれてくる。そういうことを我々は、非常にとうとうとある、そういうふうにして考えているわけであります。

人の尊厳というのは、そういうところに端を発して生まれてくる、先ほど大臣もおっしゃいました。自分自身から自分である誇りとか、自分が自分であることのみずからの意識という漠然としたもの、何か禅問答しているようで恐縮であります。そんな何とも言うに言えないような思い、自分が自分である思いというようなことと御理解をいただきたい。

こういう問題につきましては、またゆつくりと御議論をさせていただける機会があればと思ひております。

○吉井委員 ゆつくり議論するために、大分私のこの質問時間も、民主党の皆さんの御協力もいただいてよろしくお願ひしたいと思います。

人クローン個体の産生を禁止するその理由として、法律上も人の尊厳の保持という言葉を用いて、使っているわけですね。私は、きょうの議論は

ここまでにとどめておいて、また次回以降にやりたいと思ひますが、やはり法律上これを使うからには、そこは少しきちんとした議論をしていただくが大事かというふうに思ひます。

次に、生まれてくる人間の立場からした場合に、どういう面で人権が侵害されている存在だと考えていくかという問題ですね。つまり、生まれていながら、唯一の遺伝的特徴を持っているとは言えない、すなわちアイデンティティーを侵害されている存在という問題とか、生まれること自体がいわば実験材料という意味を持つてまいりすから、生まれてくるクローン人間の立場からしたときに、人権が侵害されるという問題は、どういふ内容、どういふ意味を持つていふのか、この点についても伺ひたいと思ひます。

○大島国務大臣 私は、先ほど尊厳という問題についてお答えしたわけですが、それから演繹して申し上げると、まさにそういう観点から、つまり、大島理森のコピーをつくつてはならぬということが尊厳の根幹であるわけではなからぬ、生まれてきたときにどのように考えるかということ、私どもは今想定するべきではないと思ひます。そうあつてはいかぬと。これは、日本国民としてその決意をしてそういうふうな法律にするというときに、私どもは、そういうことを想定した上での議論というのは、なかなか今ここで入っていくということにちゅうちょを感じております。

○吉井委員 仮に大島大臣のコピーであつたとしても、生まれてきてしまつたら既に別人格なものです。これは憲法によつても、人間として、生まれてしまつたら尊重されなければいけないのです。しかし、生まれるということ自体が、本當にいわば実験生物として扱われるわけですから、生まれること自体が、これほどひどい、最初から非常にひどい人権侵害というものは無いと思ひます。

考えたくないというところがあるのはよくわかるのですが、さて、そういう場合に、もう少し突き詰めて見ておきたいと思ふ一つは、たとえクローン人間であつても子供が欲しいという親の欲望で、親なりあるいはヒトクローン技術にかかわる研究者の手で、クローン人間の受胎と出産、産生を決定するということが許されるのか。まさに生まれるがらにして実験材料という形をとり、本人の人権が侵害されるクローン人間の産生を、親や研究者が勝手に侵害することは許されるのかという問題にもつながることかと思ひます。

この点について、私は、これはともともとういうこと自体が許されるべきものではないと思ひます。○大島国務大臣 今先生がくしくもお話されましたが、生まれてきたときにその問題をどう考えるかというテーブルにのつて今議論することは、なかなかしづらいのです。率直に言つて、我々は、まさにそういうクローン人間の個体というものをつくつてはなりません、人間の尊厳、人類の秩序、人間の秩序、そこをきちつと押さえるということが大事だと申し上げ、そういう法律をお願いしているときに、生まれたときにその議論はどのうあるべきかというの、大臣としてはなかなか踏み込めない。これは御理解いただきたいと思ひます。

○吉井委員 私は、生まれたときに大問題なのですから、だからそういうものを産出するようなことをやつてはならない、そういうことで申し上げておきます。

次に、人クローン胚等の研究を規制する理由というものについての考え方を、政府並びに民主党提案者から伺つておきたいと思ひます。

○結城政府参考人 問題をばらんでおります。これは規制対象特定胚というふうには言つておりますが、これについては、母胎に移植された場合にクローン人間となる産生につながる可能性があるということをごいひまして、そういうクローン人間等の産生を確実に阻止するために、いわば移植する前段階にありまます人クローン胚等の作成や研究の段階から規制をすることが必要であるという

考え方でございます。

このため、政府案におきましては、人クローン胚等の作成やそれを用いる研究などについて遵守すべき指針を定めるとともに、届け出義務を課しまして、人クローン胚等の研究が適切に行われることを確保しているところでございます。

○近藤(昭)議員 人クローン胚についてでございますが、これもずっと議論しておることではありますが、人クローン胚は、ヒト個体の産生につながる可能性のあるものであるという危険性、また、ヒト胚と同様に人の生命の萌芽としての意味を持つものであるとして、その取り扱いには大変に慎重であるべきであり、規制が必要だというふうにごいひしております。

○吉井委員 次に、民主党案ではヒト胚は人の生命の萌芽と定義しておりますが、政府の見解では、ヒト胚は人の生命の萌芽と見るのか、あるいはヒト胚は人の生命の萌芽とはみなさないのか、この辺について政府の方に聞いておきたいと思ひます。

○結城政府参考人 科学技術会議生命倫理委員会のもとに設置されましたヒト胚研究小委員会の報告書におきましては、政府案に言うヒト受精胚、ヒト胚でございますが、これは生命の萌芽としての意味を持ち、ヒトのほかの細胞とは異なり、倫理的に尊重すべきとされております。

ただし、現実の問題といたしまして、この胚に保護を与えるべきかについては国民の意見は分かれています。ヒト受精胚の取り扱いを法規制することについて十分な国民的合意は形成されておらないわけでございます。このため、法による規制を行うことは時期尚早であるという立場でございます。

○吉井委員 ヒト胚の利用についての規制というものの考え方ですね。これは、ある意味では表裏の関係で、ヒト胚の研究の正当性ということにも、正当でないものももちろん禁止、しかし正当性と禁止との間のところがあつて、だから禁止じゃなくて規制という言葉が生まれてくるわけ

すね。その関係といいますが、そのことについては政府並びに民主党提案者はどういふふうにお考えなさっているかを伺いたいと思います。

○大島国務大臣 規制と禁止という議論でございますが、先ほども政府参考人からお話がございますように、ヒトの受精卵は生命の萌芽としての意味を持ち、ヒトの他の細胞とは異なり、倫理的に尊重すべきである。しかし一方、現実の問題として、胚に保護を与えるべきかどうかという問題につきましては、公開されておりますから、小委員会でもさまざまな議論がまだ依然として続いております。

したがって、ヒトの受精卵そのものについては、一方、広い意味での世界においては、毎年一万人の体外受精のお子さんたちが生きて頑張っておられるという世界でもあるとするならば、そういうふうなことも勘案し、またその研究という問題も勘案したときに、我々は、法による規制はやはり時期尚早である、このように判断をいたしました次第でございます。しかし、今後における規制のあり方等は、さらに国民的な議論を踏まえながら、総合科学技術会議などでの審議が必要である、こういうふうにも思っております。

○城島議員 民主党は基本的な考え方のベースが、御指摘のとおり、生命の倫理、生命を尊重するという観点からして、ヒト胚そのものが生命の萌芽であるということを基本に置いた体系を立てております。

しかし一方で、生命の萌芽であるとは認識しつつも、どの段階で人ということに認定できるのかということを含めて、そこについては大変難しい問題があるわけでありまして。しかし、少なくとも人の萌芽としてのヒト胚というものについて、生命倫理の観点から、人の誕生の源でありますから、それなりに丁寧な対応が必要ではないかというところを重要視しておりますので、おのずから、クローン技術というものとヒト胚に対する対応というのは、基本的な枠組みは同じでありますけれども、規制というものと厳格に禁止するものとの間に

ウエートづけはしているわけでありまして。そういうことであります。

○吉井委員 次に、ES細胞や特定胚の研究に必要なヒト胚またはヒト配偶子の提供についてのどのような条件を考えておられますか。これは両提案者から伺いたいと思います。

○結城政府参考人 先ほど来御紹介しておりますヒト胚研究小委員会の報告書におきまして基本的な考え方が示されておりますので、それに基づいて御報告いたします。

まず、ヒトES細胞についてでございますが、今後、ES細胞については、その取り扱いについてのガイドラインがこの法律とは別に、この法律に基づかない行政上のガイドラインということで定められますけれども、ES細胞の樹立に際して使用するヒト胚についての基準がそこに書き込まれることになっております。

具体的には、凍結期間を除いて十四日以内、二週間以内のヒト胚を使用すること、使用されるヒト胚は凍結保存胚であること、交通費などの必要経費を除いてヒト胚の対価が無償であること、樹立に必要な認められる数以上のヒト胚の提供を受けないこと、提供されたヒト胚は遅滞なく樹立に使用すること、樹立機関における保管は樹立計画に必要な範囲内に限ること、提供者からのインフォームド・コンセントをとるべきことといった内容が書き込まれる予定でございます。

次に、この法律の規制対象でございます特定胚についてでございますけれども、これはこの法律に基づいてその取り扱いのための指針を定めていくわけでございますが、その中でヒト胚等の提供についての条件が示されることになります。具体的には、提供者からのインフォームド・コンセントがとられていること、提供に当たっての商業的利益を禁止することといった内容になる予定でございます。

○近藤(昭)議員 お答えいたします。政府案でも、今御答弁があったように、これから決められていくということですが、私ども

の民主党案では、第四章におきまして同意、無償、匿名という倫理原則で定めさせていただいております。

この原則は、人の体の一部を利用する際守るべきルールとして国際的に広く認められております。フランスなどの国で立法化もされておるわけでありまして、我が国でも臓器移植法において、心臓や肝臓などの臓器に關しこれらが既に立法化がされております。まさしく人の体の一部の中でも人の生命の萌芽である胚及びその胚を形成することに直接関与する精子、卵子の提供、授受には、とりわけこれらの倫理原則の遵守が強く求められると考えております。

○吉井委員 次に、政府案では、人クローン胚を作出し胎内に戻さないで胎外で培養した場合は、これは胚盤胞からES細胞を得ることは法律上は可能としていると考えてよろしいかという問題、これを伺いたいと思います。

○古賀委員長 ちょっと趣旨がわからなかったようですから、再度お願いします。

○吉井委員 政府案で、要するに人クローン胚をつくって胎内に戻すことは禁止ですから、戻さないで胎外で培養した場合、その胚盤胞からES細胞を得ることは法律上は可能ということになるかと思われまして、こういう考えと見てよろしいか。

○結城政府参考人 指針でそういうことができるということになれば、それは法的には可能でございます。

○吉井委員 民主党の皆さんの場合は、民主党案ではこの扱いについてはどういふふうにお考えになつていらっしゃるかも伺いたいと思います。

○近藤(昭)議員 私どもでは、十六条で「許可の基準等」というのを定めておりまして、この基準に合えば認めるということでございます。

○吉井委員 政府の方は指針を定めてということ、民主党の方は基準でということ、いずれにしても、基準という言葉を使うにしても指針にしても、そういうガイドラインをつくって今後考え

ていくということです。

そこで、時間も多分終わりになるでしょうから最後の質問になろうかと思いますが、政府案ではヒト胚を外す、民主党案ではヒト胚を入れるという。これはこの間ずっと議論もありましたが、それぞれにその理由というものを、簡潔で結構ですから、改めて伺っておきたいと思っております。

○大島国務大臣 簡単に言いますと、反社会性の強さの違いというのが一点ございます。有性生殖による胚という世界は、先ほど申し上げましたように、広く言えば、その中に一万人の体外受精で生まれるおさんたちもおる。またもう一つは、研究として有用性が考えられるという意味で、そのように分けて考えておるといふふうに御理解いただきたいと思います。

○城島議員 これはもう何度も繰り返しますけれども、生命の尊厳という観点からして、私たちは生命の萌芽であるそのヒト胚というもの、その生命の尊厳という観点からするとそれにふさわしい対応をしていくべきだということに重きを置いているということでございます。

○吉井委員 時間が参りましたので、本日の質問はこれで終わります。

○古賀委員長 次回は、来る十日金曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後五時十三分散會

平成十二年十一月三十日印刷

平成十二年十二月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局